

**中央防災会議**  
**「首都直下地震避難対策等専門調査会」**  
**（第7回）**

**帰宅困難者等に係る市区町村の対策現況**  
**（アンケート結果）と課題について**

**平成19年7月24日**  
**内閣府（防災担当）**

本資料は、市区町村への照会・確認を踏まえ、第6回専門調査会（平成19年5月23日開催）の資料3-1「帰宅困難者等に係る市区町村の対策現況(アンケート結果)と課題について〔量的な課題に関する事項の抜粋〕」に追加・修正を加えたものである。

なお、第6回専門調査会資料からの追加部分は、目次上  
灰色で示している。

# 目 次

|  |    |
|--|----|
| <b>1. 市区町村への照会の対象等</b> .....               | 1  |
| 1.1 本照会の対象等 .....                          | 1  |
| 1.2 前提条件 .....                             | 1  |
| 1.3 本照会における用語の定義 .....                     | 1  |
| <b>2. 帰宅困難者問題に対する認識等（市区町村への照会結果）</b> ..... | 2  |
| 2.1 帰宅困難者に対する基本的な認識 .....                  | 2  |
| 2.1.1 企業や学校からの帰宅困難者の発生 .....               | 2  |
| 2.1.2 買い物客等からの帰宅困難者の発生 .....               | 4  |
| 2.1.3 遠距離徒歩帰宅者の通過 .....                    | 6  |
| 2.2 帰宅困難者に関する懸念 .....                      | 8  |
| 2.2.1 帰宅困難者のための水の確保 .....                  | 8  |
| 2.2.2 帰宅困難者のための食料の確保 .....                 | 10 |
| 2.2.3 帰宅困難者のためのトイレの確保 .....                | 12 |
| 2.2.4 帰宅困難者のための滞在場所の確保 .....               | 14 |
| 2.2.5 帰宅困難者を救護する体制の確保 .....                | 16 |
| <b>3. 対策の現況及び課題（市区町村への照会結果）</b> .....      | 18 |
| 3.1 安否確認の確実な実施 .....                       | 18 |
| 3.1.1 これまでの専門調査会で提示された課題 .....             | 18 |
| 3.1.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項 .....            | 18 |
| （1）安否確認手段の周知の実施 .....                      | 18 |
| （2）安否確認手段の周知の方法 .....                      | 20 |
| （3）安否確認手段の周知の地域防災計画への位置づけ .....            | 22 |
| 3.2 むやみに移動を開始しないことの周知 .....                | 24 |
| 3.2.1 これまでの専門調査会で提示された課題 .....             | 24 |
| 3.2.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項 .....            | 24 |
| （1）「むやみに移動を開始しない」ことの周知の実施状況 .....          | 24 |
| （2）「むやみに移動を開始しない」ことの周知の方法 .....            | 26 |
| （3）「むやみに移動を開始しない」ことの周知の地域防災計画への位置づけ .....  | 28 |
| 3.3 企業や学校における帰宅困難者及び帰宅者対策推進 .....          | 30 |
| 3.3.1 これまでの専門調査会で提示された課題 .....             | 30 |
| （1）企業 .....                                | 30 |
| （2）学校 .....                                | 30 |
| 3.3.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項 .....            | 30 |

|        |   |    |
|--------|---|----|
| ( 1 )  | 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨                             | 30 |
| ( 2 )  | 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨方法等                          | 32 |
| ( 3 )  | 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨の地域防災計画への位置づけ                | 34 |
| 3.4    | 一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所における対策の推進                   | 36 |
| 3.4.1  | これまでの専門調査会で提示された課題                              | 36 |
| 3.4.2  | 市区町村照会結果から把握・確認した事項                             | 36 |
| ( 1 )  | 帰宅困難者による避難所の利用への対応                              | 36 |
| ( 2 )  | 避難所に帰宅困難者が来ることによるスペース不足等混乱の懸念                   | 40 |
| ( 3 )  | 幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備              | 42 |
| ( 4 )  | 幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備の地域防災計画への位置づけ | 44 |
| ( 5 )  | 避難所運営マニュアルでの帰宅困難者対応方法の記載                        | 46 |
| ( 6 )  | 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保                           | 48 |
| ( 7 )  | 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の種別                           | 50 |
| ( 8 )  | 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保の地域防災計画への位置づけ              | 52 |
| ( 9 )  | 帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定の締結                       | 54 |
| ( 10 ) | 帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定締結の地域防災計画への位置づけ           | 58 |
| ( 11 ) | 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供                   | 60 |
| ( 12 ) | 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供の地域防災計画への位置づけ      | 63 |
| ( 13 ) | 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定の締結                  | 65 |
| ( 14 ) | 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定締結の地域防災計画への位置づけ      | 67 |
| ( 15 ) | 帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定の締結                      | 69 |
| ( 16 ) | 帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定締結の地域防災計画への位置づけ          | 73 |
| 3.5    | 徒歩帰宅者の円滑な誘導                                     | 75 |
| 3.5.1  | これまでの専門調査会で提示された課題                              | 75 |
| 3.5.2  | 市区町村照会結果から把握・確認した事項                             | 75 |
| ( 1 )  | 徒歩帰宅者の中に怪我人が発生する懸念に対する認識                        | 75 |
| ( 2 )  | 帰宅困難者の滞留により災害応急活動等に支障が生じる懸念                     | 77 |
| ( 3 )  | 徒歩帰宅者が車道にあふれ出し、災害応急活動等に支障が生じる懸念                 | 79 |
| 3.6    | 駅における混乱の防止                                      | 81 |
| 3.6.1  | これまでの専門調査会で提示された課題                              | 81 |

|           |   |            |
|-----------|---|------------|
| 3.6.2     | 市区町村照会結果から把握・確認した事項                         | 81         |
| (1)       | 駅前等における混乱の発生の懸念                             | 81         |
| (2)       | 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の実施                     | 83         |
| (3)       | 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の内容                     | 85         |
| (4)       | 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の地域防災計画への位置<br>づけ       | 87         |
| (5)       | 駅等での帰宅困難者問題に対する自由回答                         | 89         |
| (6)       | 駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備                  | 89         |
| (7)       | 駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備の地域防災<br>計画への位置づけ | 91         |
| 3.7       | 代替交通機関の確保                                   | 93         |
| 3.7.1     | これまでの専門調査会で提示された課題                          | 93         |
| 3.7.2     | 市区町村照会結果から把握・確認した事項                         | 93         |
| (1)       | 公共交通機関等との連携                                 | 93         |
| 3.8       | 帰宅断念者のボランティアとしての活用                          | 95         |
| 3.8.1     | これまでの専門調査会で提示された課題                          | 95         |
| 3.8.2     | 市区町村照会結果から把握・確認した事項                         | 95         |
| (1)       | 帰宅断念者をボランティアとしての活用する方策の準備                   | 95         |
| (2)       | 帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の地域防災計画への位<br>置づけ      | 97         |
| 3.9       | 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備                    | 99         |
| 3.9.1     | これまでの専門調査会で提示された課題                          | 99         |
| 3.9.2     | 市区町村照会結果から把握・確認した事項                         | 99         |
| (1)       | 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備                    | 99         |
| (2)       | 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の地域防災計画への位<br>置づけ      | 103        |
| <b>4.</b> | <b>帰宅困難者及び帰宅者問題全般に関わる総合的な施策</b>             | <b>106</b> |
| 4.1       | これまでの専門調査会で提示された課題                          | 106        |
| 4.2       | 市区町村照会結果から把握・確認した事項                         | 106        |
| (1)       | 情報提供システムの構築                                 | 106        |
| (2)       | 帰宅困難者心得の周知の実施                               | 107        |
| (3)       | 帰宅困難者心得の周知の地域防災計画への位置づけ                     | 109        |
| (4)       | 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の実施                     | 111        |
| (5)       | 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の内容                     | 113        |
| (6)       | 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の地域防災計画への位置<br>づけ       | 115        |
| (7)       | 帰宅困難者問題に関する課題、工夫、意見・要望等                     | 117        |

## 5. 帰宅困難者対策の実施状況と地域防災計画への位置づけ

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| (全体集計)                   | 119 |
| 5.1 帰宅困難者対策の実施状況         | 119 |
| 5.2 帰宅困難者対策の地域防災計画への位置づけ | 120 |

# 1. 市区町村への照会の対象等

## 1.1 本照会の対象等

帰宅困難者に係る対策の現況と課題等の把握を目的として、首都直下地震の影響を受ける可能性の高い1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の全市区町村（島嶼部を除く）及び茨城県南部の25市町村を対象に、帰宅困難者対策に関する照会を行った。対象市区町村の全てから回答を得た。

実施期間：平成19年1月31日～2月28日

表 1 - 1 調査対象市区町村数

| 調査対象都県 | 調査対象市区町村数 |
|--------|-----------|
| 茨城県南部  | 25        |
| 埼玉県    | 71        |
| 千葉県    | 56        |
| 東京都    | 53        |
| 神奈川県   | 33        |
| 合計     | 238       |

東京都は島嶼部を除く。

## 1.2 前提条件

大規模な直下地震が発生し、首都圏全域で交通機関が機能停止した状況を想定

## 1.3 本照会における用語の定義

大地震が発生すると、鉄道など公共交通機関が停止し、また道路も被災等により通行困難となることが考えられる。企業や学校に通う人々あるいは買い物客などの自宅を離れている人々は、外出先に取り残され、自宅へは徒歩しか帰宅手段がなくなることが予想される。このような人々について、それぞれ次のように定義して照会を実施した。

|          |   |
|----------|---|
| 帰宅断念者    | ：自宅が遠距離にある等の理由により、徒歩で帰宅することをあきらめ、被災場所周辺に滞留する人 |
| 遠距離徒歩帰宅者 | ：遠距離にある自宅を目指して被災直後から徒歩で帰宅しようとする人              |
| 帰宅困難者    | ：上記の帰宅断念者と遠距離徒歩帰宅者を合わせたもの                     |

## 2. 帰宅困難者問題に対する認識等（市区町村への照会結果）

### 2.1 帰宅困難者に対する基本的な認識

#### 2.1.1 企業や学校からの帰宅困難者の発生

##### 1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

|                         |               |              |                     |             | 回答欄 |
|-------------------------|---------------|--------------|---------------------|-------------|-----|
| 自市区町村内にある企業や学校から、帰宅困難者が | 1.<br>相当数発生する | 2.<br>少数発生する | 3.<br>ほとんど又は全く発生しない | 4.<br>わからない |     |

上記において、「相当数」とは、何らかの特別な対策を取らないと、混乱が発生するなど問題が生じるおそれがあるもの、「少数」とは、帰宅困難者は発生するものの、特段の問題を生ずるまでには至らない程度であるものとします。

## 企業や学校からの帰宅困難者の発生に対する認識

- ・ 自市区町村内の企業や学校からの帰宅困難者(帰宅断念者 + 遠距離徒歩帰宅者)が「相当数発生」と認識している市区町村の割合は、東京都区部で78%、東京都多摩で43%、神奈川県で42%である。

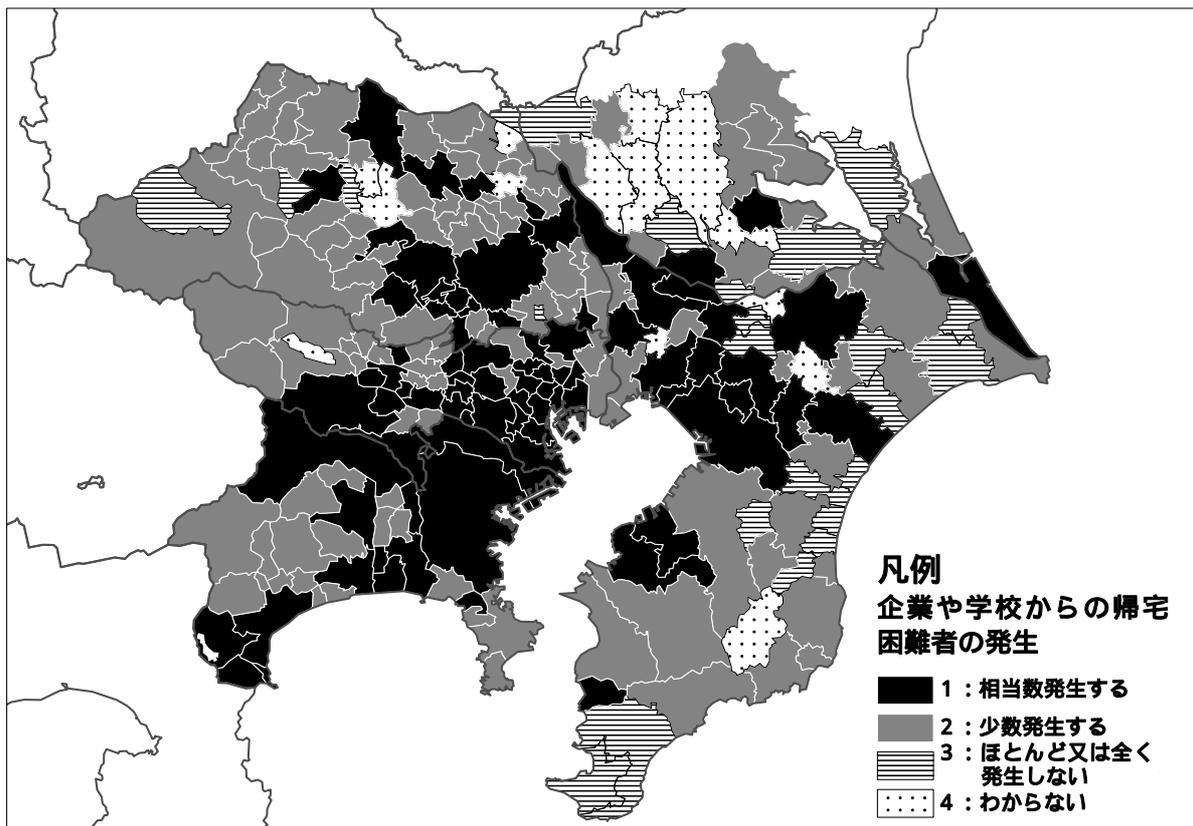
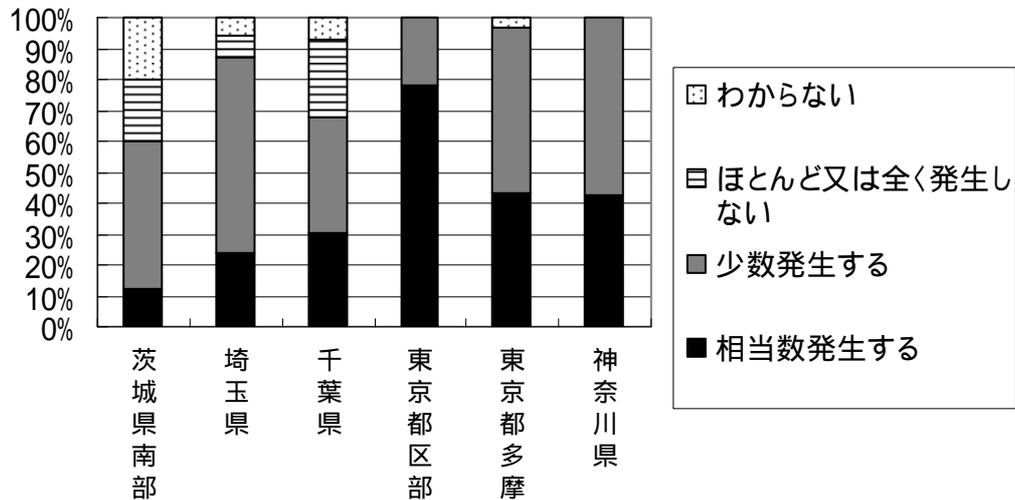


図 2 - 1 自市区町村内にある企業や学校から帰宅困難者が発生することの認識 (1 (1) )

## 2.1.2 買い物客等からの帰宅困難者の発生

### 1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

|                                    |               |              |                         |             | 回答欄 |
|------------------------------------|---------------|--------------|-------------------------|-------------|-----|
| 自市区町村に<br>来た買い物客<br>等から、帰宅<br>困難者が | 1.相当数<br>発生する | 2.少数<br>発生する | 3.ほとんど<br>又は全く発<br>生しない | 4.わからな<br>い |     |

上記において、「相当数」とは、何らかの特別な対策を取らないと、混乱が発生するなど問題が生じるおそれがあるもの、「少数」とは、帰宅困難者は発生するものの、特段の問題を生ずるまでには至らない程度であるものとしします。

## 買い物客等からの帰宅困難者の発生に対する認識

- ・ 自市区町村に来た買い物客等からの帰宅困難者(帰宅断念者 + 遠距離徒歩帰宅者)が「相当数発生」と認識している市区町村の割合は、東京都区部で70%、神奈川県で42%、東京都多摩で30%である。

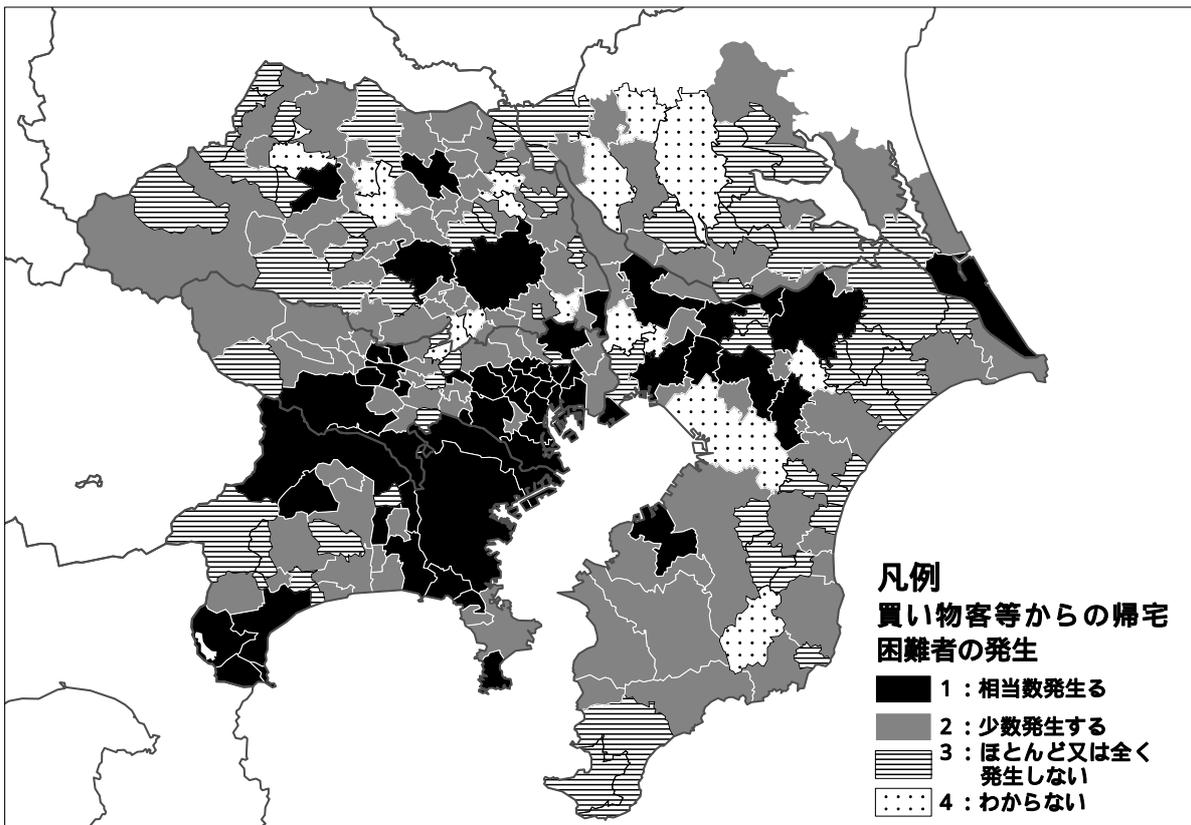
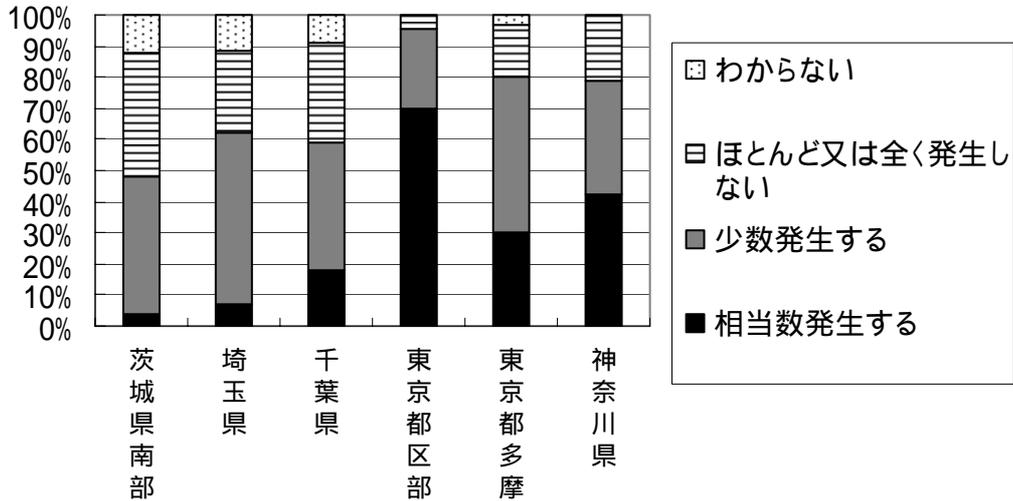


図 2 - 2 自市区町村に来た買い物客等から帰宅困難者が発生することの認識  
( 1 ( 1 ) )

## 2.1.3 遠距離徒歩帰宅者の通過

### 1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

|                    |           |          |                 |         | 回答欄 |
|--------------------|-----------|----------|-----------------|---------|-----|
| 自市区町村の中を、遠距離徒歩帰宅者が | 1.相当数通過する | 2.少数通過する | 3.ほとんど又は全く通過しない | 4.わからない |     |

上記において、「相当数」とは、何らかの特別な対策を取らないと、混乱が発生するなど問題が生じるおそれがあるもの、「少数」とは、帰宅困難者は発生するものの、特段の問題を生ずるまでには至らない程度であるものとしします。

## 遠距離徒歩帰宅者の通過に対する認識

- ・ 自市区町村の中を遠距離徒歩帰宅者が「相当数通過」すると認識している市区町村の割合は、東京都区部で 87%、神奈川県で 42%、東京都多摩で 37%である。

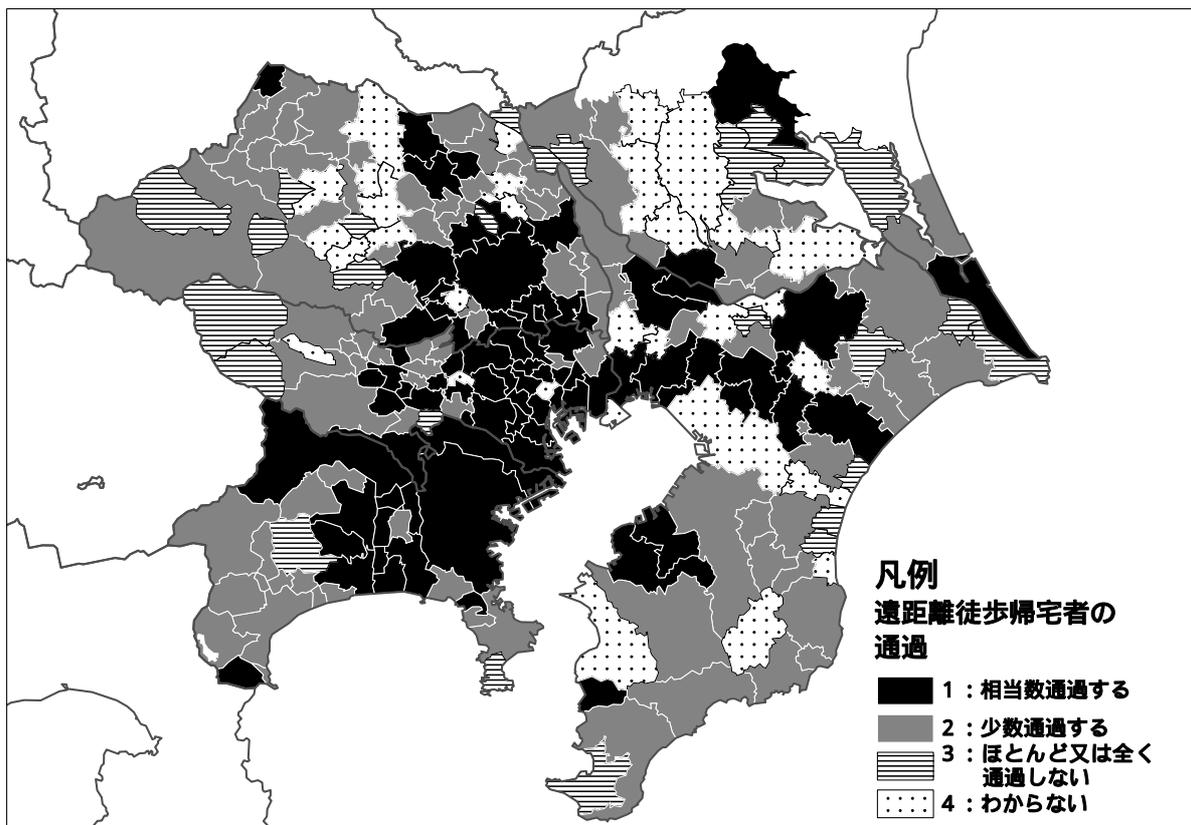
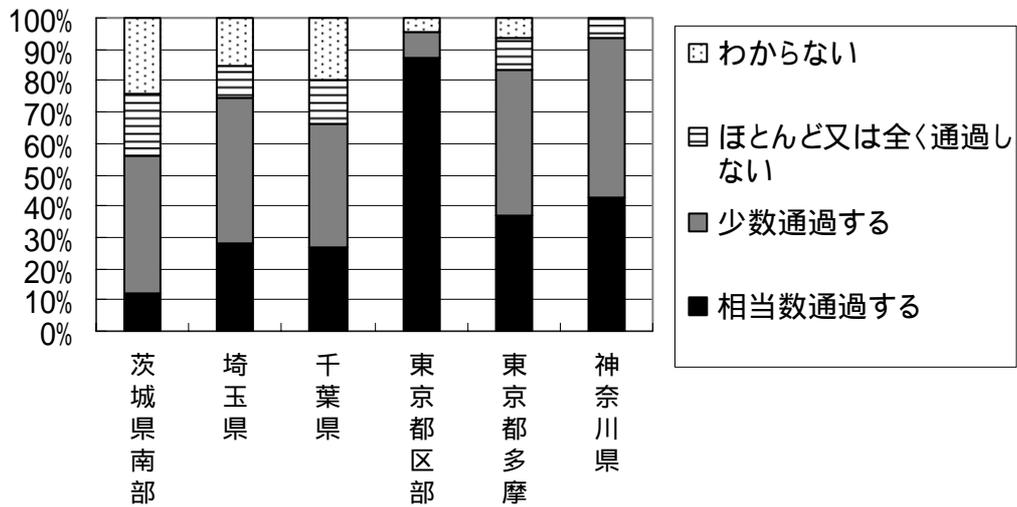


図 2 - 3 自市区町村の中を遠距離徒歩帰宅者が通過することの認識

( 1 ( 1 ) )

## 2.2 帰宅困難者に関する懸念

### 2.2.1 帰宅困難者のための水の確保

#### 1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

| 選択肢 | 1.起こる可能性が大いにある | 2.起こる可能性がある | 3.起こる可能性は低い、またはない | 4.わからない |
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|

|                  | 回答欄 |
|------------------|-----|
| 帰宅困難者のための水の確保が困難 |     |

## 帰宅困難者のための水の確保に関する懸念

- ・ 帰宅困難者のための水の確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で83%、埼玉県と神奈川県がそれぞれ73%である。その他の地域で61%～52%である。

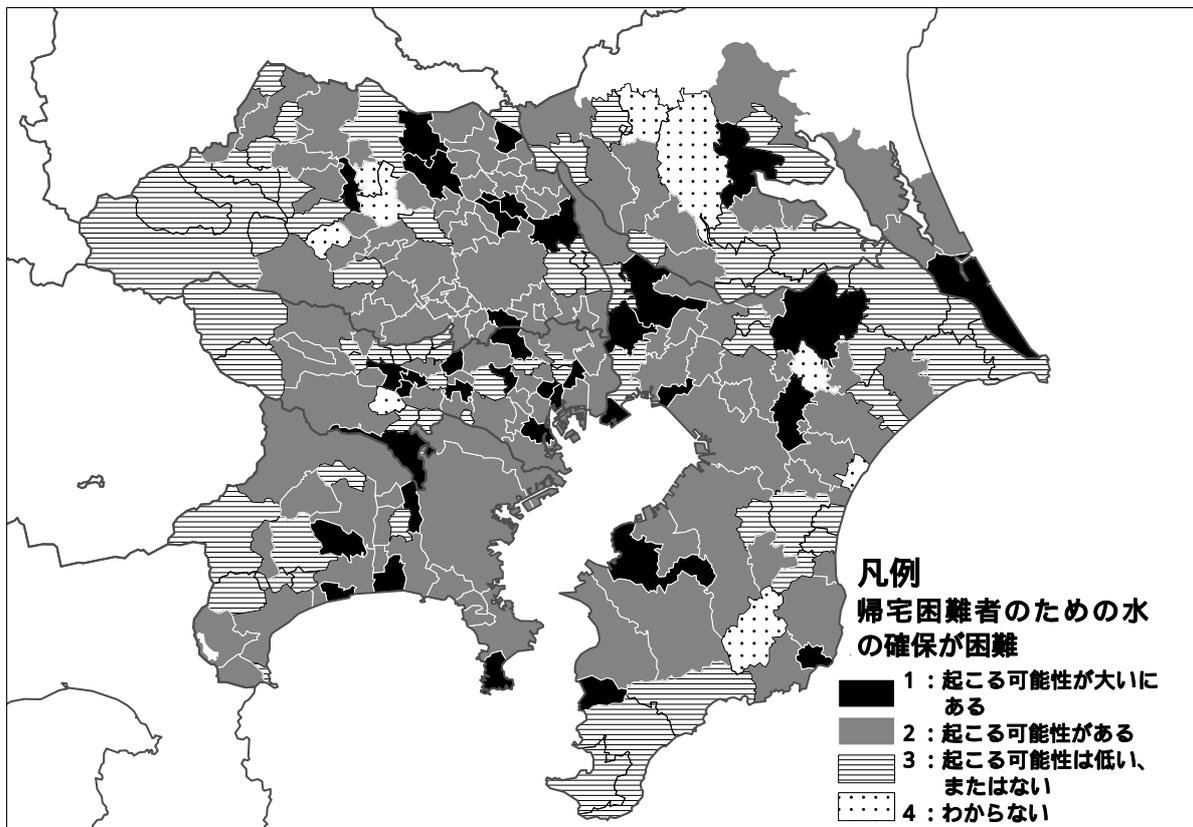
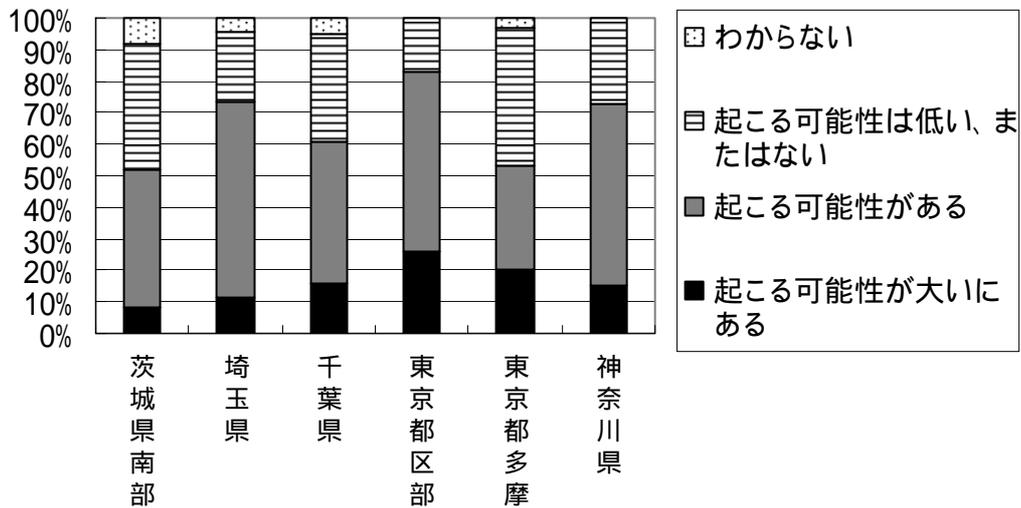


図 2 - 4 帰宅困難者のための水の確保に関する懸念 ( 1 ( 2 ) )

## 2.2.2 帰宅困難者のための食料の確保

### 1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

|     |                 |              |                    |          |
|-----|-----------------|--------------|--------------------|----------|
| 選択肢 | 1. 起こる可能性が大いにある | 2. 起こる可能性がある | 3. 起こる可能性は低い、またはない | 4. わからない |
|-----|-----------------|--------------|--------------------|----------|

|                   |     |
|-------------------|-----|
|                   | 回答欄 |
| 帰宅困難者のための食料の確保が困難 |     |

## 帰宅困難者のための食料の確保に関する懸念

- ・ 帰宅困難者のための食料確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で96%、神奈川県で79%、埼玉県で77%、東京都多摩で70%である。

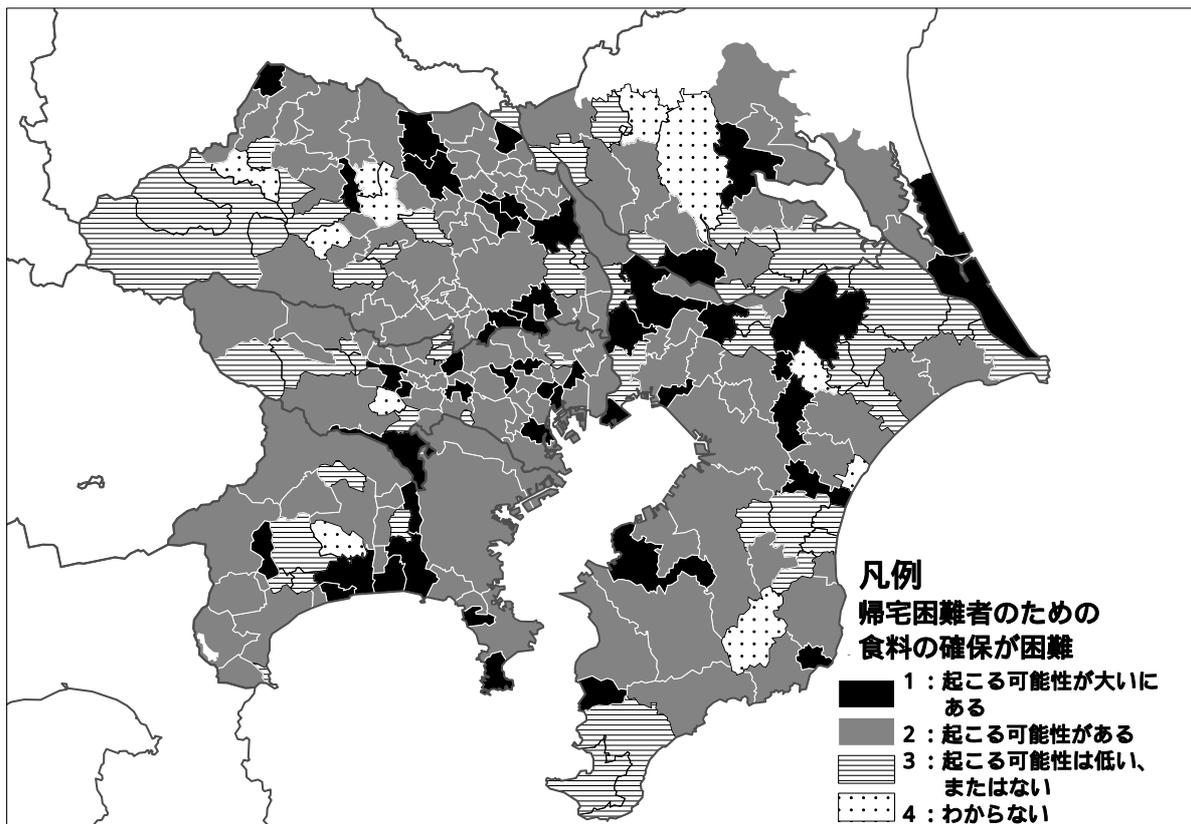
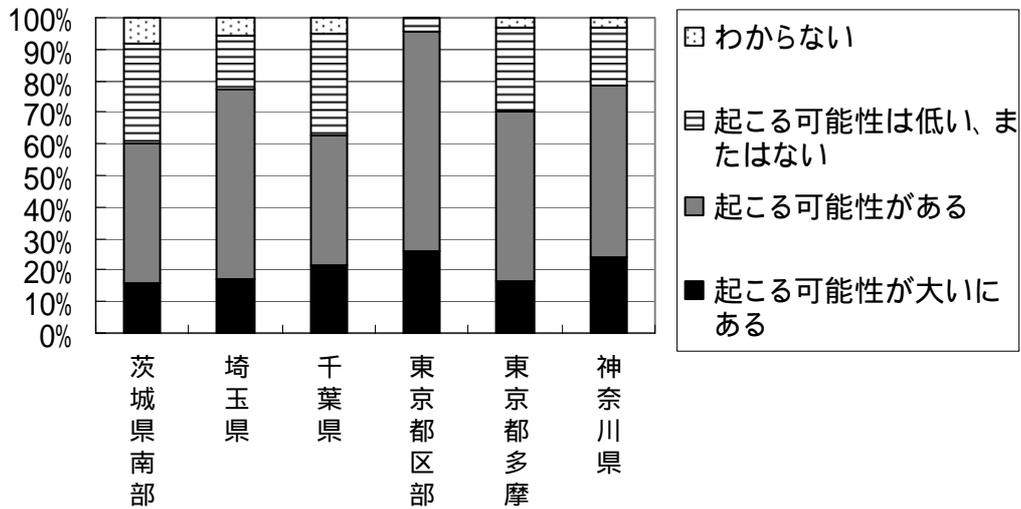


図 2 - 5 帰宅困難者のための食料確保に関する懸念 ( 1 ( 2 ) )

## 2.2.3 帰宅困難者のためのトイレの確保

### 1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

|     |                |             |                   |         |
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|
| 選択肢 | 1.起こる可能性が大いにある | 2.起こる可能性がある | 3.起こる可能性は低い、またはない | 4.わからない |
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|

|                    |     |
|--------------------|-----|
|                    | 回答欄 |
| 帰宅困難者のためのトイレの確保が困難 |     |

## 帰宅困難者のためのトイレの確保に関する懸念

- ・ 帰宅困難者のためのトイレの確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で 100%、神奈川県で 85%、東京都多摩で 83%、埼玉県で 76%である。

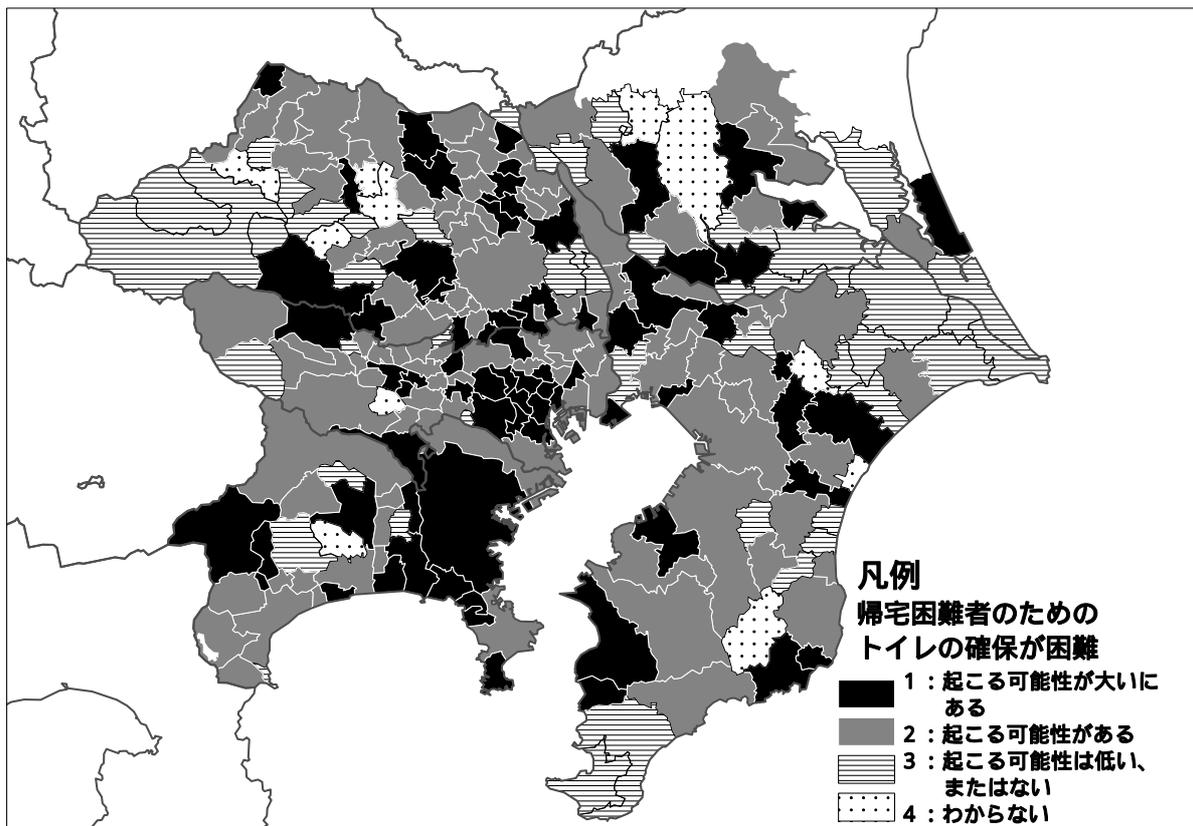
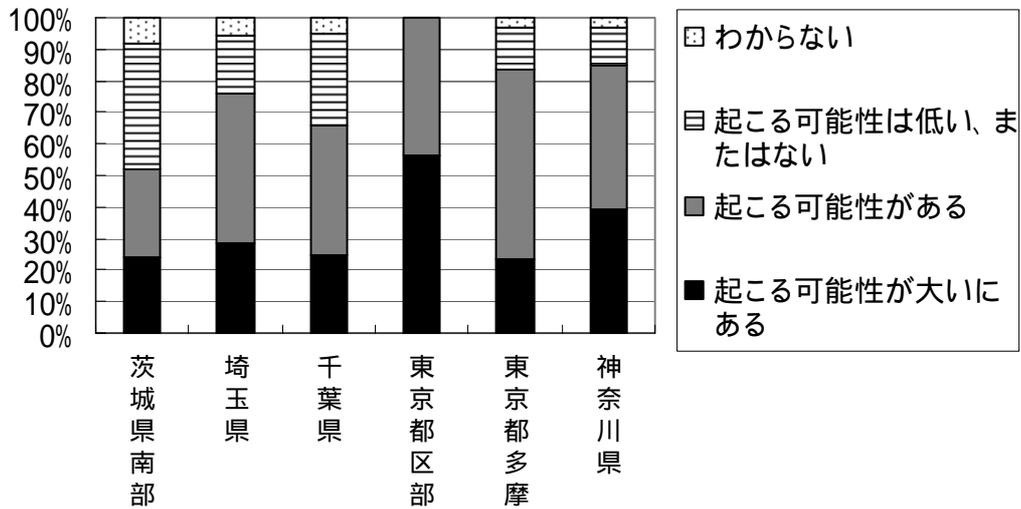


図 2 - 6 帰宅困難者のためのトイレ確保に関する懸念 ( 1 ( 2 ) )

## 2.2.4 帰宅困難者のための滞在場所の確保

### 1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

|     |                |             |                   |         |
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|
| 選択肢 | 1.起こる可能性が大いにある | 2.起こる可能性がある | 3.起こる可能性は低い、またはない | 4.わからない |
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|

|                     |     |
|---------------------|-----|
|                     | 回答欄 |
| 帰宅困難者のための滞在場所の確保が困難 |     |

## 帰宅困難者のための滞在場所の確保に関する懸念

- ・ 帰宅困難者のための滞在場所の確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で96%、神奈川県で79%、埼玉県で77%、東京都多摩で73%である。

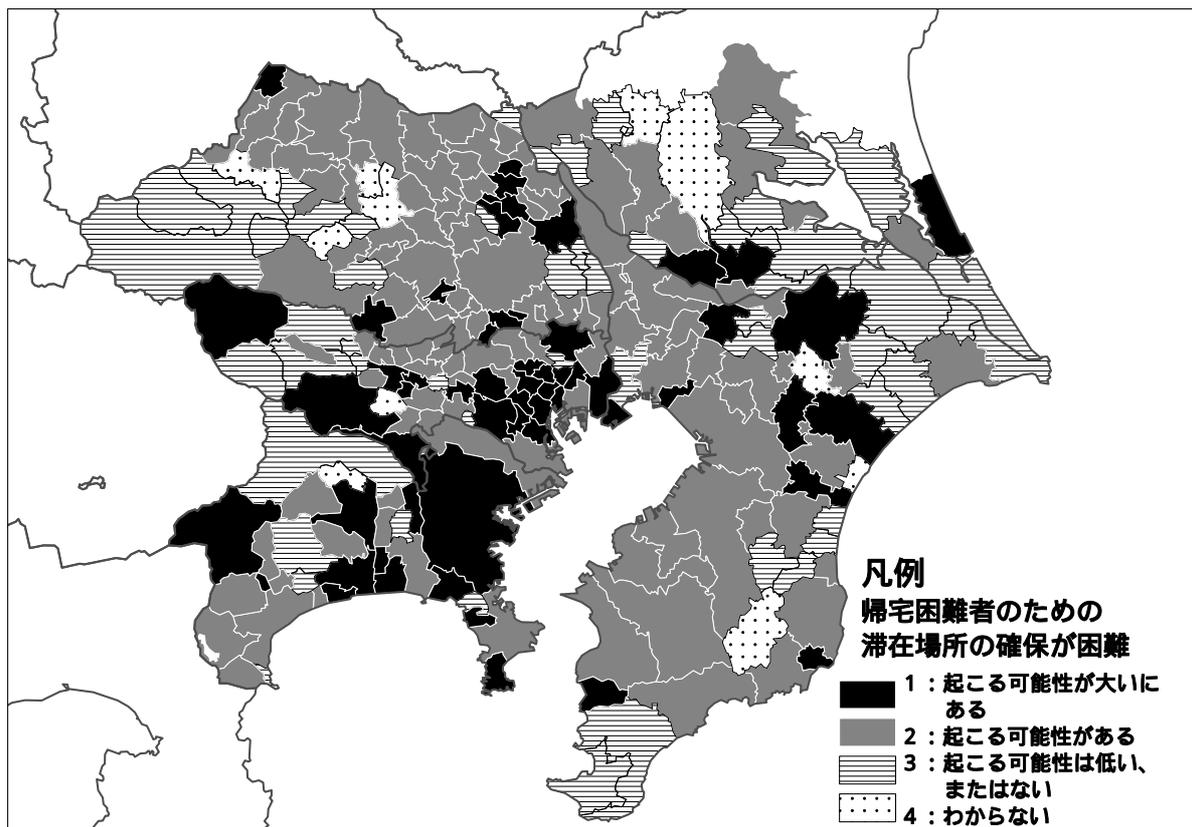
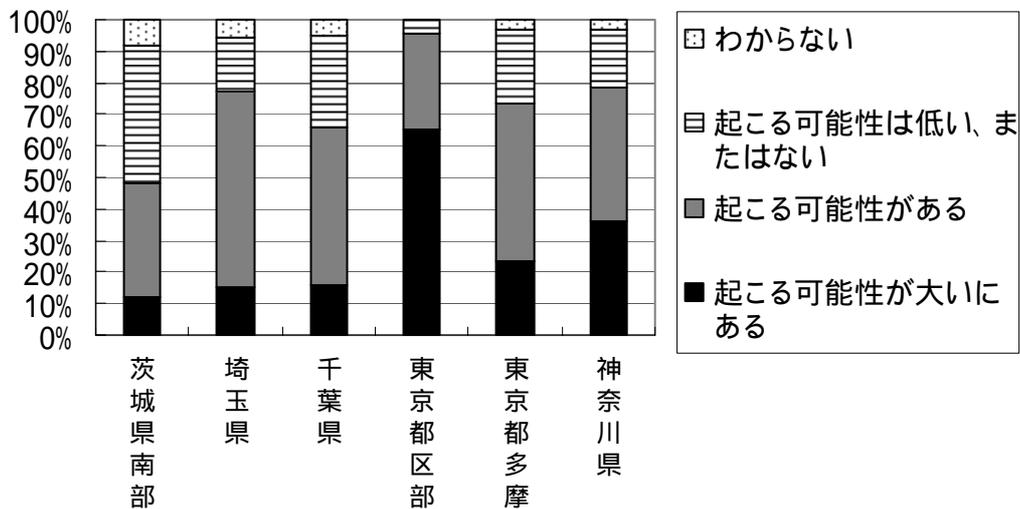


図 2 - 7 帰宅困難者のための滞在場所確保に関する懸念 ( 1 ( 2 ) )

## 2.2.5 帰宅困難者を救護する体制の確保

### 1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

|     |                |             |                   |         |
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|
| 選択肢 | 1.起こる可能性が大いにある | 2.起こる可能性がある | 3.起こる可能性は低い、またはない | 4.わからない |
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|

|                    |     |
|--------------------|-----|
|                    | 回答欄 |
| 帰宅困難者を救護する体制の確保が困難 |     |

## 帰宅困難者を救護する体制の確保に関する懸念

- ・ 帰宅困難者のための救護体制の確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で96%、神奈川県で91%、埼玉県で79%である。

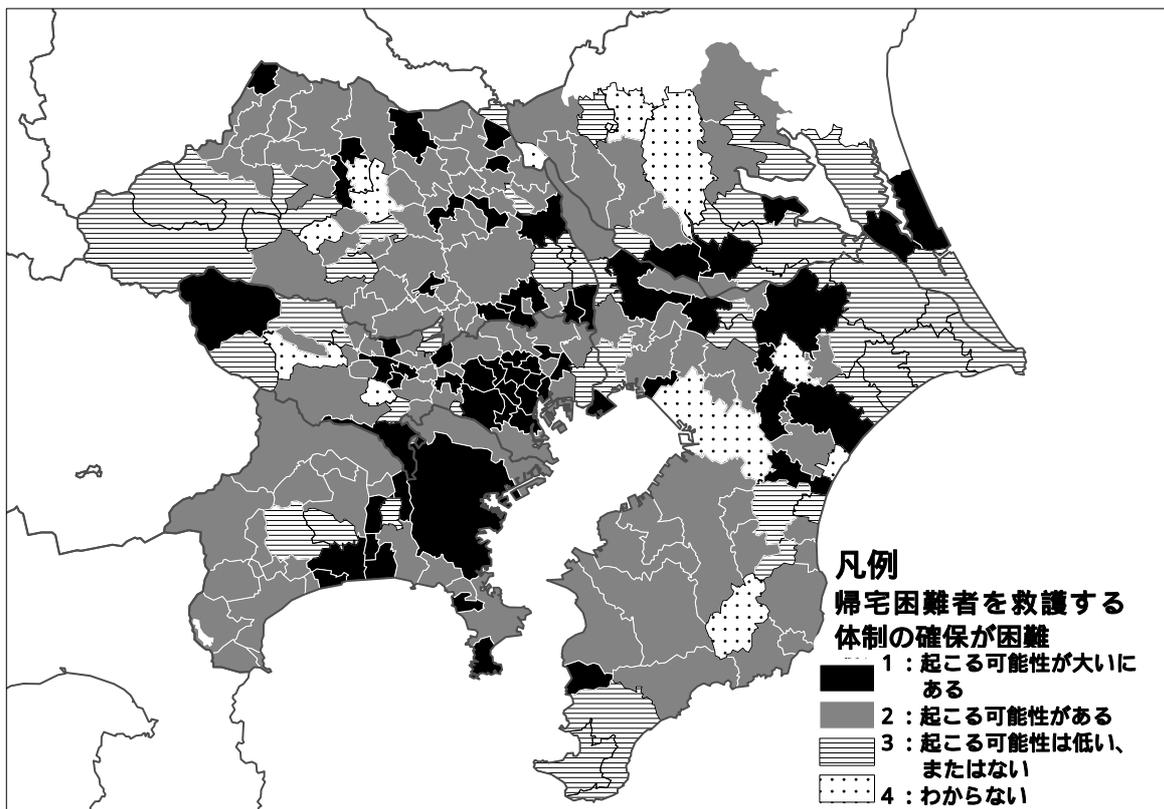
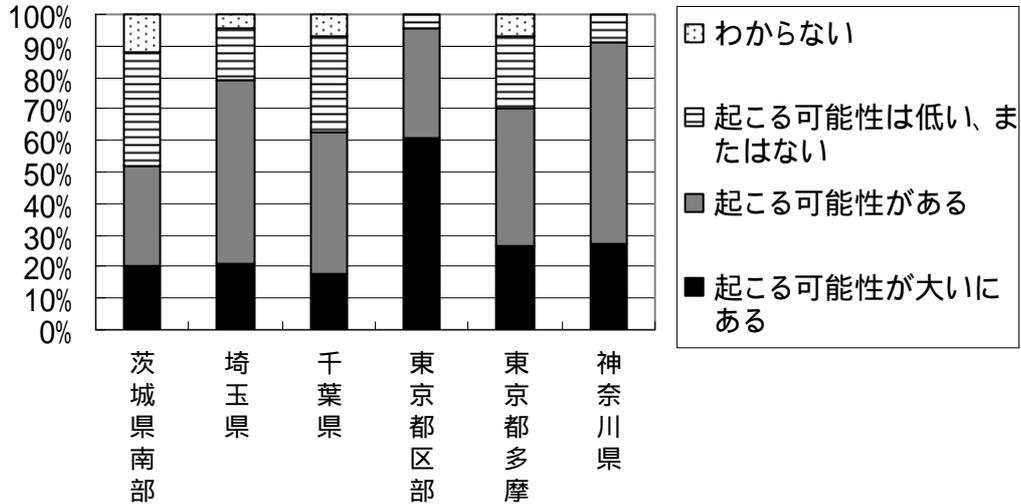


図 2 - 8 帰宅困難者を救護する体制の確保に関する懸念 ( 1 ( 2 ) )

### 3. 対策の現況及び課題（市区町村への照会結果）

#### 3.1 安否確認の確実な実施

##### 3.1.1 これまでの専門調査会で提示された課題

- ・安否確認手段として、災害用伝言ダイヤルの認知度が低い。その他の安否確認手段の認知度はさらに低いものと考えられる。
- ・災害用伝言ダイヤルの伝言処理能力には限界があり、伝言が登録できない可能性がある。
- ・固定電話や携帯電話、Web それぞれ物理的な被災等により使用できなくなる可能性がある。
- ・一部のIP電話からは、災害用伝言ダイヤルに接続できない。

##### 3.1.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項

###### (1) 安否確認手段の周知の実施

###### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|  |     |
|--|-----|
|  | 回答欄 |
| 家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制するため、災害用伝言ダイヤル等（災害用ブロードバンド伝言板、携帯電話の災害用伝言版サービス含む）の安否確認手段の周知 |     |

## 安否確認手段の周知の実施状況

- ・ 家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制するための安否確認手段の周知をしている市区町村の割合は、東京都区部で91%、埼玉県で54%、神奈川県で52%、東京都多摩で50%である。

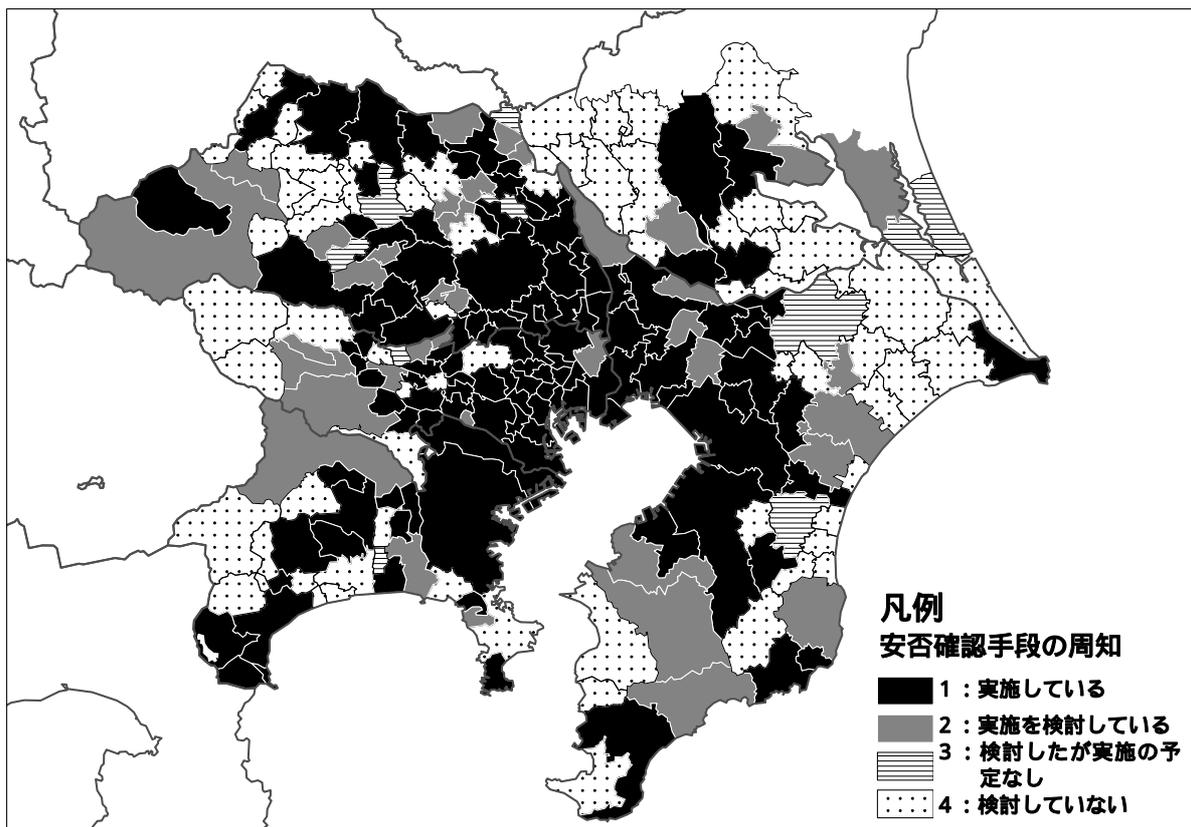
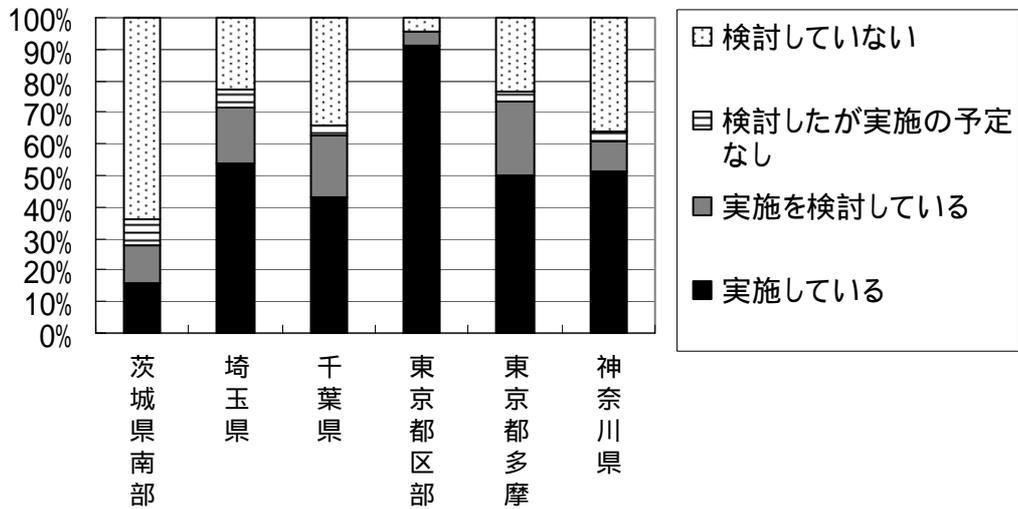


図 3 - 1 安否確認手段周知の実施状況 ( 1 ( 3 ) ア )

## (2) 安否確認手段の周知の方法

4. 家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制するため、災害用伝言ダイヤル等(災害用ブロードバンド伝言板、携帯電話の災害用伝言版サービス含む)の安否確認手段の周知

周知の手段として、どのような媒体等を使用しましたか/使うことを考えていますか。当てはまるもの全てに をつけて下さい。

|                                   | 回答欄 |
|-----------------------------------|-----|
| 1.市区町村の広報誌( )                     |     |
| 2.パンフレット、チラシ( )                   |     |
| 3.市区町村のホームページ                     |     |
| 4.防災訓練の場                          |     |
| 5.市民向け講演会<br>(どのような講演会かご記入下さい)    |     |
| 6.企業・学校向け説明会<br>(どのような説明会かご記入下さい) |     |
| 7.その他                             |     |

### 安否確認手段の周知の方法

- ・周知の具体的手段としては、「防災訓練の場」、「市区町村のホームページ」、「パンフレット、チラシ」が主なものとなっている。
- ・その他の例として「防災マップへの記載」、「防災フェア等防災関係のイベント時の広報」などもある。

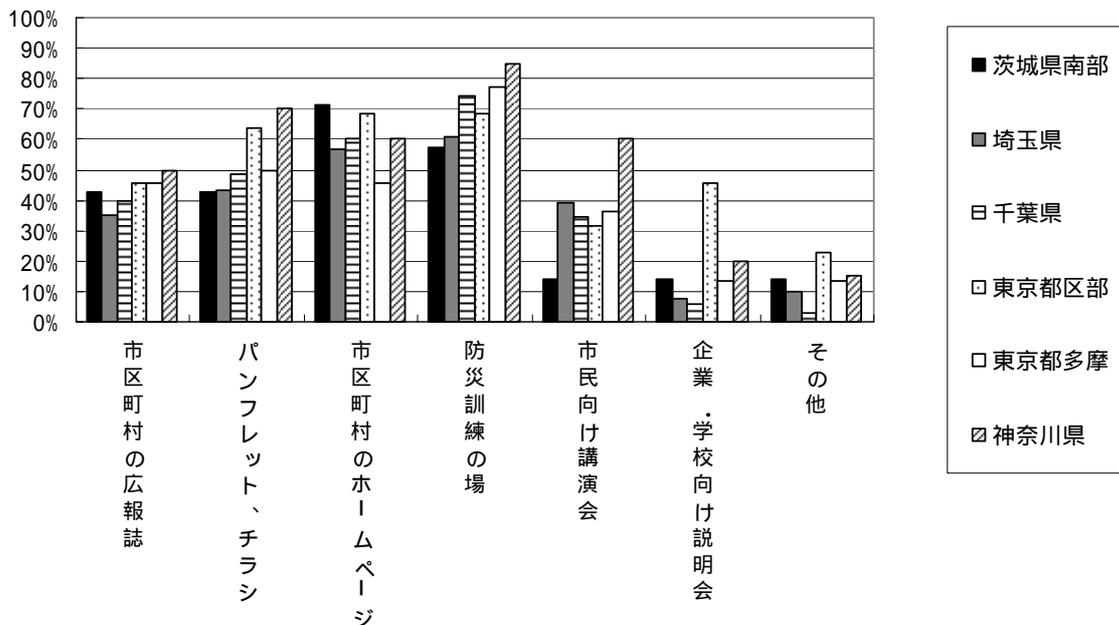


図 3-2 安否確認手段周知の具体的方法 (4)

(母数は「1.(3)ア 対策の実施状況 安否確認手段の周知」において、「1.実施している」「2.実施を検討している」のいずれかを選択している市区町村)

## 安否確認手段の周知手段の例

- ・ 周知だけでなく自ら安否確認手段を提供している自治体もある。



図 3 - 3 埼玉県の例：彩の国災害時伝言板ネットワークシステム（その1）

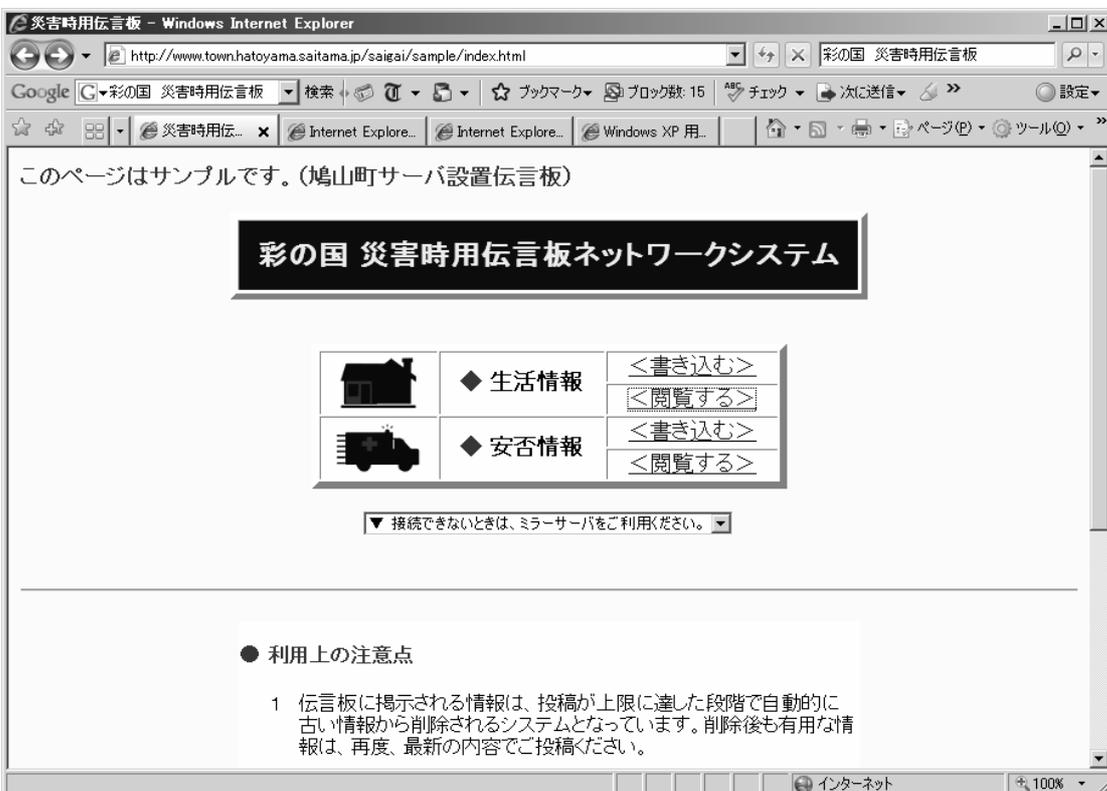


図 3 - 4 埼玉県の例：彩の国災害時伝言板ネットワークシステム（その2）

**(3) 安否確認手段の周知の地域防災計画への位置づけ****1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ**

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                              |                       |
|-----|------------------------------|-----------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけ<br>ている(記載している) | 2.地域防災計画には記載してい<br>ない |
|-----|------------------------------|-----------------------|

|  | 回答欄 |
|--|-----|
| 家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制するため、災害用伝言ダイヤル等(災害用ブロードバンド伝言板、携帯電話の災害用伝言版サービス含む)の安否確認手段の周知 |     |

### 安否確認手段の周知の地域防災計画への位置づけ

・ 災害伝言ダイヤル等安否確認手段の周知を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では 91%、東京都多摩では 63%、埼玉県では 47%、神奈川県では 42%である。

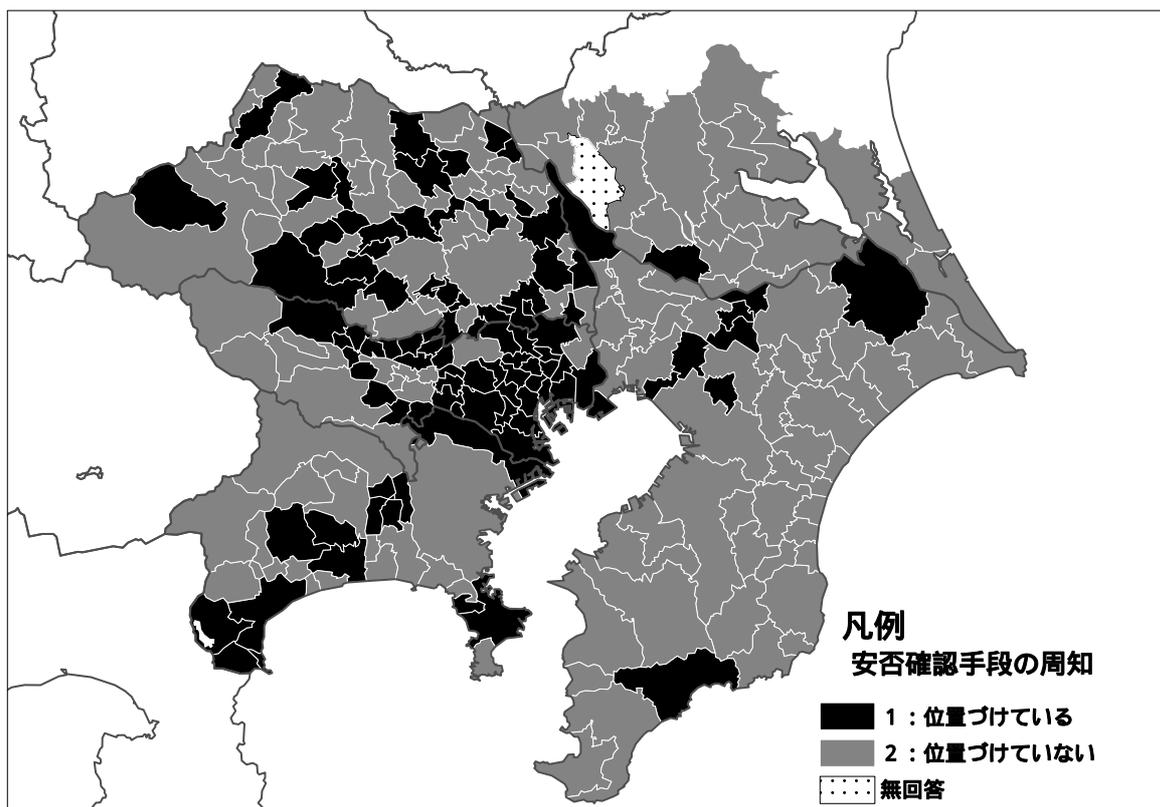
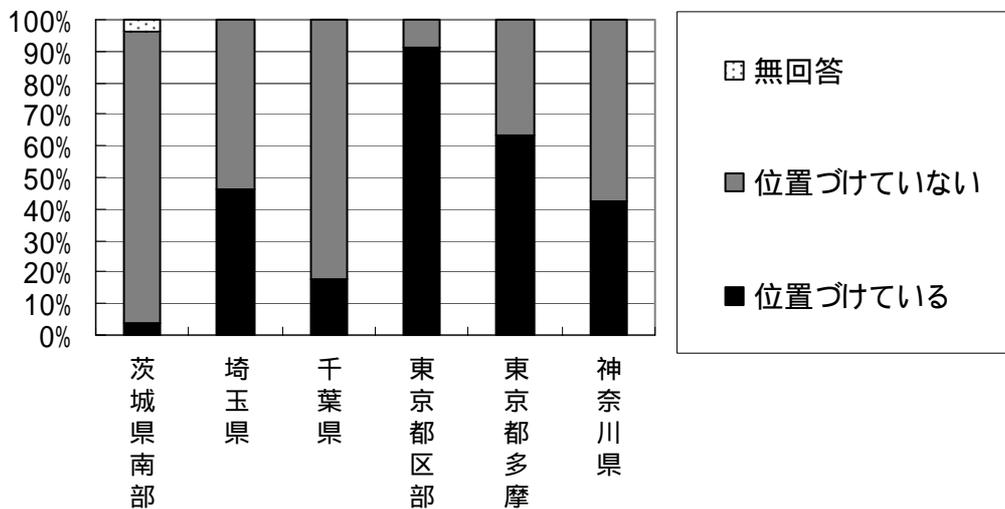


図 3 - 5 安否確認手段の周知の地域防災計画への位置づけ (1(3)ウ )

## 3.2 むやみに移動を開始しないことの周知

### 3.2.1 これまでの専門調査会で提示された課題

- ・「むやみに移動を開始しない」ことの必要性が十分に認識されていない。
- ・具体的施策については未検討又は検討途上の自治体が多い。
- ・「むやみに移動を開始しない」だけでなく、場合によっては他の適切な対応が求められることを周知しておくことが必要。
- ・いつ帰宅行動を開始すればよいのかということについて、示されていないことが多い。

### 3.2.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項

#### (1) 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の実施

##### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|   | 回答欄 |
|---|-----|
| 一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知 |     |

## 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の実施状況

- ・ 一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知している市区町村の割合は、東京都区部で 57%であり、神奈川県で 21%、東京都多摩で 17%、埼玉県で 10%である。
- ・ 地域別にみると、昼間人口が多くなる都心部や政令指定都市などで、周知している市区町村の割合が高くなっている。

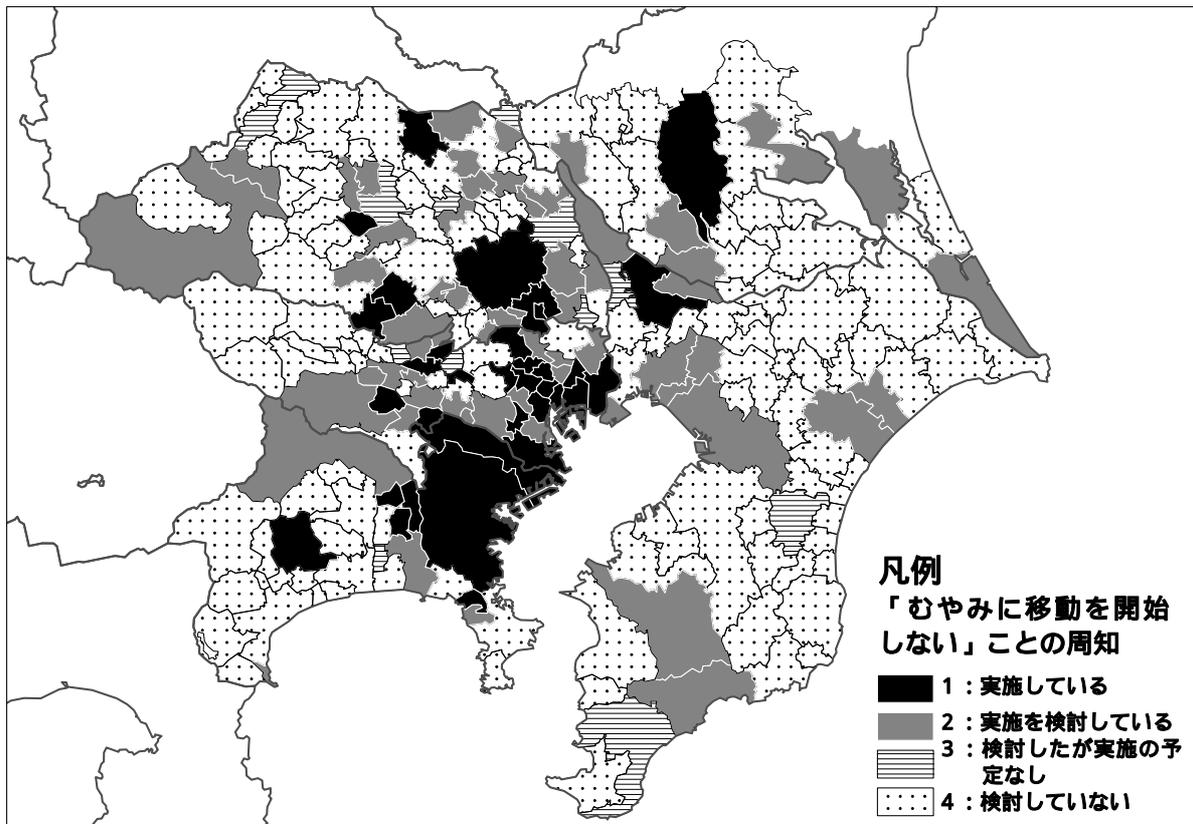
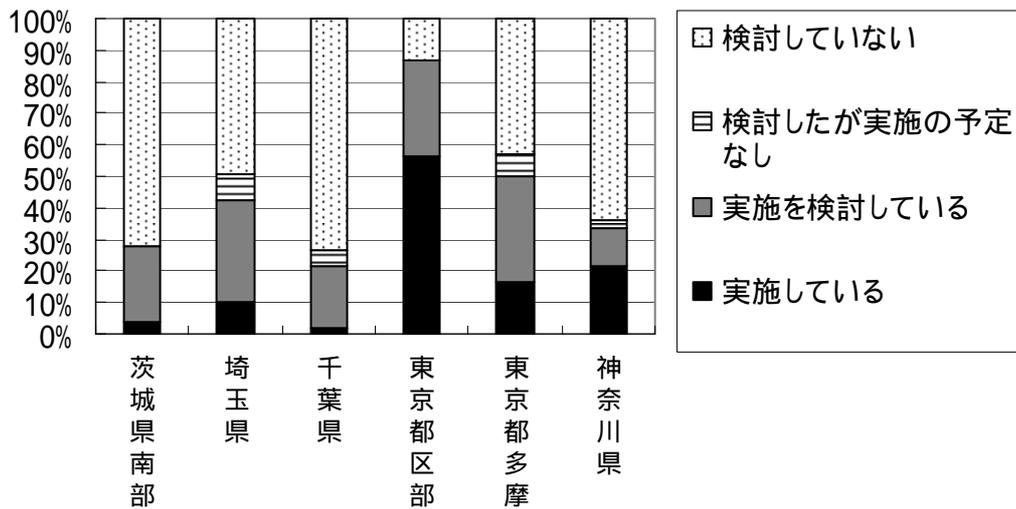


図 3 - 6 「むやみに移動を開始しない」ことの周知状況 ( 1 ( 3 ) ア )

## (2) 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の方法

4. 一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知

周知の手段として、どのような媒体等を使用しましたか/使うことを考えていますか。当てはまるもの全てに をつけて下さい。( 1.または 2.とお答えの場合、見本を添付してください。)

|                                   | 回答欄 |
|-----------------------------------|-----|
| 1.市区町村の広報誌( )                     |     |
| 2.パンフレット、チラシ( )                   |     |
| 3.市区町村のホームページ                     |     |
| 4.防災訓練の場                          |     |
| 5.市民向け講演会<br>(どのような講演会かご記入下さい)    |     |
| 6.企業・学校向け説明会<br>(どのような説明会かご記入下さい) |     |
| 7.その他                             |     |

## 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の方法

- ・ 具体的周知方法は、「ホームページ」や「防災訓練の場」、「パンフレット、チラシ」が他の手段と比べて高い割合となっている。
- ・ 東京都区部で「企業・学校向け説明会」、神奈川県で「市民向け講演会」が他地域に比べて高い割合となっている。

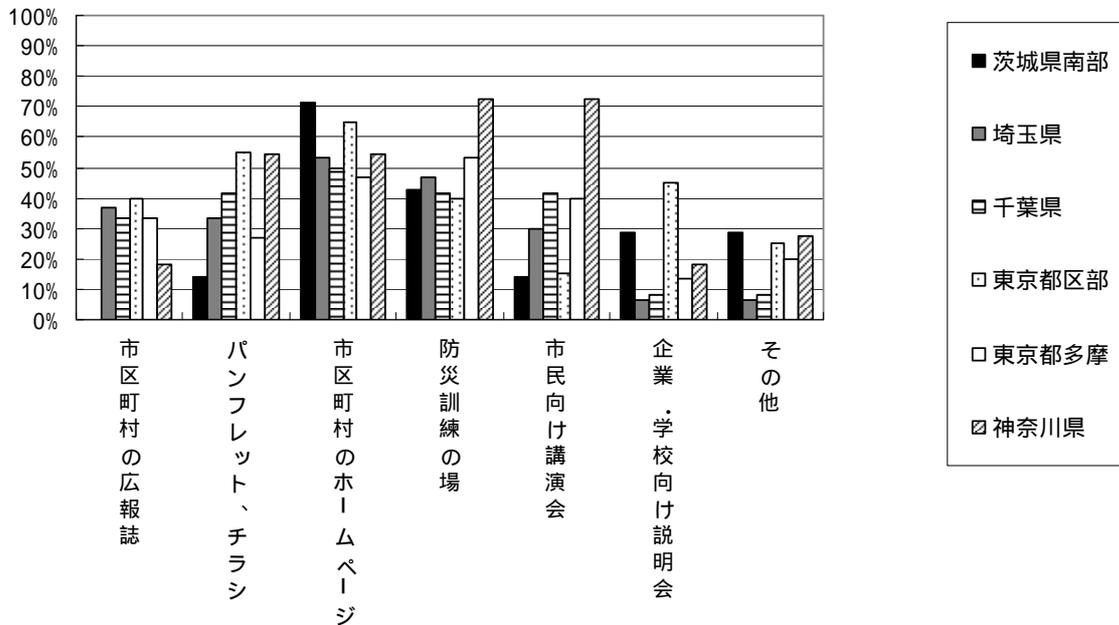


図 3 - 7 「むやみに移動を開始しない」ことの周知方法

(母数は、「1.(3)ア 対策の実施状況 むやみに移動を開始しないことの周知」において、「1.実施している」「2.実施を検討している」のいずれかを選択している市区町村)

(3) 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の地域防災計画への位置づけ

1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                              |                       |
|-----|------------------------------|-----------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけ<br>ている(記載している) | 2.地域防災計画には記載してい<br>ない |
|-----|------------------------------|-----------------------|

|   |     |
|---|-----|
|   | 回答欄 |
| 一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知 |     |

### 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の地域防災計画への位置づけ

・ 「むやみに移動を開始しない」ことの周知について、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では39%、東京都多摩では40%、神奈川県では24%である。

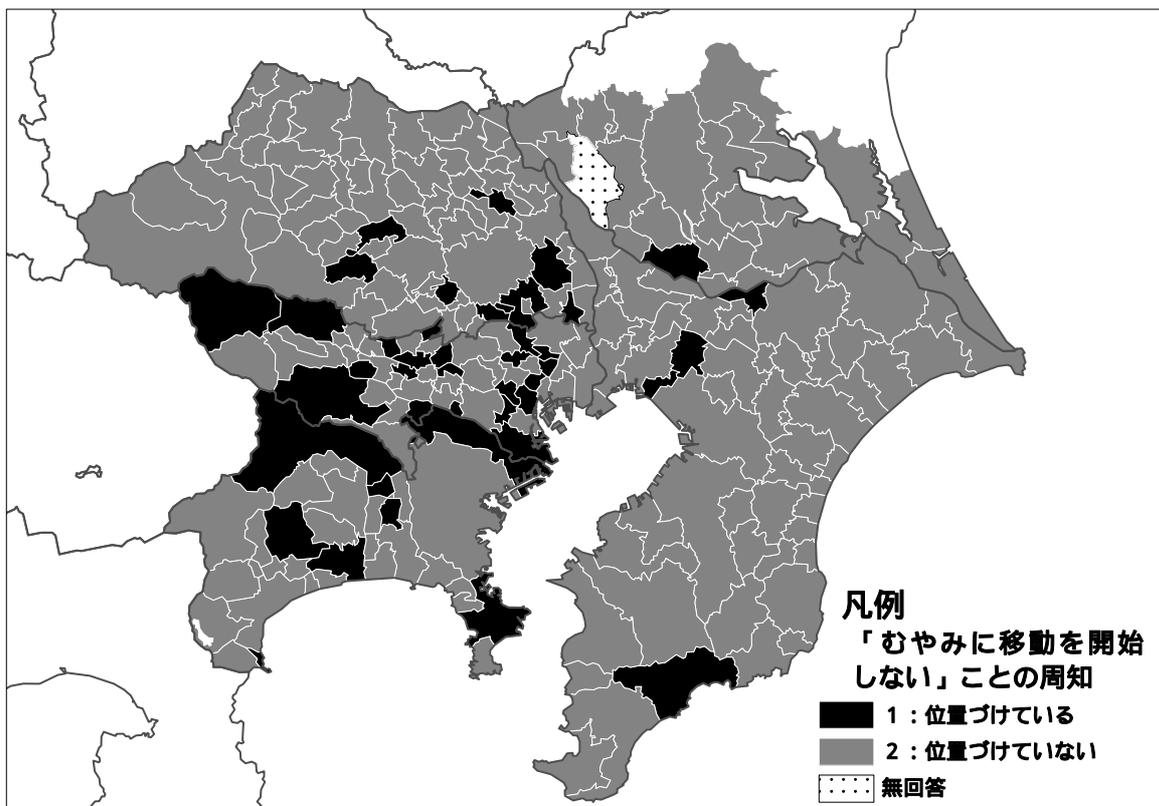
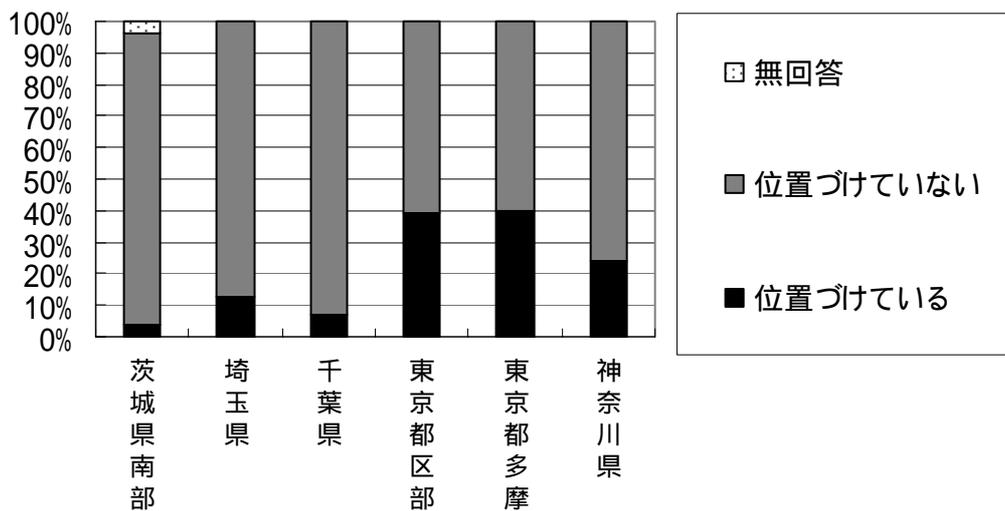


図 3 - 8 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の地域防災計画への位置づけ (1(3)ウ)

### 3.3 企業や学校における帰宅困難者及び帰宅者対策推進

#### 3.3.1 これまでの専門調査会で提示された課題

##### (1) 企業

- ・企業における食料や飲料水等の備蓄が進んでいない。
- ・従業員も最低限の防災グッズの保管や徒歩帰宅経路の確認などをしておくべきであるが、実際に実行している者は少ない。

##### (2) 学校

- ・遠距離通学者が多い私立小中学校や高等学校、大学等では帰宅困難者が多数発生すると考えられる。安全のため、しばらく生徒等を保護しておく必要があり、災害時における保護者との連絡体制の充実と、水や食料等の備蓄が必要。
- ・遠距離通学する生徒・児童の中には携帯電話を持っていない者も多く、通学途中で地震が発生した場合に、家族等と連絡をとることが難しくなるおそれがある。

#### 3.3.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項

##### (1) 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨

###### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|  | 回答欄 |
|--|-----|
| 学校や企業にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨 |     |

## 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨の実施状況

- ・ 企業や学校にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨している市区町村の割合は、東京都区部で48%、神奈川県で24%、東京都多摩で20%、埼玉県で11%である。
- ・ 地域別にみると、「むやみに移動を開始しない」ことの周知と同様に、昼間人口が多くなる都心部や政令指定都市などで、備蓄を推奨している割合が高い。

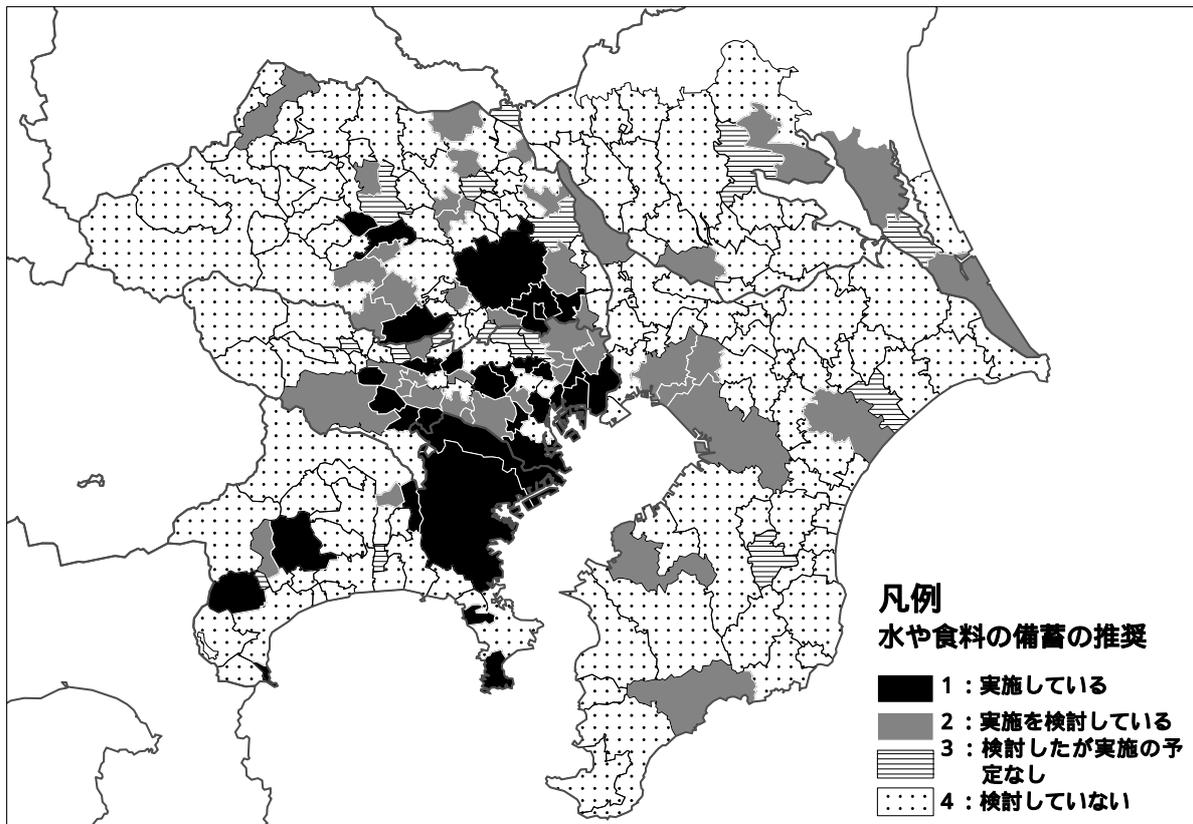
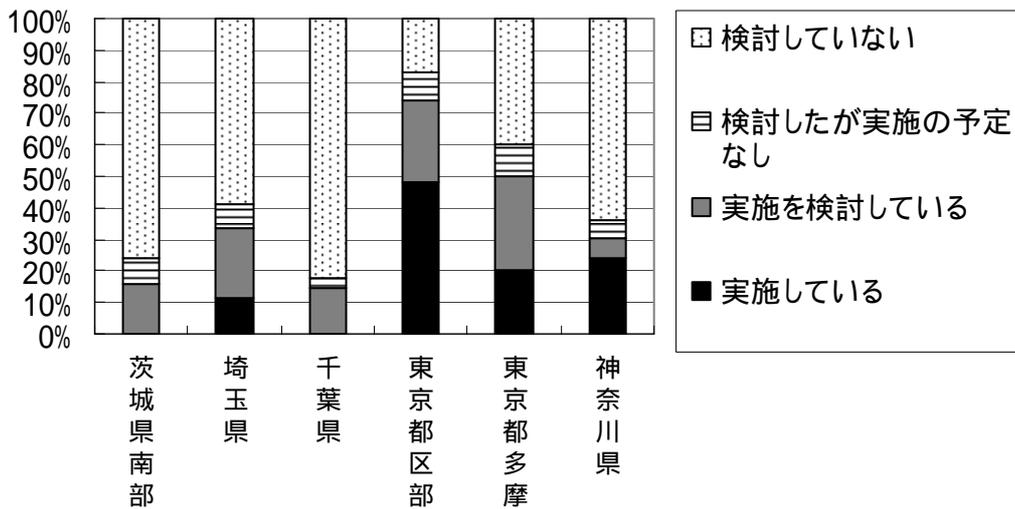


図 3 - 9 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨状況

( 1 ( 3 ) ア )

## (2) 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨方法等

### 4. 学校や企業にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨

具体的に何をどのような方法で推奨されていますか。

[ ]

### 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨方法

具体的な推奨の手段としては、以下のような例があげられている。

- ・ 「条例に記載」(文京区、渋谷区)
- ・ 「各種指導要綱への記載」
- ・ 「広報誌や事業所向け防災パンフへの記載」
- ・ 「防災研修の場等での説明」
- ・ 「相談があった場合の指導」

### 企業向けの備蓄推奨パンフレットの記載内容(新宿区)

#### 歩いて帰れない人達のために

自宅までの距離が遠く、歩いては帰れない人や、会社の復旧要員として残らなければならない方々のために、数日間宿泊できるように準備しておきましょう。

●地震に備えて備蓄をしている事業所 **25.9%**

\*新宿区事業所防災アンケート(平成10年7月)調査結果より

- 飲料水、食料(三日分程度を目安に)
- 毛布、暖房用品、簡易トイレ
- 医療品、ラジオ、乾電池式ランタン(全般照明用)、自転車
- その他、災害時に必要と思われるもの

出所:「震災時の帰宅困難者対策」(新宿区)

## 事業所における備蓄物資購入の費用助成

防災の情報

区では、新しく制定された「千代田区災害対策基本条例」の協助( )の理念に基づき、「地域における防災力」の向上を推進しています。そこで、町会等の自主防災組織と一体となって、日頃から地域の防災活動や災害時における災害要援護者の救出・救援など、減災対策に取り組む企業・事業所に対し、従業員や顧客のために備蓄する物資の費用の一部を助成します。



「協助」= 区民、事業者、昼間区民等、千代田区にあるすべての人々が、相互に助け合い、支え合うことを言います。

### 1 対象となる企業等

区内で事業を営む事業者( 1)で、次の条件のすべてを満たすものとします。



- 1) 従業員数が概ね5人以上300人未満( 2)であること。
- 2) 町会に加入し、町会の推薦( 3)があること。
- 3) 最近1年間に納付すべき事業税及び住民税を完納していること。

- 1...事業者とは、企業その他、学校法人・医療法人・特定非営利活動法人等の法人をいいます。
- 2...同一の法人で区内に複数の事業所又は営業所等を有する場合は、町会の区域を単位として一つの法人とみなすことができます。
- 3...町会の推薦は、町会活動に積極的に参加していることを条件としています。

### 2 補助率・額

対象経費の2分の1で、上限は10万円(1事業所1回限り)

千代田区ホームページより

( <http://kuminseikatsu.city.chiyoda.tokyo.jp/bosai/bichikubussi.html> )

### (3) 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨の地域防災計画への位置づけ

#### 1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画に記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                              |                       |
|-----|------------------------------|-----------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけ<br>ている(記載している) | 2.地域防災計画には記載してい<br>ない |
|-----|------------------------------|-----------------------|

|  |     |
|--|-----|
|  | 回答欄 |
| 学校や企業にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断<br>念者用に水や食料の備蓄を推奨 |     |

## 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨の地域防災計画への位置づけ

- 学校や企業に対し、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨することについて、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では70%、東京都多摩では47%、埼玉県では24%、神奈川県では21%である。

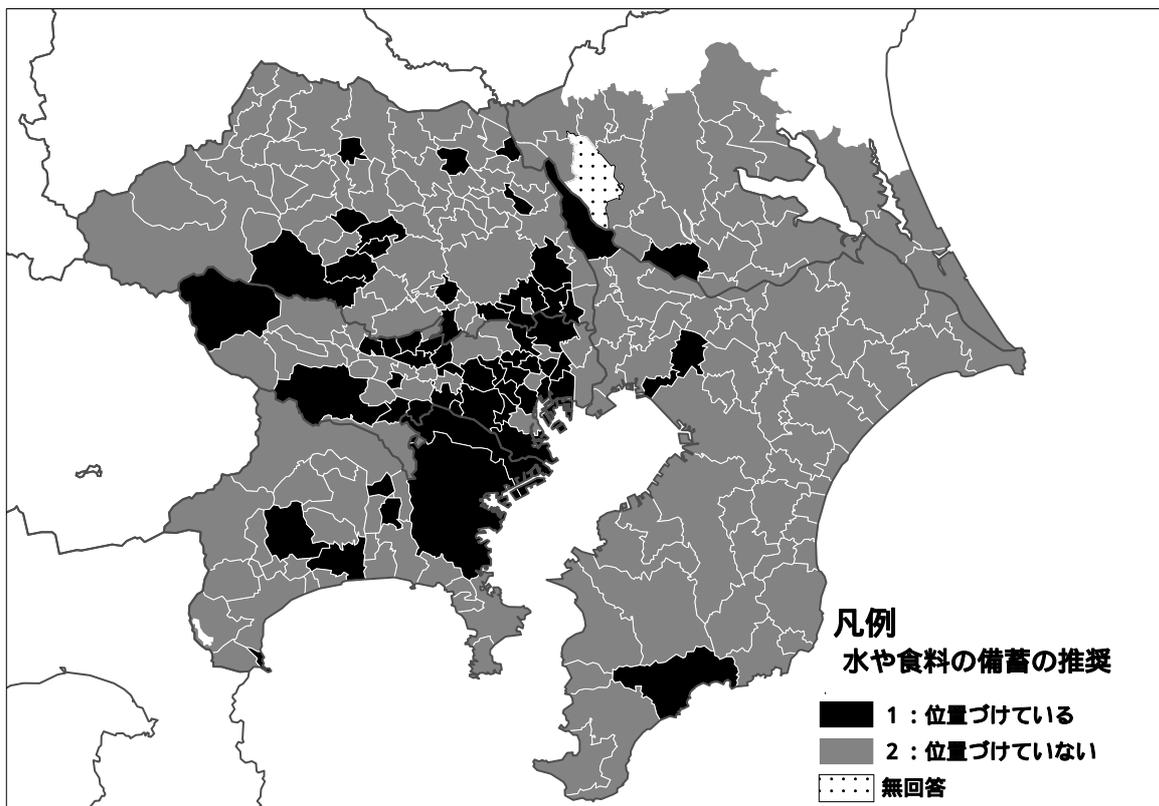
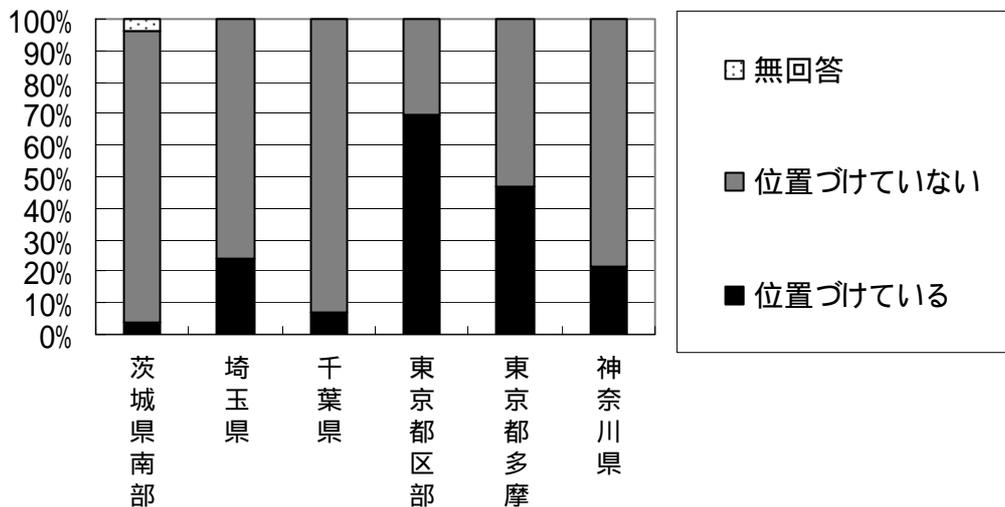


図 3 - 10 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨の地域防災計画への位置付け（1（3）ウ）

## 3.4 一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所における対策の推進

### 3.4.1 これまでの専門調査会で提示された課題

- ・一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所の確保量が不十分
- ・被害が生じた場合の責任追及や、施設内の器具や商品等の損壊等の懸念から、一時収容施設等としての提供を忌避する事業者がある。
- ・対外的にアナウンスすることにより多数の人が集まって対応しきれなくなることへの懸念や、被害状況によっては、円滑に施設を開放できない場合もあるという懸念から、受け入れを事前に明らかにしない事業者がある。
- ・指定済みの一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所についての認知度が低い。
- ・一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所の実際の稼働状況等に関する情報提供の仕組みがない。
- ・帰宅困難者や帰宅者が欲する情報が一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所で提供できない。
- ・一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所における水、食料、トイレ等の確保が不十分
- ・停電や断水等が発生した場合、対応できなくなる可能性がある。
- ・具体的な施設運用計画等が定まっていない場合が多い。
- ・施設の管理者が替わった場合に、引き継ぎがなされていないことがある。

### 3.4.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項

#### (1) 帰宅困難者による避難所の利用への対応

##### 2.(1) 避難所の利用

該当する番号1つを記入

|     |  |
|-----|--|
| 回答欄 |  |
|-----|--|

1. 避難所に、地域の避難者と同様に滞在することを認める
2. 避難所に、一時休息で立ち寄る程度なら認める
3. 避難所に、地域外の人が入ることは認めない
4. 避難所における帰宅困難者への対応は未定である
5. その他 { }

## 帰宅困難者による避難所の利用への対応

- ・ 帰宅困難者による避難所の利用への対応について、地域の避難者と同様に、帰宅困難者が避難所で滞在すること、もしくは、一時的に休息することを認める市区町村の割合は、東京都区部・神奈川県で70%、東京都多摩で67%である。
- ・ 避難所に帰宅困難者が入ること自体を認めないとする市区町村は無い。
- ・ なお、「その他」と答えた市区町村の多くは、基本的には避難所への滞在を認める方向で回答している。

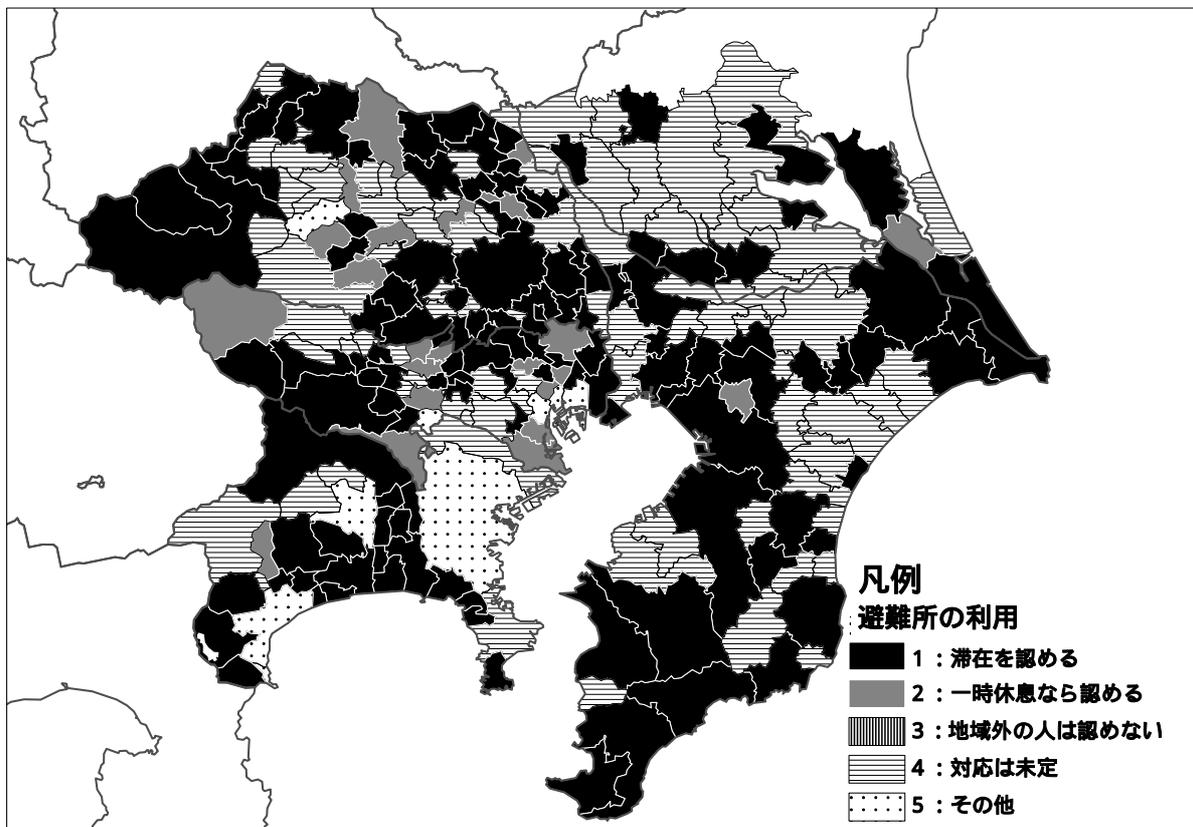
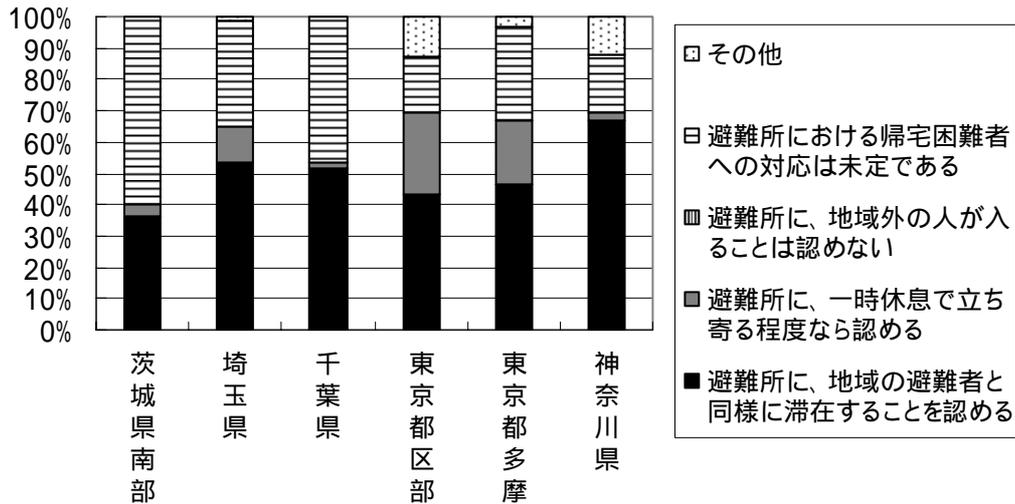


図 3 - 11 帰宅困難者による避難所の利用への対応 ( 2 ( 1 ) )

## 帰宅困難者の避難所の利用に関する「その他」の回答

- ・ 帰宅困難者の一時避難場所を別に設けている。
- ・ 帰宅困難者用の避難所であれば対応は可能であるが、その他の避難所については状況により帰宅を促すことも考えられる。
- ・ 都等が実施する支援ステーションへの誘導をはかるが緊急でやむを得ない場合は要救助者として扱う。
- ・ 避難所が混雑していなければ滞在を認める。混雑している場合は、最寄りの面積の広い避難所を案内する。
- ・ 来れば受入れる。第一次避難所が小中学校で、災害時対応として避難所運営マニュアルを作成し学校へ地域との連携を図ることとしている。その中で、区民か否かは問わないとしている。 応急的なものとして。
- ・ 避難所の運営については、運営するための組織として地域の町会等で委員会を設置しているが、一部の避難所については、トイレ及び情報等の提供を計画している。
- ・ 地域の方の自主的な運営を想定しているので、ケースバイケースになると考えている。
- ・ 実際には、地域の避難者と同様になると思われるが・・・



## (2) 避難所に帰宅困難者が来ることによるスペース不足等混乱の懸念

### 2) 帰宅困難者に関する懸念

帰宅困難者の発生により、様々な問題が起こる可能性があります。次のような各事象について、貴市区町村ではどのように捉えていますか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

|     |                 |              |                    |          |
|-----|-----------------|--------------|--------------------|----------|
| 選択肢 | 1. 起こる可能性が大いにある | 2. 起こる可能性がある | 3. 起こる可能性は低い、またはない | 4. わからない |
|-----|-----------------|--------------|--------------------|----------|

|  |     |
|--|-----|
|  | 回答欄 |
| 地域の指定避難所に帰宅困難者が来ることにより、スペースや食料等の不足など、運営が混乱する |     |

### 避難所に帰宅困難者が来ることによるスペース不足等混乱の懸念

・地域の指定避難所に帰宅困難者が来ることにより、スペースや食料等の不足など、運営が混乱する懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で 100%、神奈川県で 82%、東京都多摩で 70%、埼玉県で 68%である。

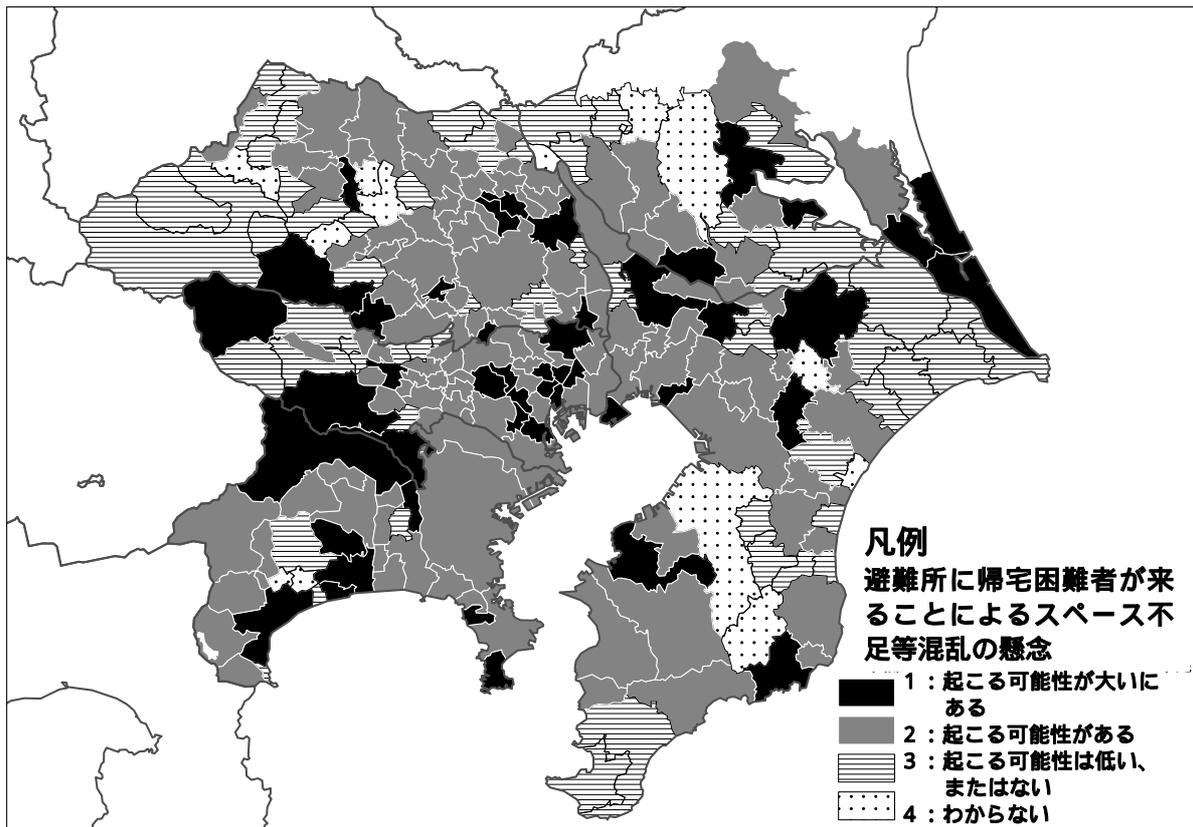
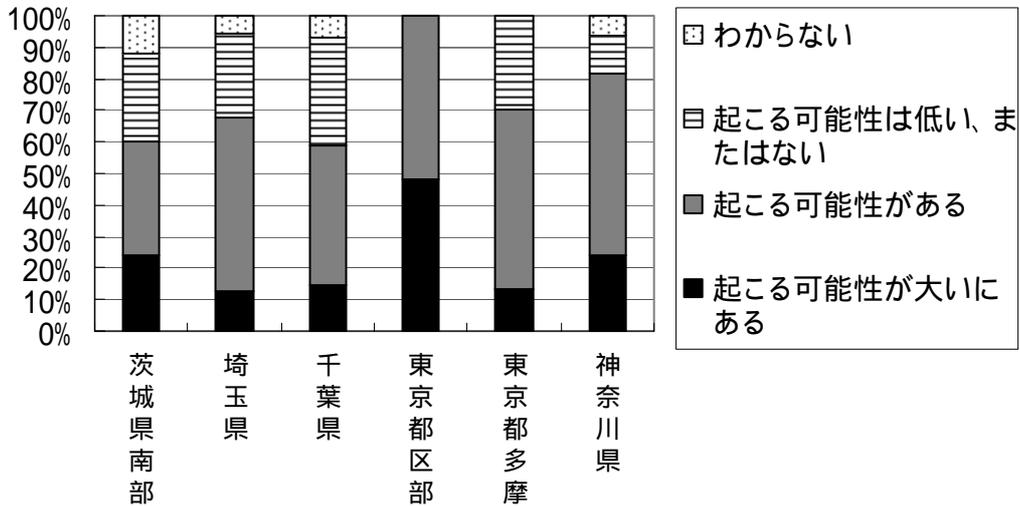


図 3 - 1 2 避難所に帰宅困難者が来ることによるスペース不足等混乱の懸念 ( 1 ( 2 ) )

### (3) 幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備

#### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|   |     |
|---|-----|
|   | 回答欄 |
| 幹線道路沿い等の避難所（市区町村が設置する小中学校体育館等の屋内避難所）に、遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等を準備 |     |

## 幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備状況

- ・ 幹線道路沿いの避難所に遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等を準備している市区町村の割合は、東京都区部・東京都多摩で13%、神奈川県で12%である。

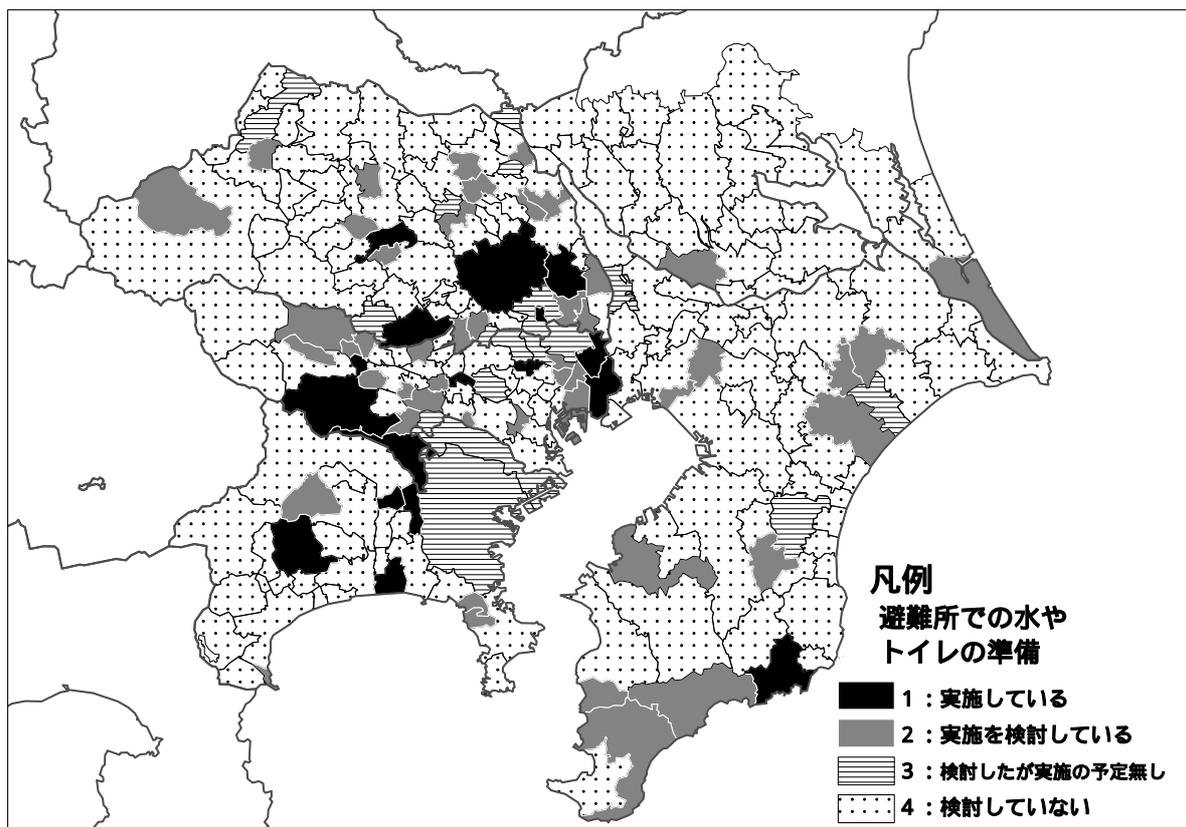
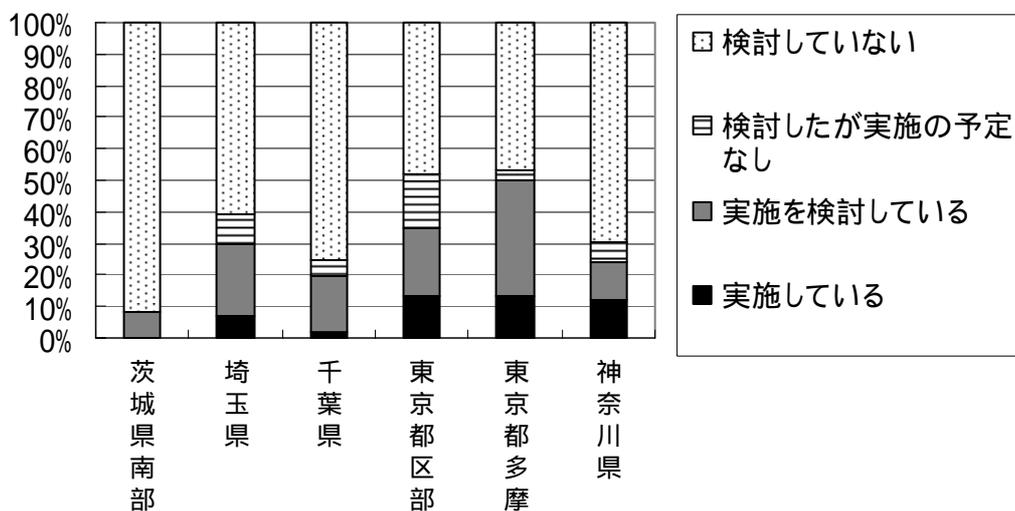


図 3 - 13 幹線道路沿いの避難所での遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレの準備状況 (1 (3) ア )

【追加】

(4) 幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備の地域防災計画への位置づけ

1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                          |                   |
|-----|--------------------------|-------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけている(記載している) | 2.地域防災計画には記載していない |
|-----|--------------------------|-------------------|

|   |     |
|---|-----|
|   | 回答欄 |
| 幹線道路沿い等の避難所(市区町村が設置する小中学校体育館等の屋内避難所)に、遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等を準備 |     |

## 幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備の地域防災計画への位置づけ

- ・ 幹線道路沿いの避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は東京都多摩で40%、埼玉県で16%、東京都区部で13%、その他の地域では1割に満たない。

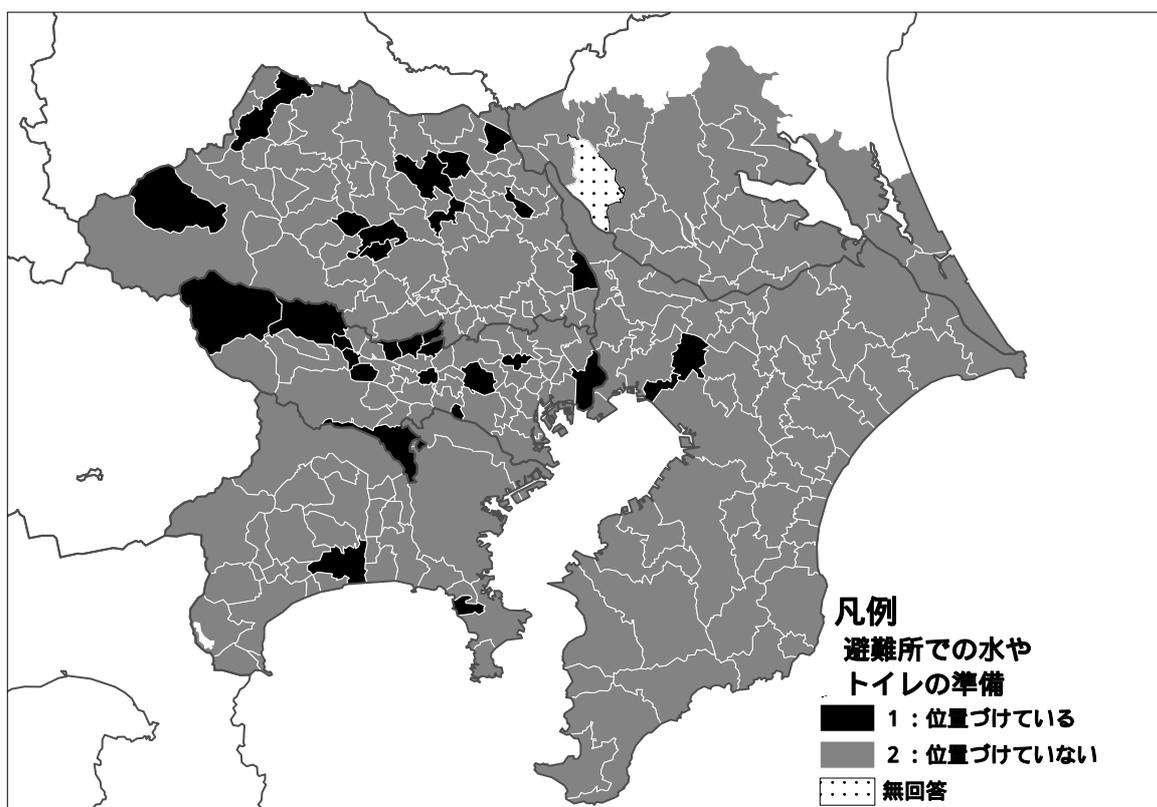
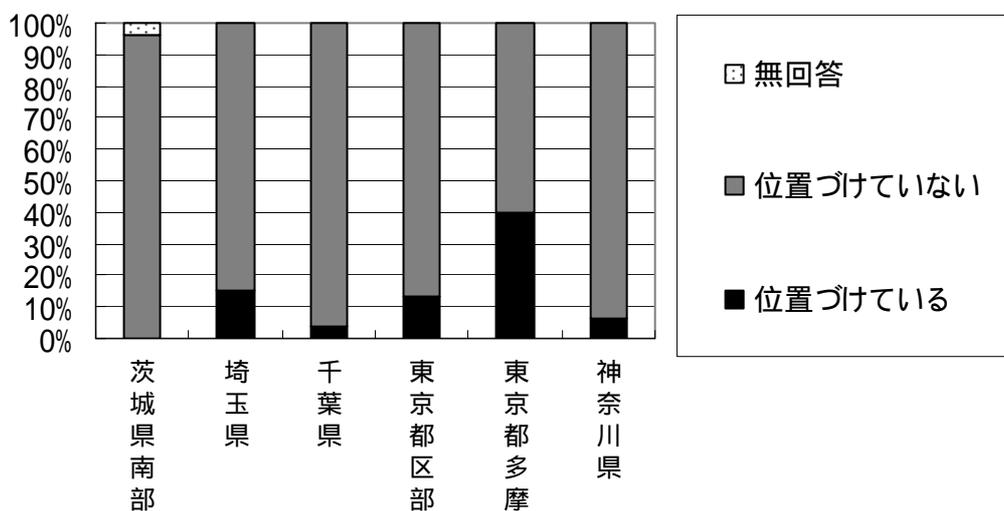


図 3 - 14 幹線道路沿い等の避難所での遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備の地域防災計画への位置づけ ( 1 ( 3 ) ウ )

## (5) 避難所運営マニュアルでの帰宅困難者対応方法の記載

2.(4)

避難所の管理運営マニュアルに、帰宅困難者が来訪した場合の具体的な対応方法が記載されていますか(当てはまるもの1つに)

回答欄

1. 記載されている( )
2. 記載されていないが、検討または作成中
3. 記載する予定はない

### 避難所運営マニュアルにおける帰宅困難者対応方法の記載

- ・ 避難所運営マニュアルに、帰宅困難者が来訪した場合の具体的な対応方法を記載している市区町村の割合は、神奈川県で9%、東京都多摩で7%、茨城県南部で4%である。その他の地域では0%である。

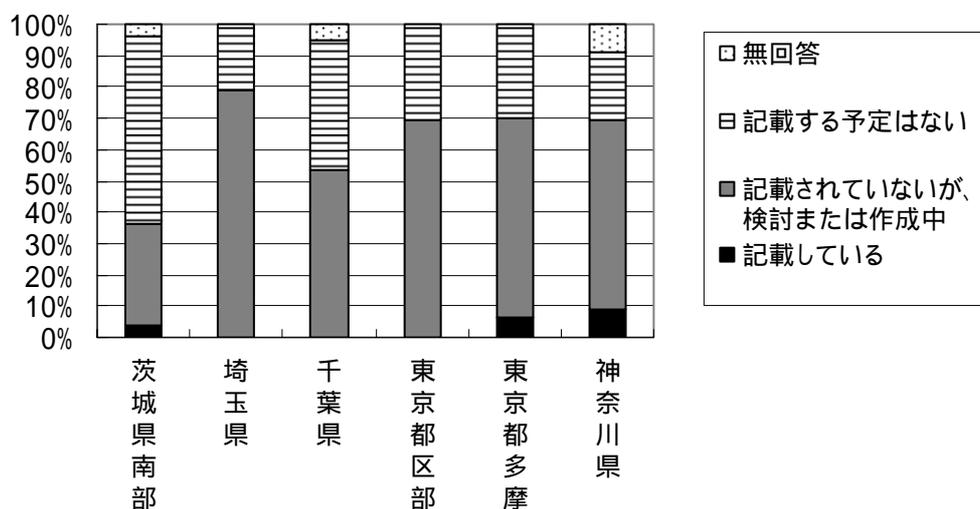


図 3 - 15 避難所運営マニュアルにおける帰宅困難者対応方法の記載状況 (2(4))

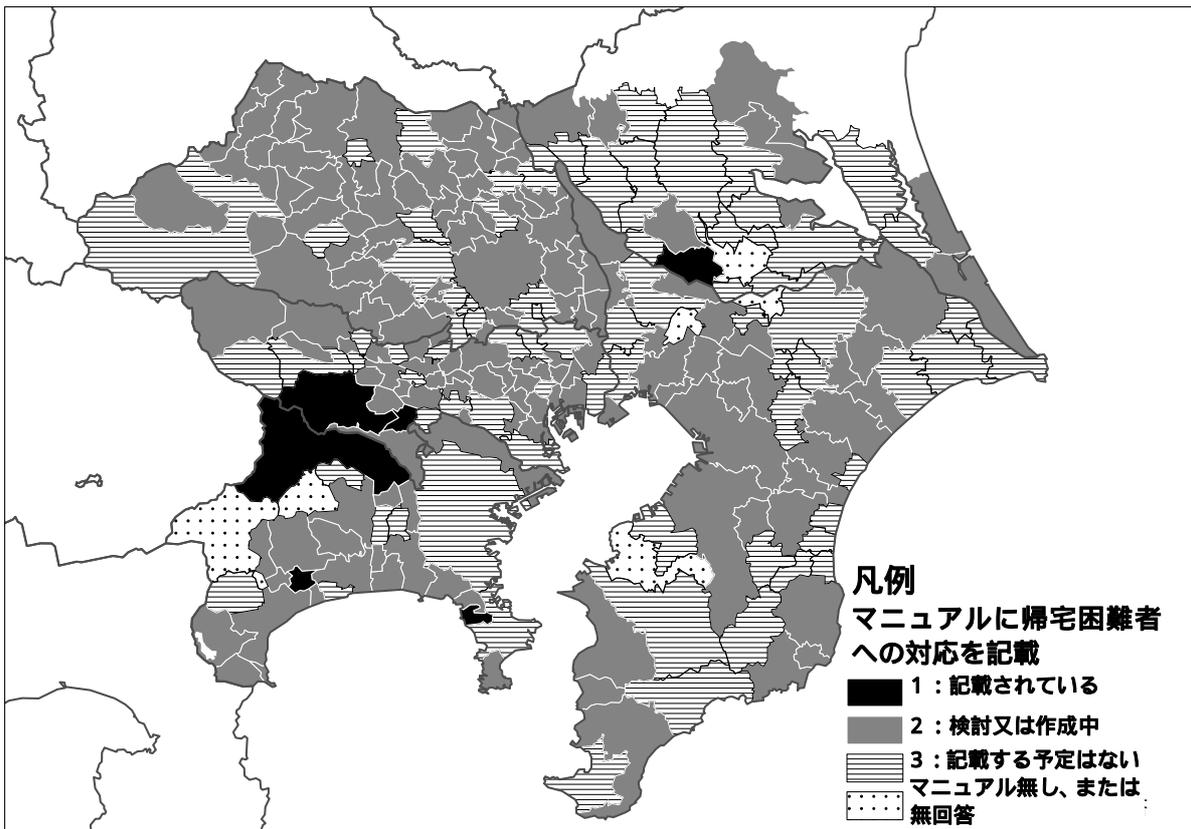


図 3 - 16 避難所運営マニュアルにおける帰宅困難者対応方法の記載状況  
 ( 2 ( 4 ) )

### 避難所運営マニュアルの例 (八王子市)

#### 帰宅困難者への対応

交通機関の不通による帰宅困難者等は、一般の避難者とは別のスペースで受け入れる。

帰宅困難者等は、短期間で避難所を出入する可能性が高いので、出入記録を確実にとり、災害対策本部へ適宜報告する。

帰宅困難者等に対し、交通機関の復旧見通しなどの情報提供に努めるとともに、必要に応じて飲料水、食糧等の提供を行う

八王子市避難所運営マニュアルより

## (6) 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保

### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|  |     |
|--|-----|
|  | 回答欄 |
| ホール等の公共施設や学校（高校や国公立大学等）を帰宅断念者の一時収容用に確保 |     |

### 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保状況

- ・ ホール等の公共施設や学校（高校や国公立大学等）を帰宅断念者の一時収容用に確保している市区町村の割合は神奈川県で45%、東京都多摩で17%、東京都区部で13%、その他では1割に満たない。
- ・ 具体的な施設名をみると、神奈川県の場合は、避難所となる小中学校をあげている市区町村も多く、また、東京都は、徒歩帰宅支援ステーションとして位置づけられている高校が多い。

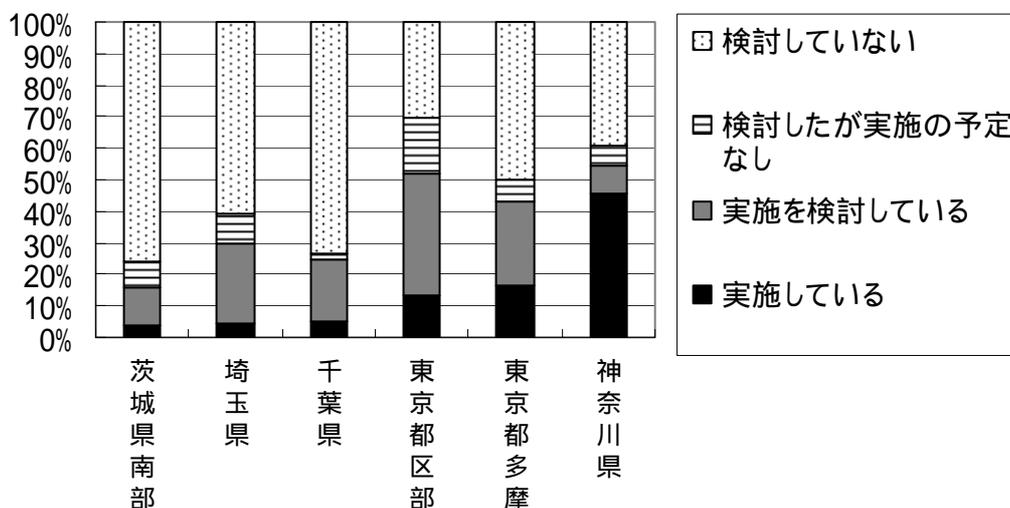


図 3-17 公共施設の確保状況 (1(3)ア)

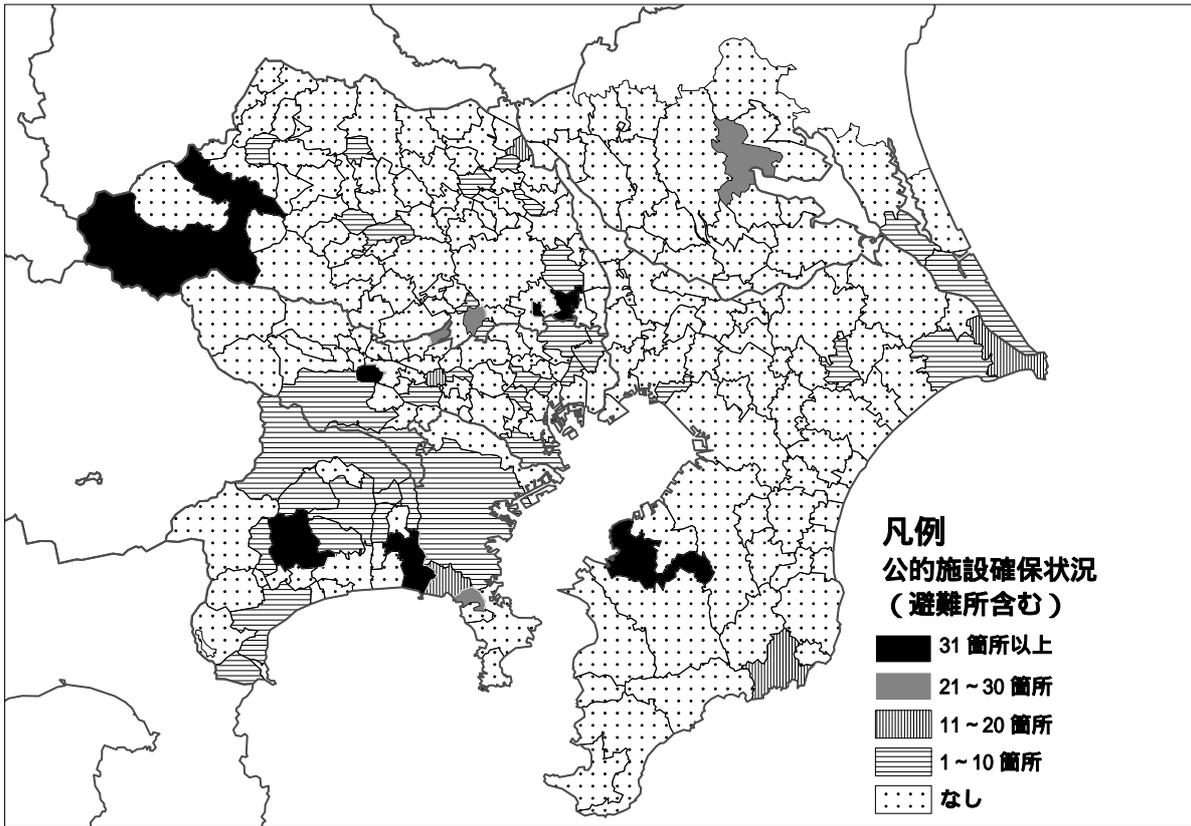


図 3 - 18 公共施設の確保状況 (避難所含む)

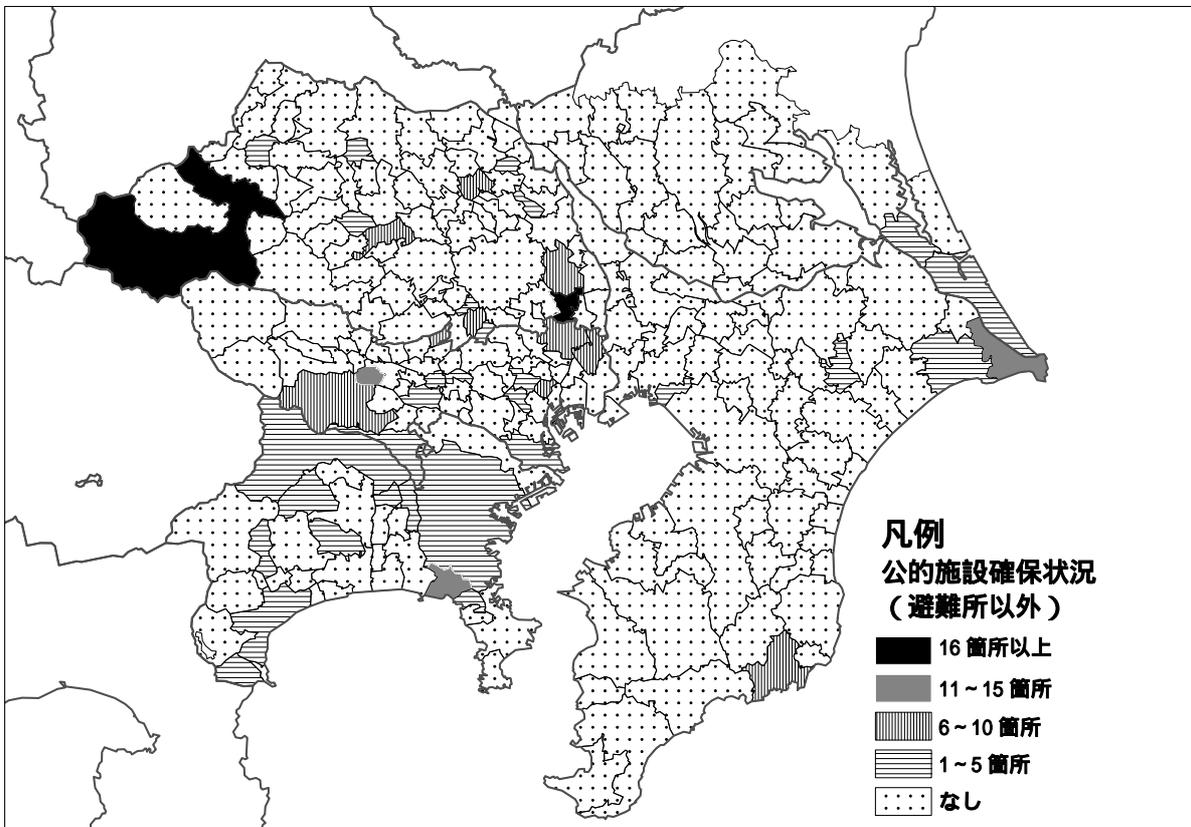


図 3 - 19 公共施設の確保状況 (避難所含まない)

## (7) 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の種別

4. ホール等の公共施設や学校（高校や国公立大学等）を帰宅断念者の一時収容用に確保

施設名を列挙してください。ただし、同種の施設が多数ある場合には、「都立高校3校」のように、施設種別と施設数を記入頂くのでも構いません。

[ ]

### 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の種別

- 市区町村が帰宅困難者の一時収容のために確保している公共施設は、公立高校、市民会館等、公立小中学校等が多い。

表 3 - 1 帰宅困難者の一時収容に用いる公共施設の種別

| 種別          | 市区町村数 |
|-------------|-------|
| 公立高校        | 26    |
| 市民会館等       | 21    |
| 公立小中学校      | 18    |
| 大学          | 10    |
| 避難所(*)      | 7     |
| 保育園・児童センター等 | 5     |
| 私立学校        | 4     |
| 図書館・博物館     | 3     |
| 屋内競技場       | 3     |
| 国際会議場       | 1     |
| 消費生活センター    | 1     |
| 広域避難場所      | 1     |
| 公園          | 1     |
| 「その他」       | 1     |

(一つの市区町村で複数の高校をあげている場合でも、高校という種類の公共施設1つとカウントしている。一方、一つの市区町村でも、高校及び大学をあげている場合は、それぞれをカウントしている。)

\*もともと「避難所」と記載されているもの。



( 8 ) 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保の地域防災計画への位置づけ

1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                              |                       |
|-----|------------------------------|-----------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけ<br>ている(記載している) | 2.地域防災計画には記載してい<br>ない |
|-----|------------------------------|-----------------------|

|  |     |
|--|-----|
|  | 回答欄 |
| ホール等の公共施設や学校(高校や国公立大学等)を帰宅断念者の一時収容用に確保 |     |

### 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保の地域防災計画への位置づけ

・ ホール等の公共施設や学校を帰宅断念者の一時収容用に確保することについて、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、神奈川県では39%、東京都多摩では30%、東京都区部では26%、埼玉県では17%である。

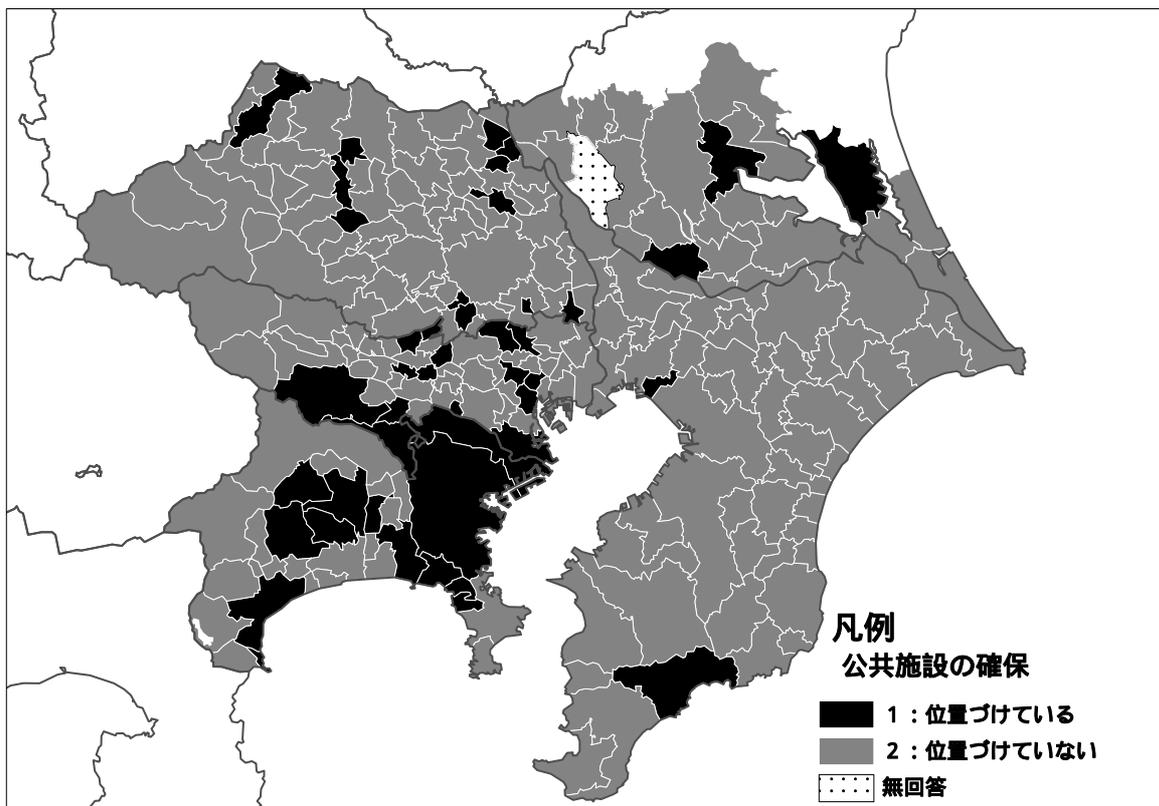
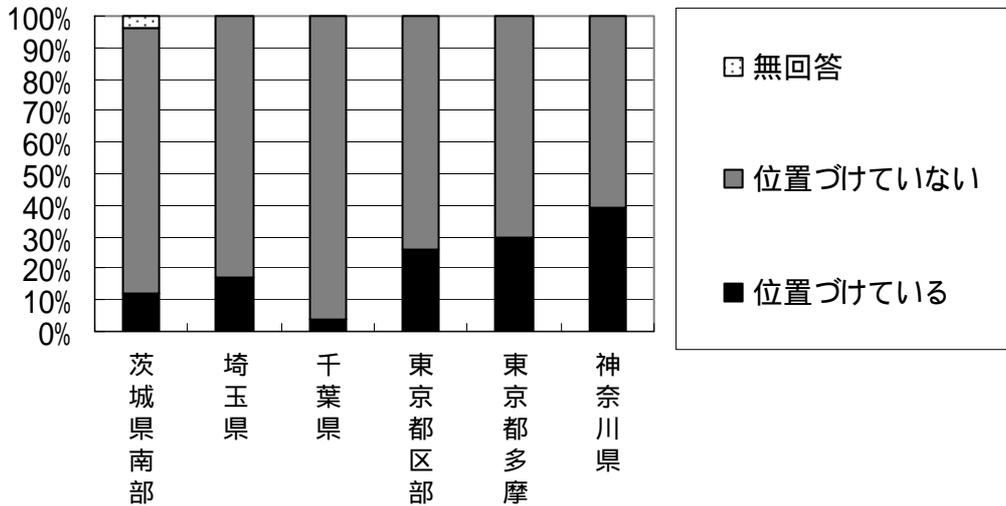


図 3 - 2 0 ホール等の公共施設や学校を一時収容用に確保することの地域防災計画への位置づけ ( 1 ( 3 ) ウ )

## (9) 帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定の締結

### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|  |     |
|--|-----|
|  | 回答欄 |
| 民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結 |     |

## 帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定の締結状況

- ・ 民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等を締結している市区町村の割合は、神奈川県で18%、東京都区部で17%、その他の地域では1割に満たない。
- ・ 東京都区部に関しては、「実施を検討している」市区町村をあわせると48%が民間施設との協定を検討している。
- ・ 協定を締結していると回答したのは、全体で18市区町村である。

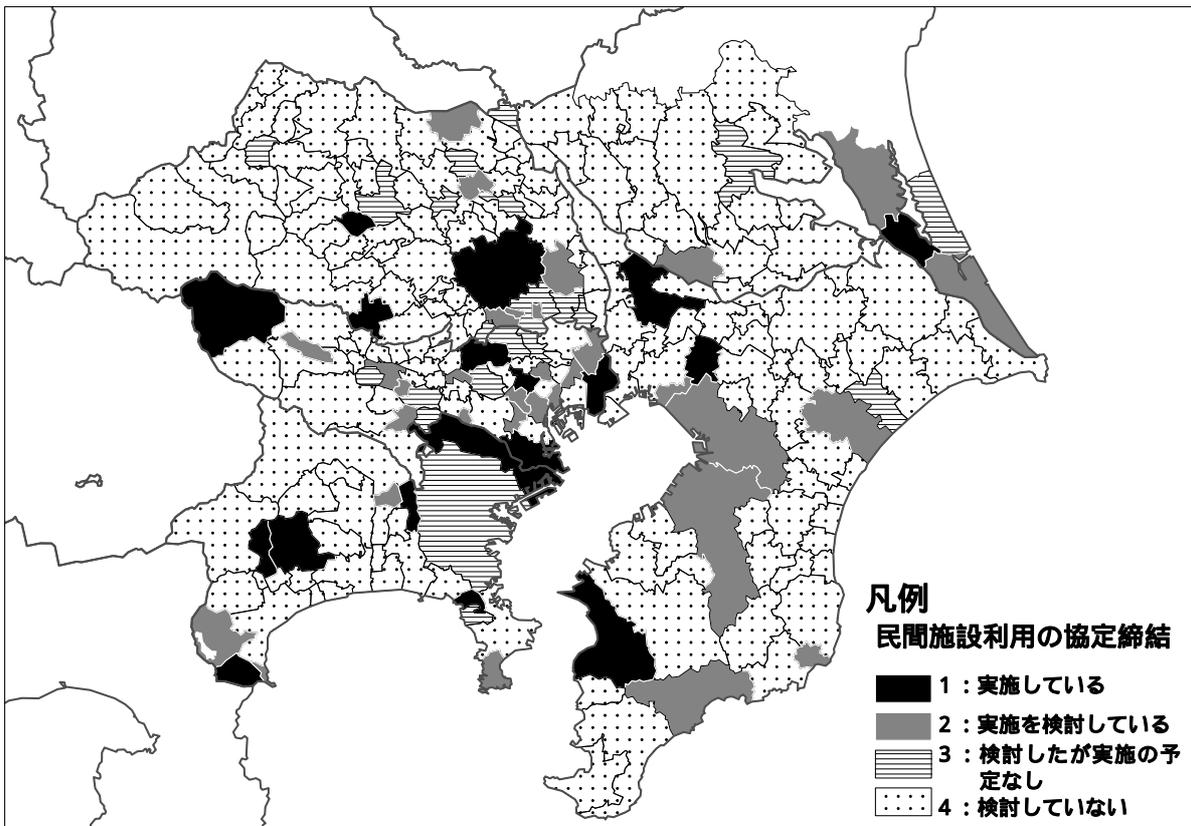
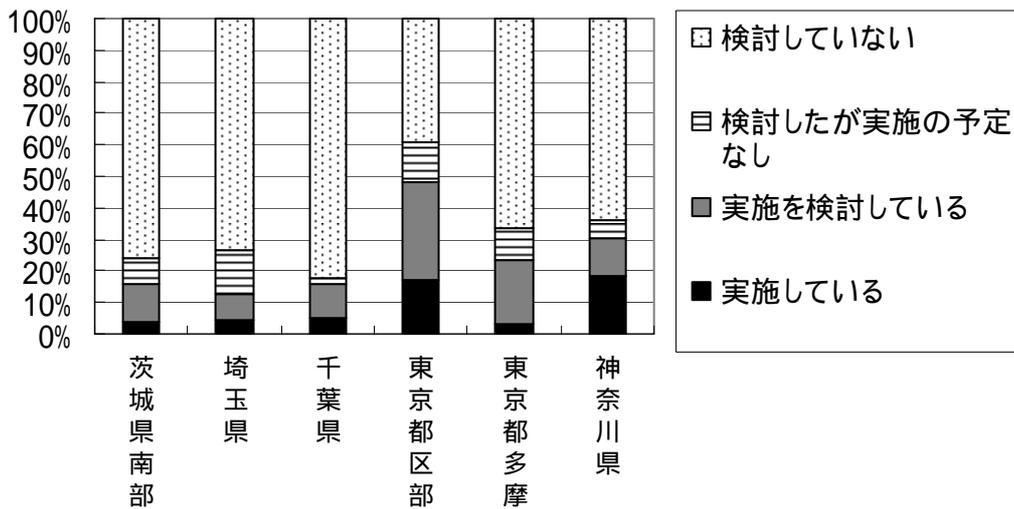


図 3 - 2 1 帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定の締結状況

( 1 ( 3 ) ア )

4. 民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結施設名を全て列挙してください。

[ ]

### 帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等を結んでいる施設

- ・市区町村が帰宅困難者の一時収容のために締結している大規模集客施設の種別は次の表のとおりである。
- ・ショッピングセンター・スーパー、冠婚葬祭関連施設等と協定が締結されている。

表 3 - 2 大規模集客施設等との協定締結状況

| 種別              | 市区町村数 |
|-----------------|-------|
| ショッピングセンター・スーパー | 5     |
| 冠婚葬祭関連施設        | 3     |
| 簡易保険保養センター      | 2     |
| 旅館組合            | 2     |
| スポーツクラブ         | 1     |
| ファミリーレストラン等     | 1     |
| ホール             | 1     |
| ホテル             | 1     |
| 屋内競技場           | 1     |
| 私立高校            | 1     |
| 百貨店             | 1     |
| 郵便局             | 1     |
| 合計              | 20    |

\* 上の表であげているのは協定締結済みのものであり、協定を検討中のものは含まない。なお、例えば一つの市区町村で複数のショッピングセンターをあげている場合でも、ショッピングセンターという民間施設1つとカウントしている。一方、一つの市区町村でも、ショッピングセンター及び結婚式場をあげている場合は、それぞれをカウントしている。

4. 民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結  
 一時収容施設の利用期間、一時収容時の管理体制、費用負担、施設の器物破損時  
 の対応等はどのようなものになっていますか。

( )

### 協定上の利用期間、費用負担等

- ・民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結における取り決め状況は次のとおりである。なお、自由回答形式のため、一部未回答のものもある。
- ・協定は締結しても、具体的な取り決めがなされていない場合が多い。
- ・費用負担については市区町村が負担することとしている場合が多い。

表 3 - 3 利用期間

| 内容     | 種別・市区町村数 |
|--------|----------|
| 定めていない | 18       |
| 未回答    | 2        |
| 合計     | 20       |

表 3 - 4 一時収容時の管理体制

| 内容     | 種別・市区町村数 |
|--------|----------|
| 定めていない | 7        |
| 施設職員等  | 10       |
| 未回答    | 3        |
| 合計     | 20       |

表 3 - 5 費用負担

| 内容       | 種別・市区町村数 |
|----------|----------|
| 市区町村が負担  | 11       |
| 定めていない   | 7        |
| 協議により決める | 2        |
| 合計       | 20       |

表 3 - 6 施設の器物損壊時の対応

| 内容      | 種別・市区町村数 |
|---------|----------|
| 定めていない  | 13       |
| 市区町村が負担 | 5        |
| 未回答     | 2        |
| 合計      | 20       |

## (10) 帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定締結の地域防災計画への位置づけ

### 1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                               |                       |
|-----|-------------------------------|-----------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけ<br>している(記載している) | 2.地域防災計画には記載してい<br>ない |
|-----|-------------------------------|-----------------------|

|  |     |
|--|-----|
|  | 回答欄 |
| 民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結 |     |

### 帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定締結の地域防災計画への位置づけ

・ 民間施設を帰宅断念者の一時収容用に利用する協定の締結について、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部で 17%、神奈川県で 15%、埼玉県で 7%である。

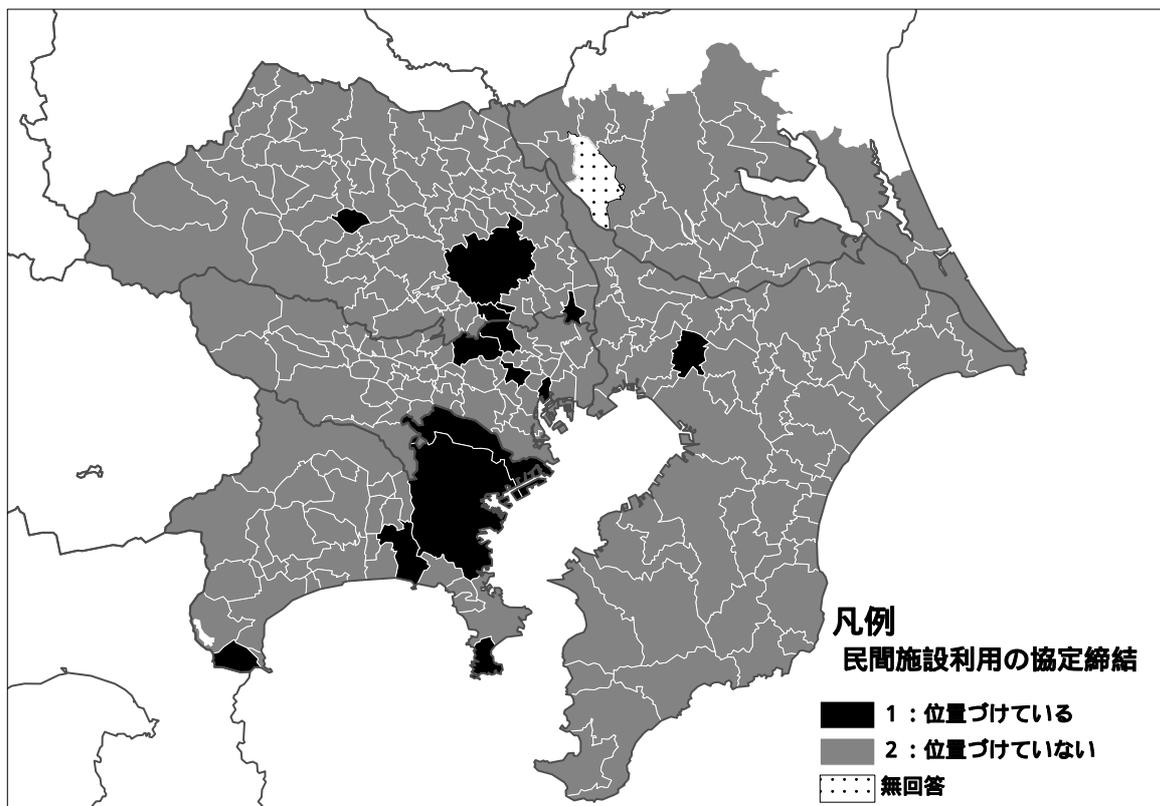
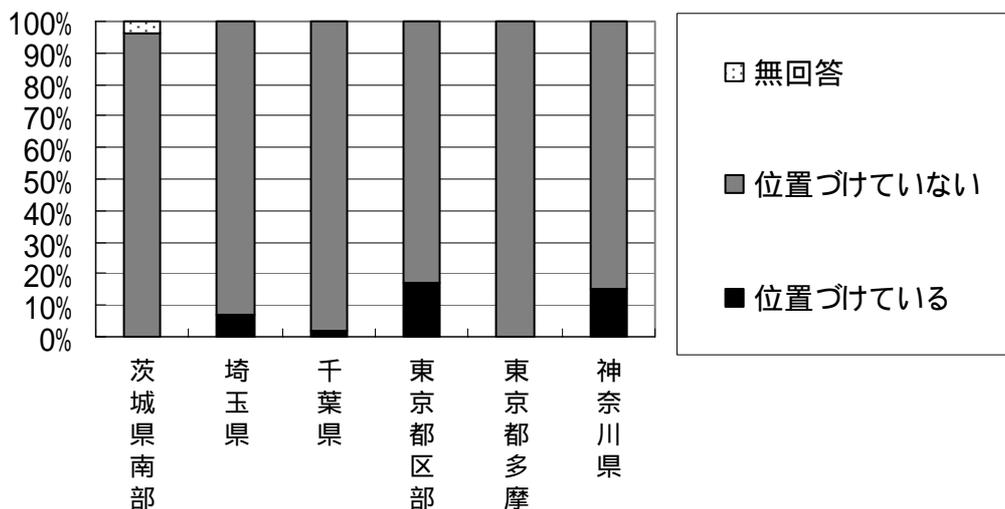


図 3 - 2 2 民間施設を帰宅断念者の一時収容用に利用する協定締結の地域防災計画への位置づけ ( 1 ( 3 ) ウ )

## ( 1 1 ) 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供

### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|   |     |
|---|-----|
|   | 回答欄 |
| 遠距離徒歩帰宅者が通る幹線道路沿い等の市区町村施設において、水やトイレ等を提供 |     |

## 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供状況

- ・ 遠距離徒歩帰宅者が通る幹線道路沿い等の市区町村施設において、水やトイレ等を提供する市区町村の割合は、東京都区部で22%、東京都多摩で20%、神奈川県で15%、埼玉県で11%、その他では1割に満たない。
- ・ 実施を検討している市区町村を含めると、東京都多摩で60%、東京都区部で57%である。

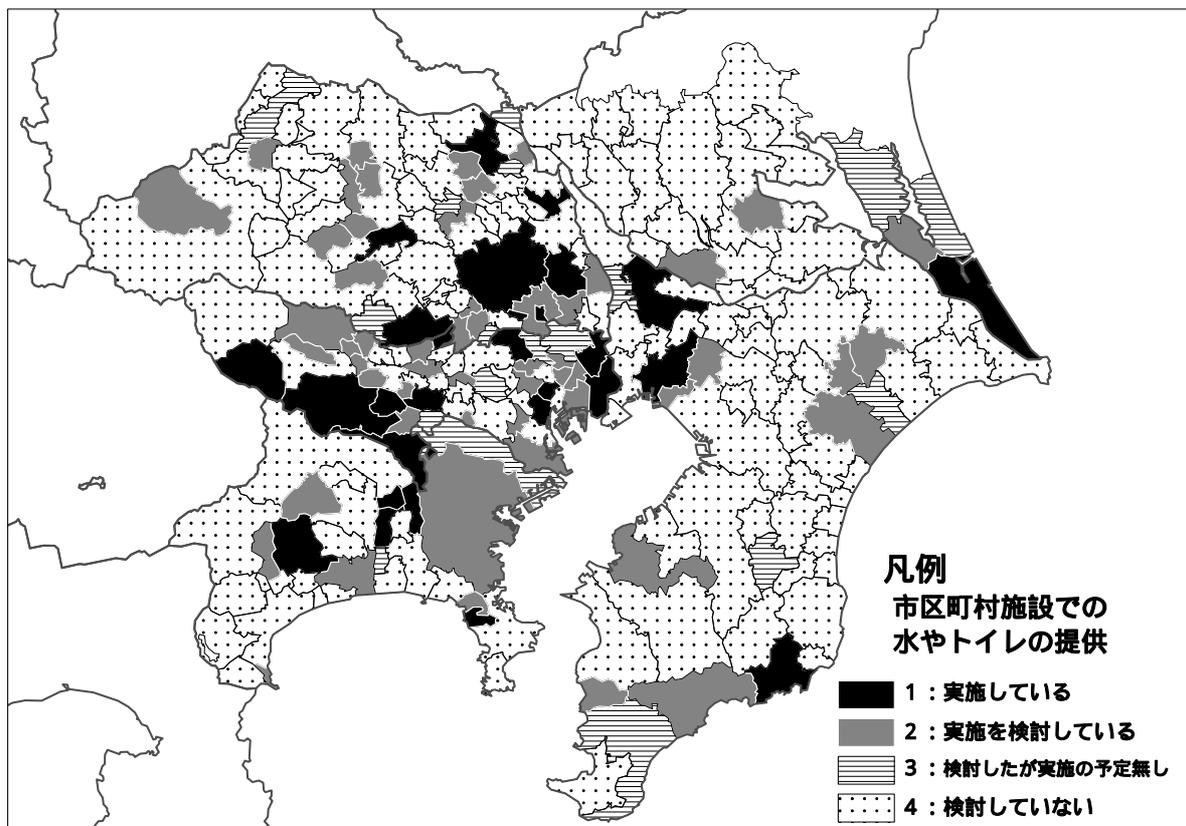
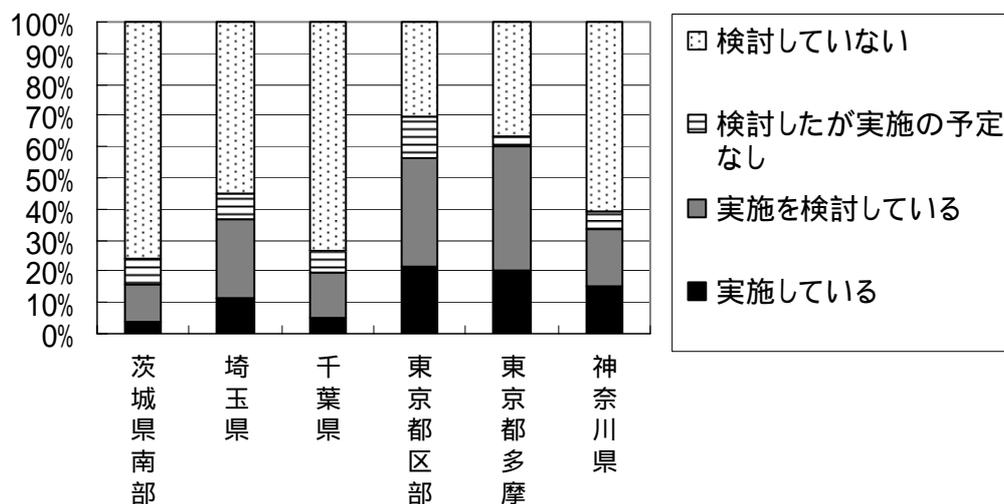


図 3 - 2 3 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供  
( 1 ( 3 ) ア )

【追加】

(12) 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供の地域防災計画への位置づけ

1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                              |                   |
|-----|------------------------------|-------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけている<br>(記載している) | 2.地域防災計画には記載していない |
|-----|------------------------------|-------------------|

|   | 回答欄 |
|---|-----|
| 遠距離徒歩帰宅者が通る幹線道路沿い等の市区町村施設において、水やトイレ等を提供 |     |

## 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供の地域防災計画への位置づけ

・ 遠距離徒歩帰宅者に対する市区町村施設での水やトイレ等の提供を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で60%、東京都区部で44%、埼玉県で21%である。その他の地域では1割に満たない。

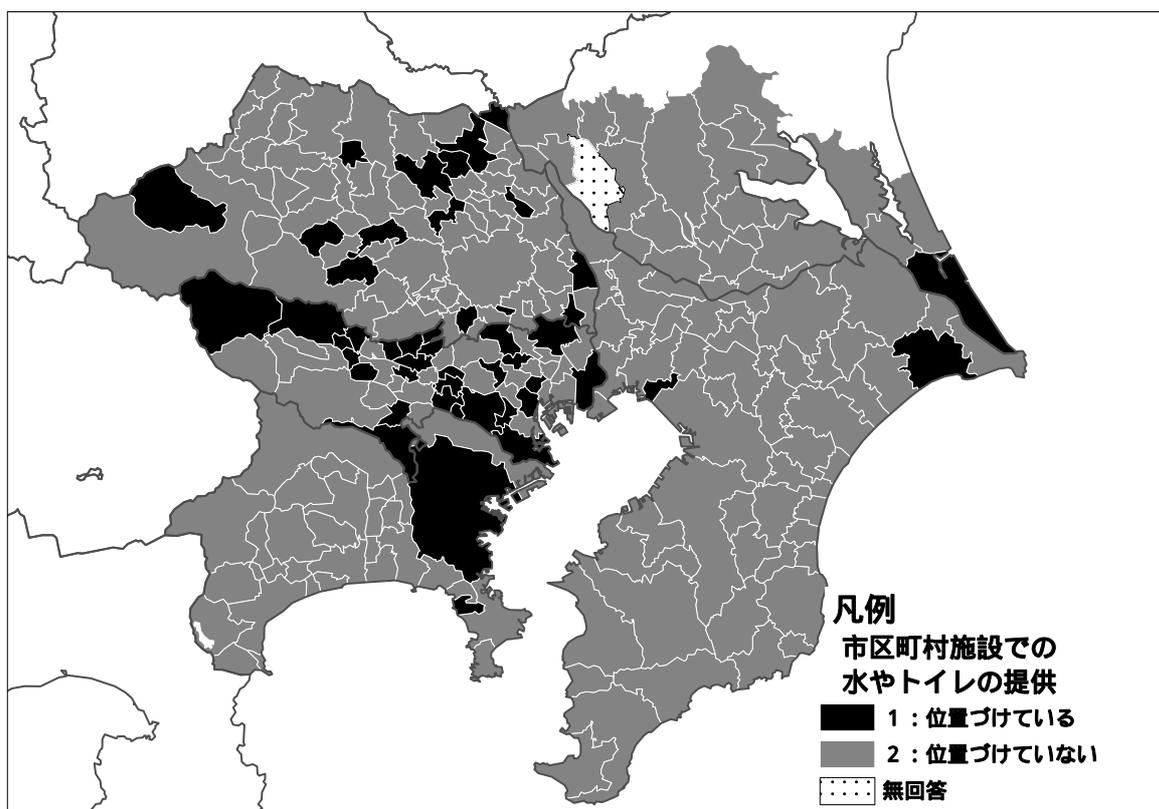
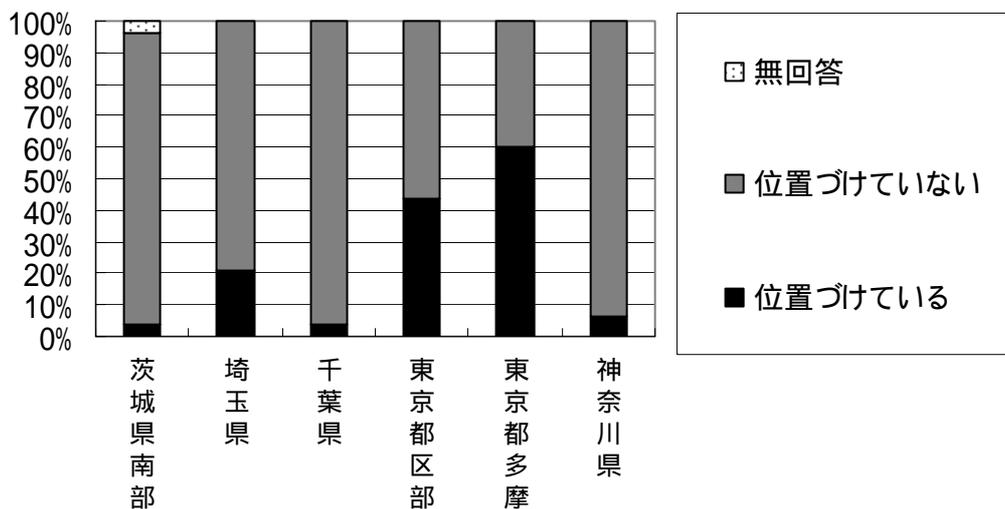


図 3 - 24 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供の地域防災計画への位置づけ ( 1 ( 3 ) ウ )

### (13) 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定の締結

#### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|  |     |
|--|-----|
|  | 回答欄 |
| 遠距離徒歩帰宅者に対する沿道等での支援について、民間事業者やボランティア団体等と協定等を締結 |     |

## 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定の締結状況

- 遠距離徒歩帰宅者に対する沿道での支援について、民間事業者やボランティア団体等と協定を締結している市区町村の割合は、神奈川県で12%、東京都区部で9%である。「実施を検討している」を含めると、東京都区部で43%、東京都多摩で20%、埼玉県で18%である。

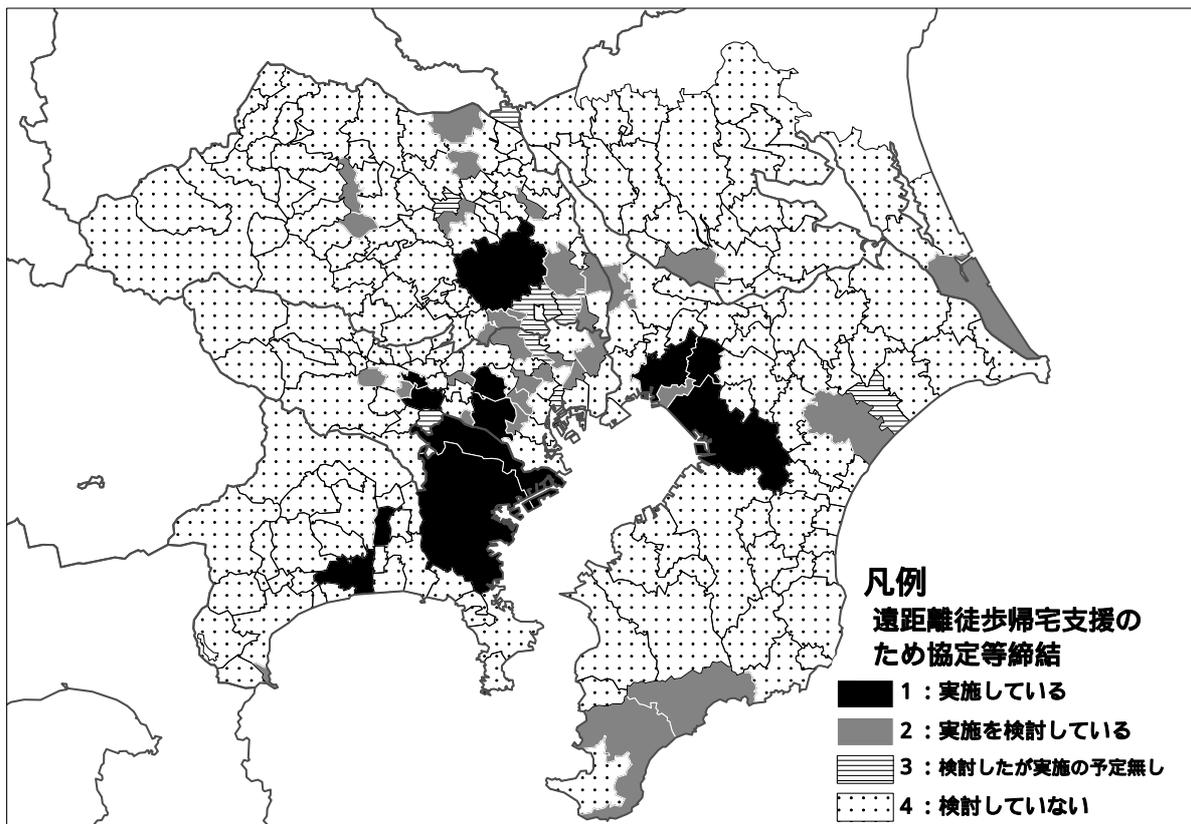
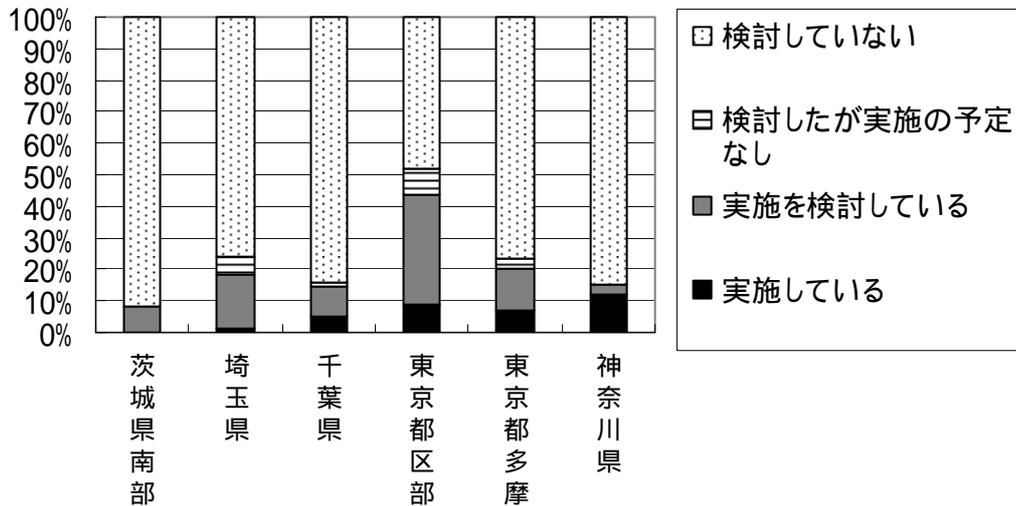


図 3 - 2 5 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定の締結状況 (1 (3) ア )

**(14) 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定  
締結の地域防災計画への位置づけ**

**1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ**

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                          |                   |
|-----|--------------------------|-------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけている(記載している) | 2.地域防災計画には記載していない |
|-----|--------------------------|-------------------|

|  |     |
|--|-----|
|  | 回答欄 |
| 遠距離徒歩帰宅者に対する沿道等での支援について、民間事業者やボランティア団体等と協定等を締結 |     |

## 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定締結の地域防災計画への位置づけ

- 遠距離徒歩帰宅者に対する沿道での支援について、民間事業者やボランティア団体等との協定締結を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、埼玉県で11%、東京都区部で9%である。

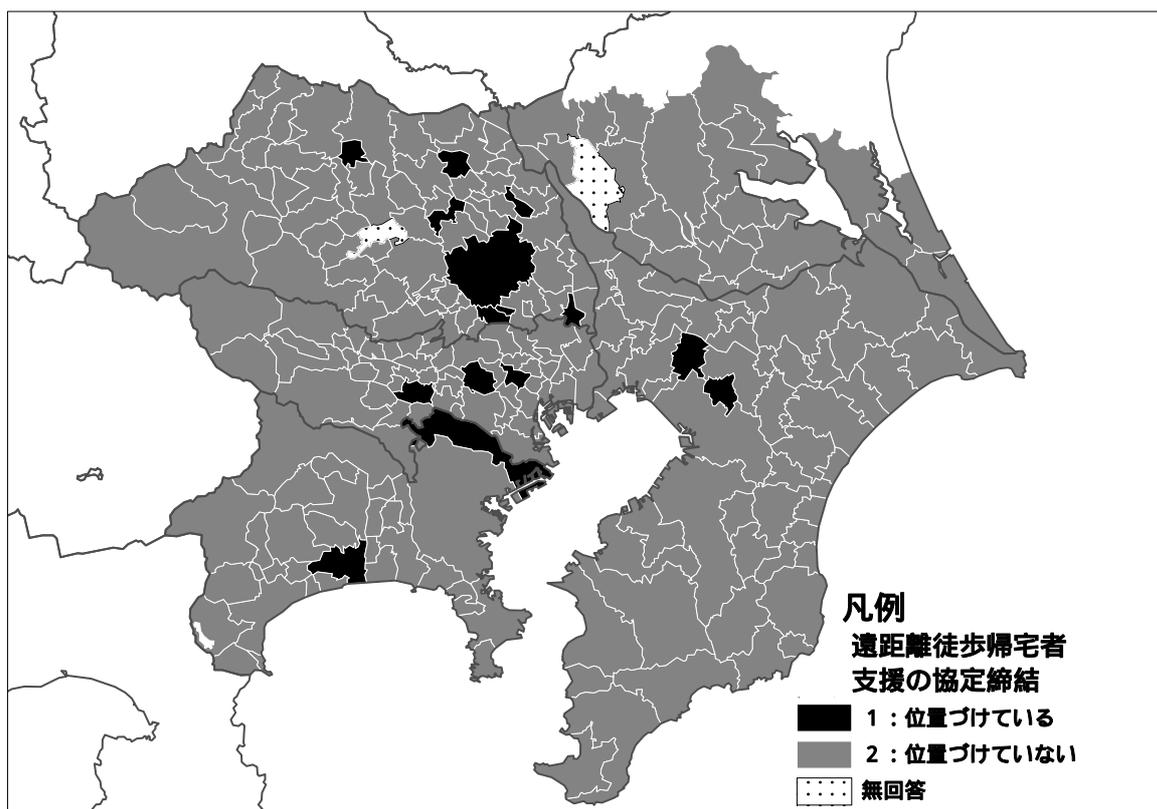
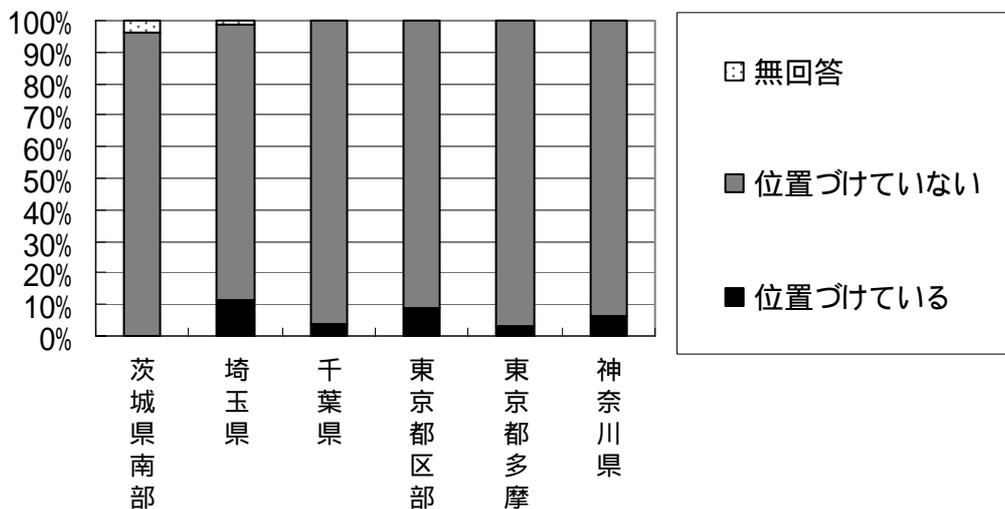


図 3 - 2 6 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定締結の地域防災計画への位置づけ

( 1 ( 3 ) ウ )

## ( 1 5 ) 帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定の締結

### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
|                             | 回答欄 |
| 民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結 |     |

## 帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定の締結状況

- ・ 民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結している市区町村の割合は、神奈川県で18%、東京都区部で13%である。
- ・ 東京都区部では実施を検討している区の割合が他地域に比べて大きく、実施している区とあわせると39%である。
- ・ 物資支援協定を締結していると回答したのは、全体で17市区町村である。

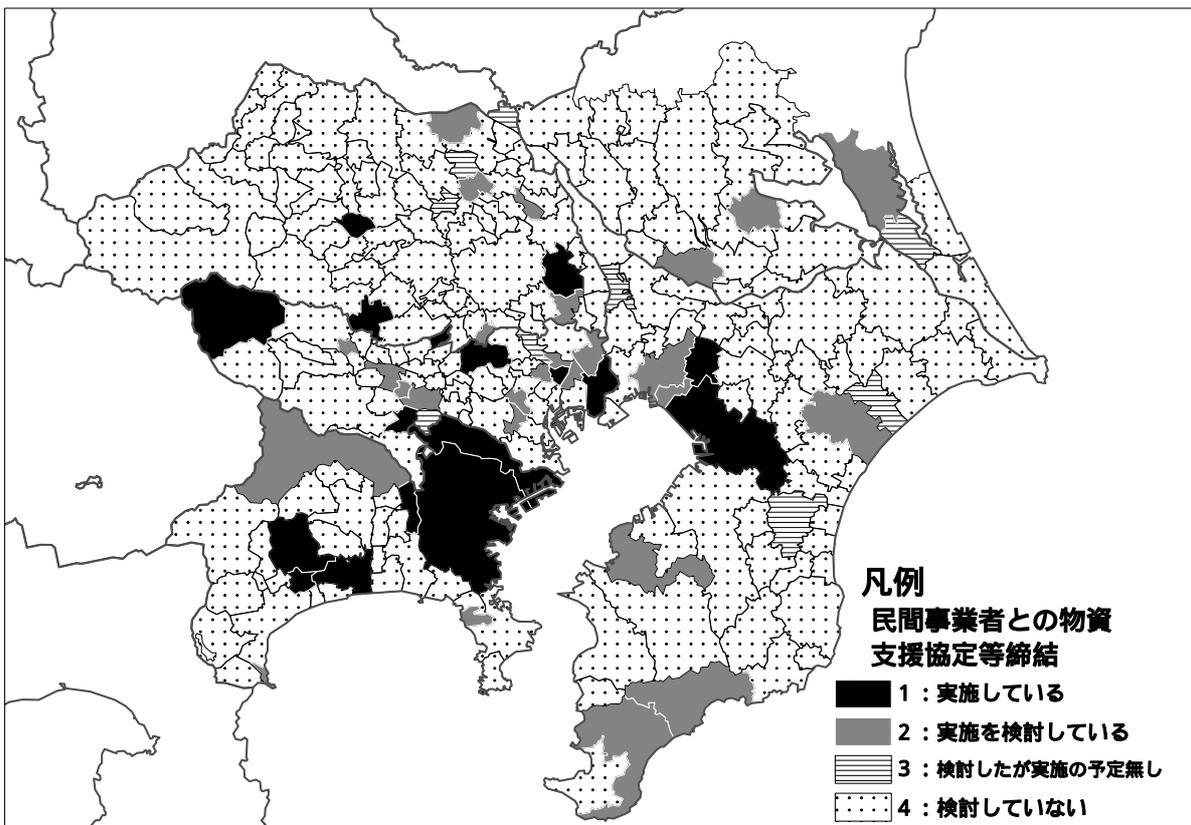
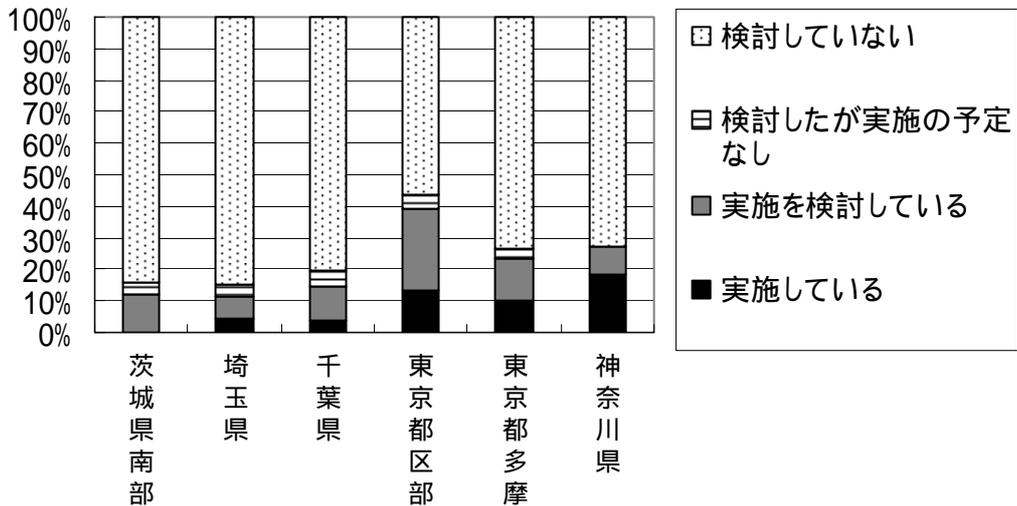


図 3 - 27 帰宅困難者の支援に係る民間事業者との物資支援協定等の締結状況 ( 1 ( 3 ) ア )

**民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結**

どのような物資について、どのような事業者等と支援協定等を締結していますか。  
施設名を全て列挙してください。

[ ]

**物資支援協定等を結んでいる民間事業者**

- ・ 市区町村と物資支援協定等を結んでいる民間事業者として、ショッピングセンター等小売店、飲料メーカーなどが挙げられている。ただし、これらは必ずしも帰宅困難者のみを対象としたものではない。
- ・ 一つの市区町村で、最大19種別の民間事業者と協定を結んでいるところもある。

**表 3 - 7 物資支援協定等を結んでいる民間事業者**

| 種別          | 市区町村数 | 種別            | 市区町村数 |
|-------------|-------|---------------|-------|
| ショッピングセンター  | 5     | ヘリコプター会社      | 1     |
| 米穀小売商組合     | 4     | ホテル           | 1     |
| 飲料メーカー      | 3     | 医療関係          | 1     |
| コンビニエンスストア  | 3     | 介護保険サービス関係    | 1     |
| 郵便局         | 3     | 冠婚葬祭関連施設      | 1     |
| LPガス協会      | 2     | 産業振興連合会       | 1     |
| 生活協同組合      | 3     | 資源リサイクル事業協同組合 | 1     |
| 農業共同組合      | 2     | 獣医師会          | 1     |
| 飲食店関係       | 1     | 小売店舗協議会       | 1     |
| CATV 会社     | 1     | 大学            | 1     |
| 建設関係        | 2     | 大型店連絡協議会      | 1     |
| 石油商業組合      | 1     | 百貨店           | 1     |
| ストーマ用品協会    | 1     | 災害対策応援協議会     | 1     |
| トラック協会      | 1     | 不動産関係         | 1     |
| ファミリーレストラン等 | 1     | 薬局            | 1     |
| 流通団地運営協議会   | 1     |               |       |

**市区町村とホテルとの給水・給食支援協定の例（練馬区）**

（業務の内容）

- (1)避難拠点運営連絡会等の区民防災組織や帰宅困難者に対して、給水・給食支援を行うこと
- (2)帰宅困難者に対して、一時休息場所を提供すること
- (3)その他災害時における必要な支援を行うこと

（練馬区地域防災計画（平成16年修正）資料編・練馬区ホームページより）

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/news/200409/n040907a.html>



【追加】

(16) 帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定締結の地域防災計画への位置づけ

1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                              |                   |
|-----|------------------------------|-------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけている<br>(記載している) | 2.地域防災計画には記載していない |
|-----|------------------------------|-------------------|

|                             | 回答欄 |
|-----------------------------|-----|
| 民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結 |     |

## 帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定締結の地域防災計画への位置づけ

・ 民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等の締結を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、神奈川県で 18%、東京都区部・埼玉県で 9%である。

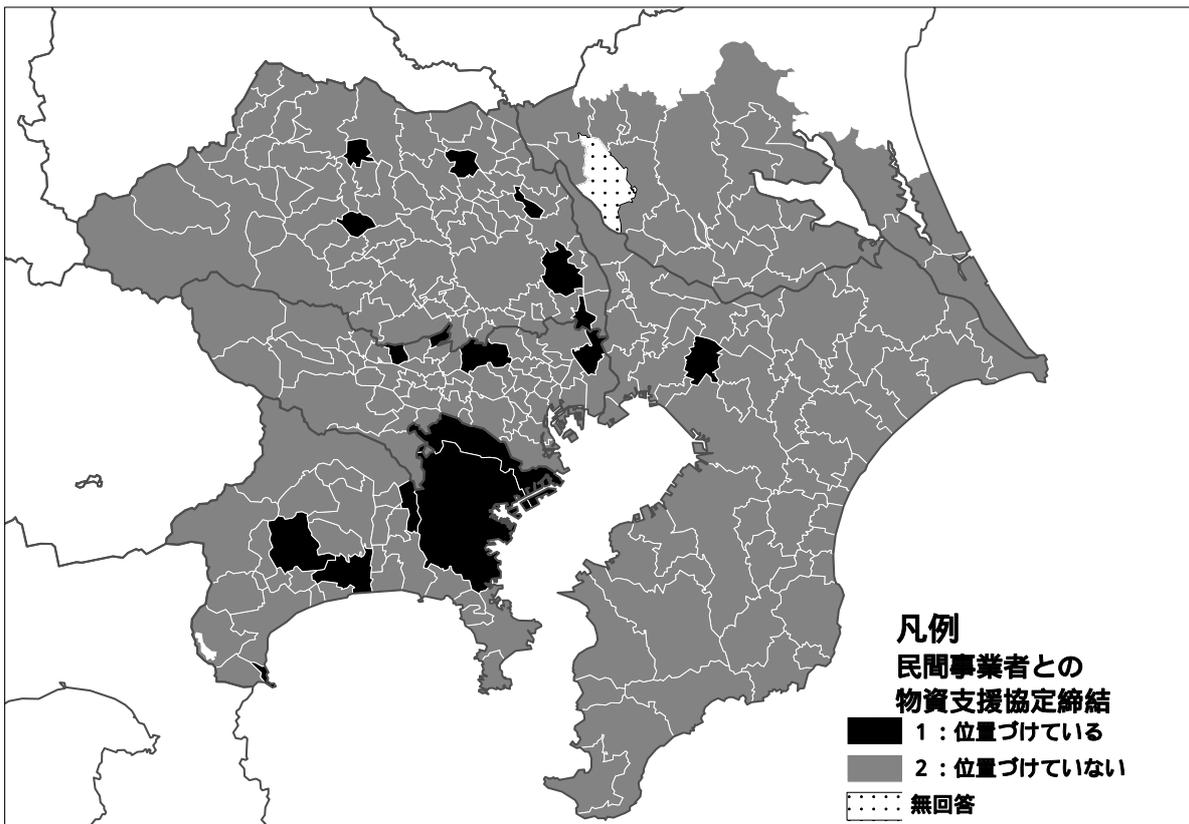
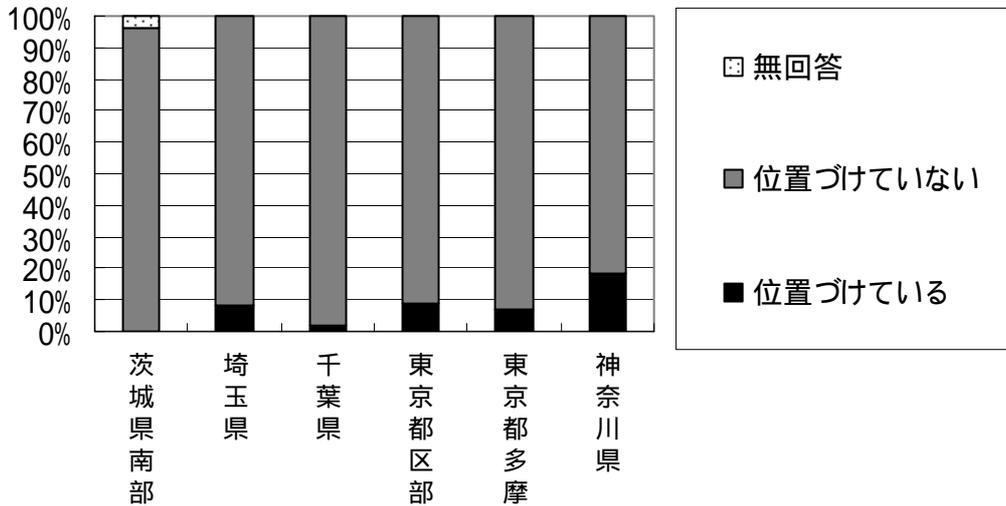


図 3 - 28 帰宅困難者の支援に係る民間事業者との物資支援協定等の締結の地域防災計画への位置づけ ( 1 ( 3 ) ウ )

## 3.5 徒歩帰宅者の円滑な誘導

### 3.5.1 これまでの専門調査会で提示された課題

- ・混雑が増すと歩行速度が極端に遅くなる。
- ・群集密度が非常に高くなると、集団転倒等により、死傷者が発生する可能性がある。
- ・橋梁等のボトルネックとなる箇所で混乱する可能性がある。
- ・徒歩帰宅中に落下物や延焼火災により被災する危険性がある。
- ・ビルの倒壊等により一部の道路の通行が困難になる可能性がある。
- ・徒歩帰宅者が車道にはみ出ること、緊急通行車両の通行の支障となる可能性がある。
- ・誤った情報の流布により混乱が生じるおそれがある。

### 3.5.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項

#### (1) 徒歩帰宅者の中に怪我人が発生する懸念

##### 1.(2) 帰宅困難者に関する懸念

帰宅困難者の発生により、様々な問題が起こる可能性があります。次のような各事象について、貴市区町村ではどのように捉えていますか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

| 選択肢 | 1. 起こる可能性が大いにある | 2. 起こる可能性がある | 3. 起こる可能性は低い、またはない | 4. わからない |
|-----|-----------------|--------------|--------------------|----------|
|-----|-----------------|--------------|--------------------|----------|

|                                     | 回答欄 |
|-------------------------------------|-----|
| 路上の危険物や火災に囲まれる等により、徒歩帰宅者の中に怪我人が発生する |     |

## 徒歩帰宅者の中に怪我人が発生する懸念

- 路上の危険物や火災に囲まれる等により、徒歩帰宅者の中に怪我人が発生することへの懸念については、「起こる可能性が大いにある」又は「起こる可能性がある」と回答した市区町村の割合は、東京都区部で91%、東京都多摩で70%、神奈川県で58%、その他では5割に満たない。

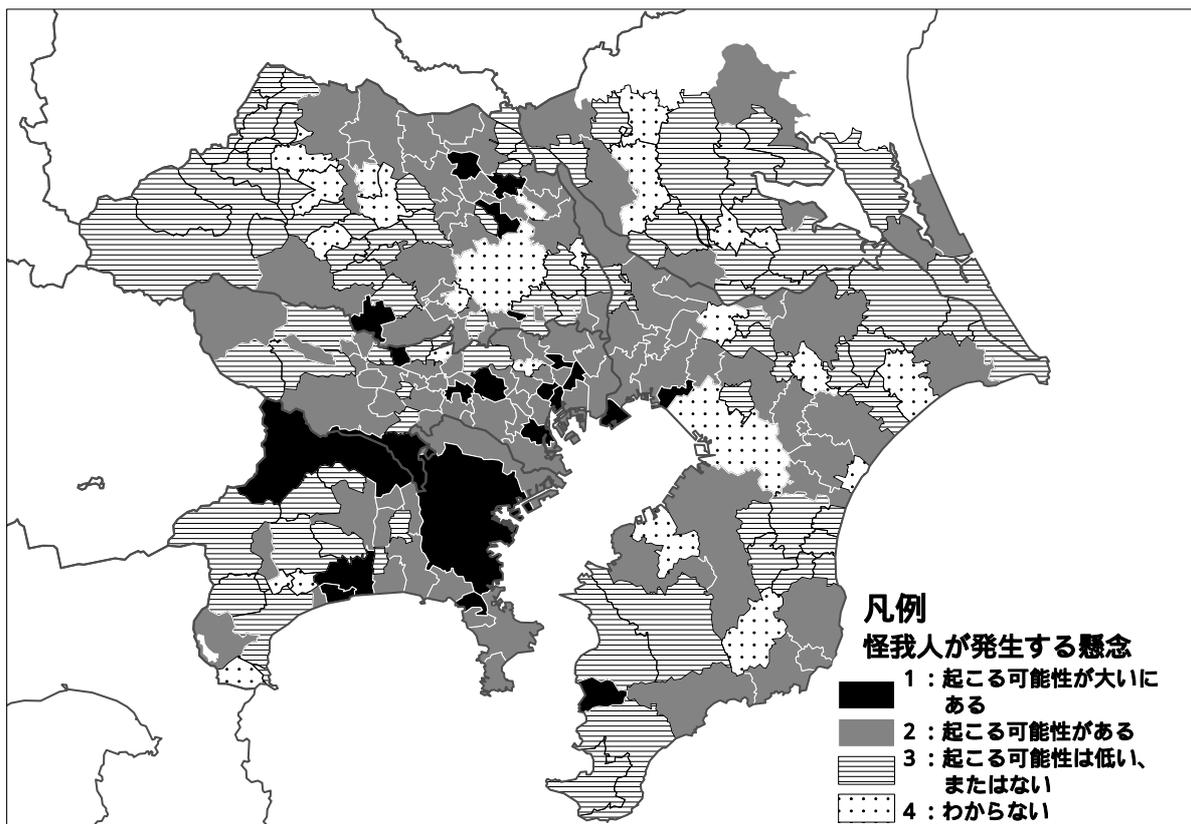
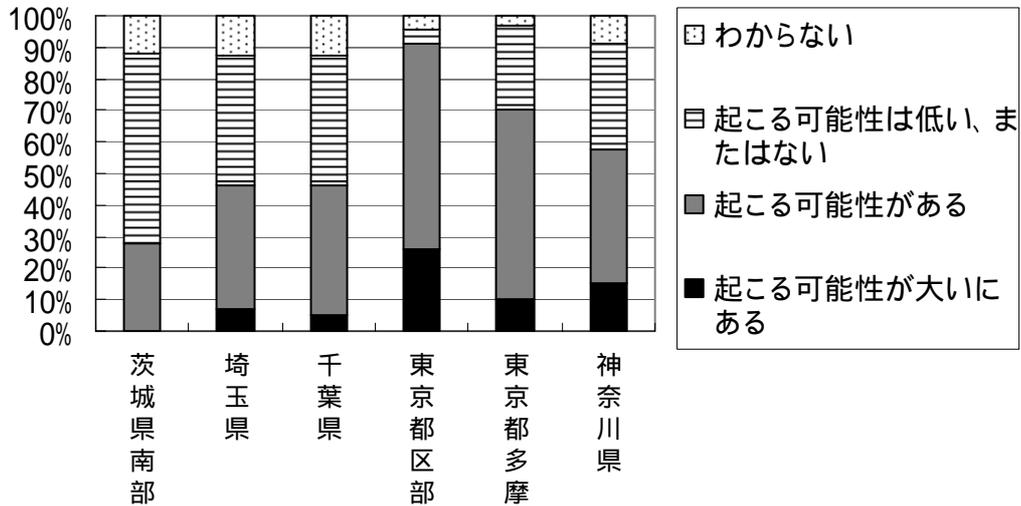


図 3 - 29 徒歩帰宅者の中に怪我人が発生する懸念 ( 1 ( 2 ) )

## (2) 帰宅困難者の滞留により災害応急活動等に支障が生じる懸念

### 1.(2) 帰宅困難者に関する懸念

帰宅困難者の発生により、様々な問題が起こる可能性があります。次のような各事象について、貴市区町村ではどのように捉えていますか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

| 選択肢 | 1. 起こる可能性が大いにある | 2. 起こる可能性がある | 3. 起こる可能性は低い、またはない | 4. わからない |
|-----|-----------------|--------------|--------------------|----------|
|-----|-----------------|--------------|--------------------|----------|

|                                       | 回答欄 |
|---------------------------------------|-----|
| 多数の帰宅困難者等が、路上に滞留する等により、災害応急活動等に支障が生じる |     |

## 帰宅困難者の滞留により災害応急活動等に支障が生じる懸念

- 多数の帰宅困難者等が、路上に滞留する等により、災害応急活動等に支障が生じることへの懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」と回答した市区町村の割合は、東京都区部で 96%、神奈川県で 55%、東京都多摩で 53%である。

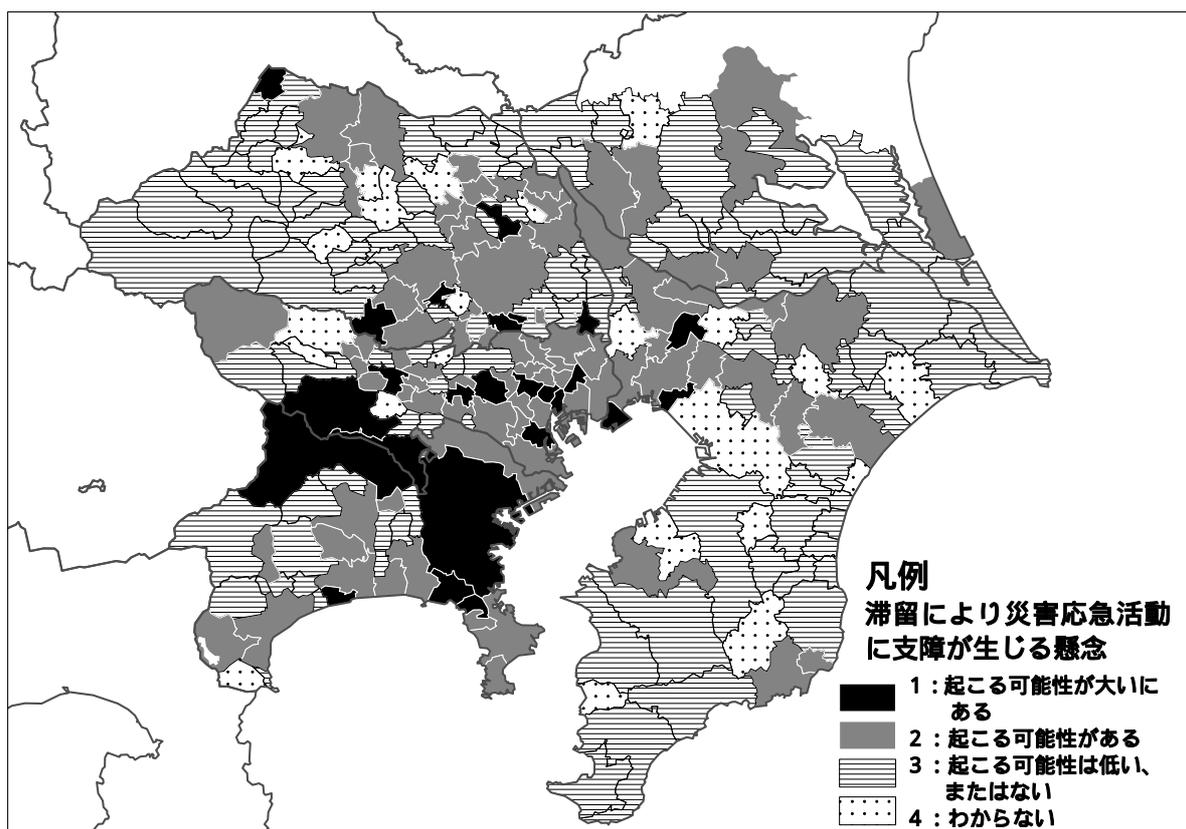
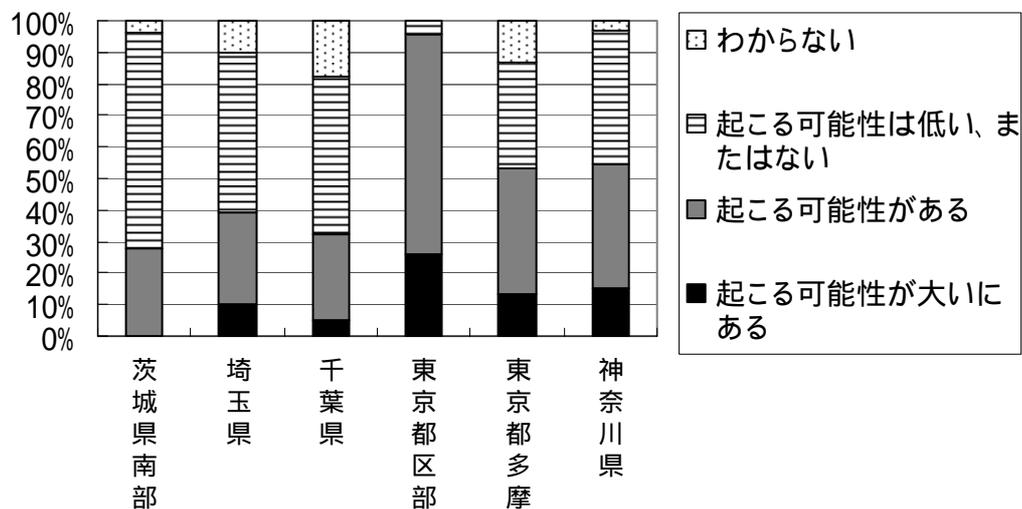


図 3 - 30 多数の帰宅困難者等が路上に滞留する等により応急活動等に支障が生じる懸念 (1 (2) )

### (3) 徒歩帰宅者が車道にあふれ出し、災害応急活動等に支障が生じる懸念

#### 2) 帰宅困難者に関する懸念

帰宅困難者の発生により、様々な問題が起こる可能性があります。次のような各事象について、貴市区町村ではどのように捉えていますか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

| 選択肢 | 1.起こる可能性が大いにある | 2.起こる可能性がある | 3.起こる可能性は低い、またはない | 4.わからない |
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|

|   | 回答欄 |
|---|-----|
| 多数の徒歩帰宅者が通過し車道にあふれ出す等により、災害応急活動等に支障が生じる |     |

### 徒歩帰宅者が車道にあふれ出し、応急活動に支障が生じる懸念

・ 多数の徒歩帰宅者が通過し車道にあふれ出す等により、災害応急活動等に支障が生じる懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で 96%、東京都多摩で 60%、神奈川県で 58%、その他では 5 割に満たない。

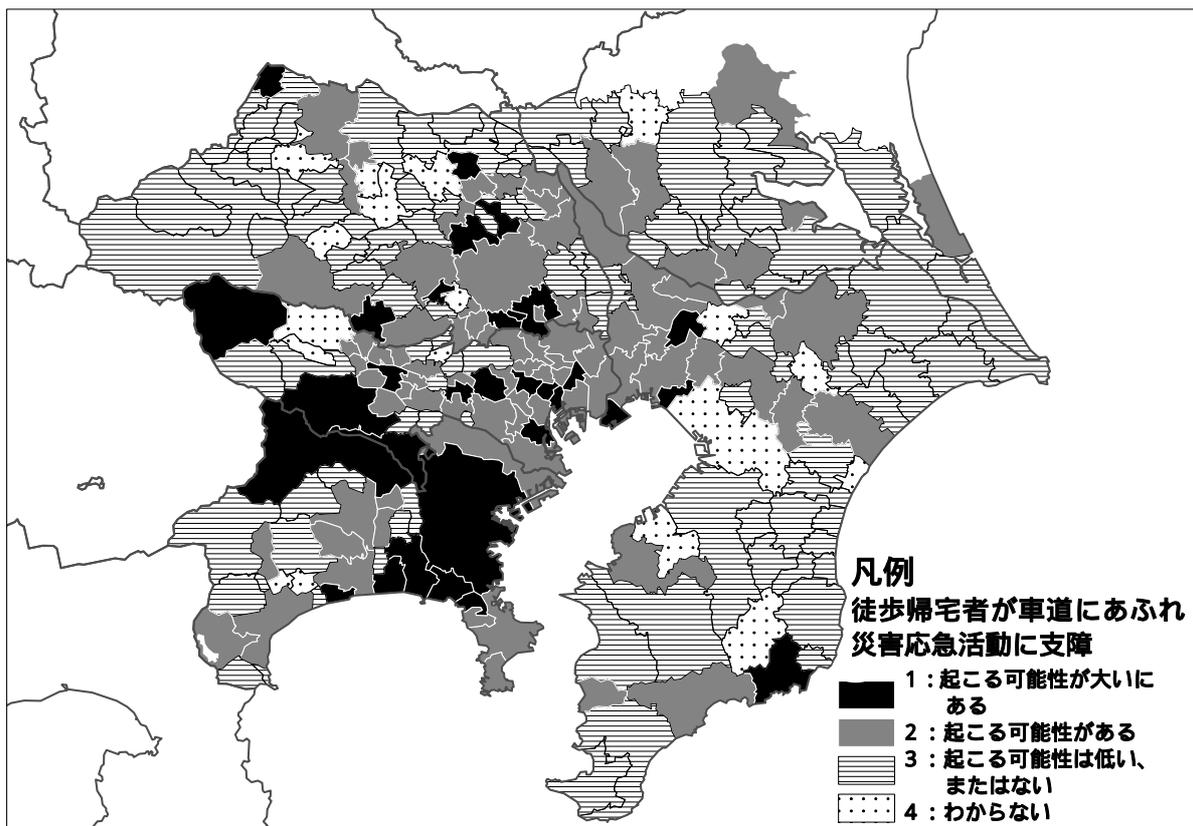
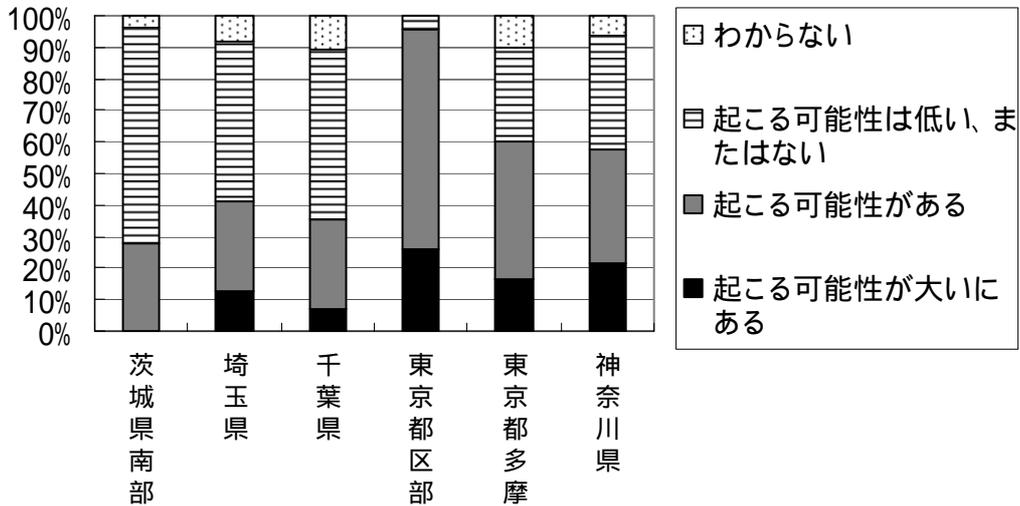


図 3 - 3 1 徒歩帰宅者が車道にあふれ出し、応急活動に支障が生じる懸念

( 1 ( 2 ) )

## 3.6 駅における混乱の防止

### 3.6.1 これまでの専門調査会で提示された課題

- ・ターミナル駅等に多数の帰宅困難者や帰宅者が集中すると混乱するおそれがある。
- ・駅のコンコース等の空間があっても、余震等により安全が確保できない懸念があり、駅外に誘導する対応がとられる場合が多い。
- ・帰宅困難者や帰宅者は、鉄道等の交通機関の運行状況や道路の交通規制の状況、一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所などに関する様々な情報を求めて駅等に集まってくることが予想されるが、こうした情報を総合的に提供する仕組みがない。
- ・運行状況や復旧見込み等に関する情報の提供を的確に行わないと、帰宅困難者や帰宅者がさらに駅に集中するおそれがある。

### 3.6.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項

#### (1) 駅前等における混乱の発生の懸念

##### 1.(2) 帰宅困難者に関する懸念

帰宅困難者の発生により、様々な問題が起こる可能性があります。次のような各事象について、貴市区町村ではどのように捉えていますか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

| 選択肢 | 1.起こる可能性が大いにある | 2.起こる可能性がある | 3.起こる可能性は低い、またはない | 4.わからない |
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|
|-----|----------------|-------------|-------------------|---------|

|                                 | 回答欄 |
|---------------------------------|-----|
| 駅前等に多数の帰宅困難者等が集中し、パニック等の混乱が発生する |     |

## 駅前等における混乱の発生の懸念

・ 駅前等に多数の帰宅困難者等が集中し、パニック等の混乱が発生する懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」と回答した市区町村の割合は、東京都区部で91%、神奈川県で70%、東京都多摩で63%、埼玉県・千葉県で46%である。

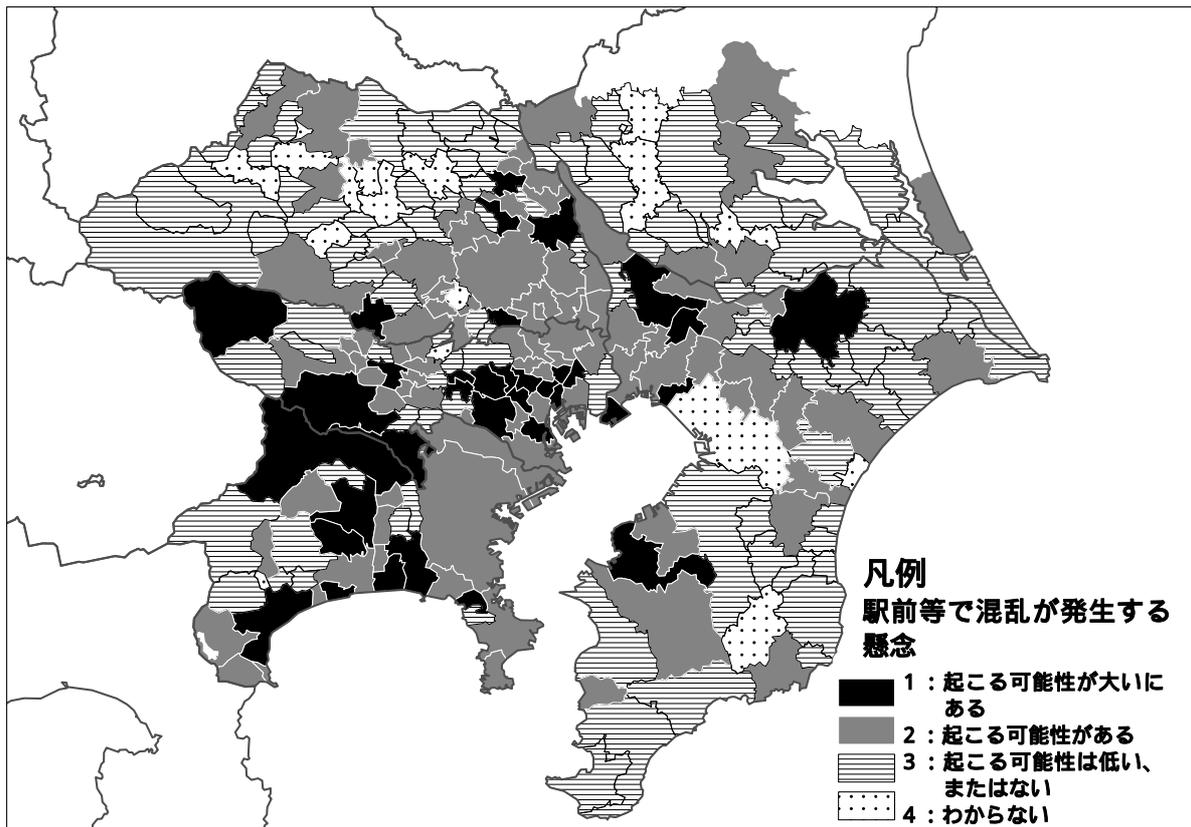
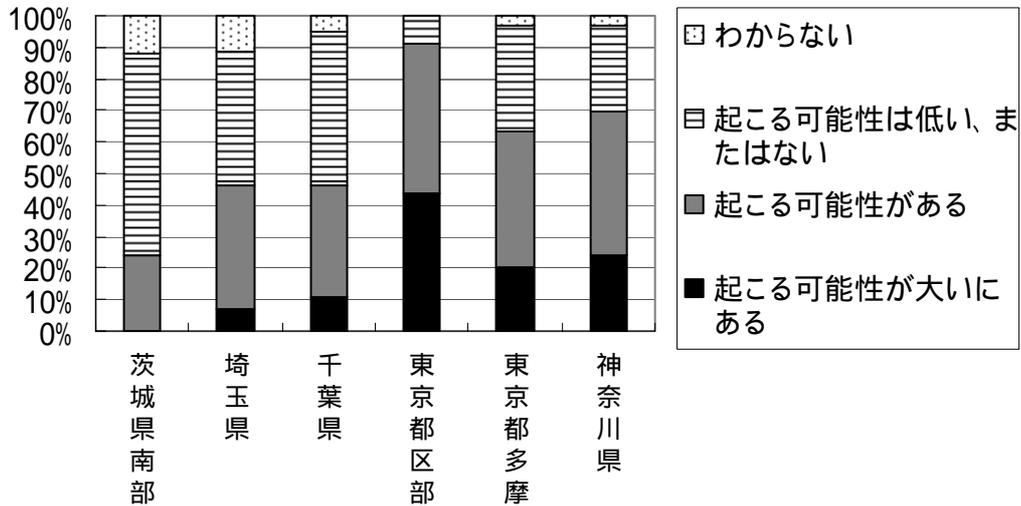


図 3 - 3 2 駅前等における混乱の発生の懸念 ( 1 ( 2 ) )

## (2) 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の実施

### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|   |     |
|---|-----|
|   | 回答欄 |
| 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報（被災情報、交通情報、休息場所情報など）提供。 |     |

## 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の実施

・ 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報を提供する市区町村の割合は、神奈川県で 21%、東京都多摩 20%、東京都区部で 13%である。その他では 1 割に満たない。

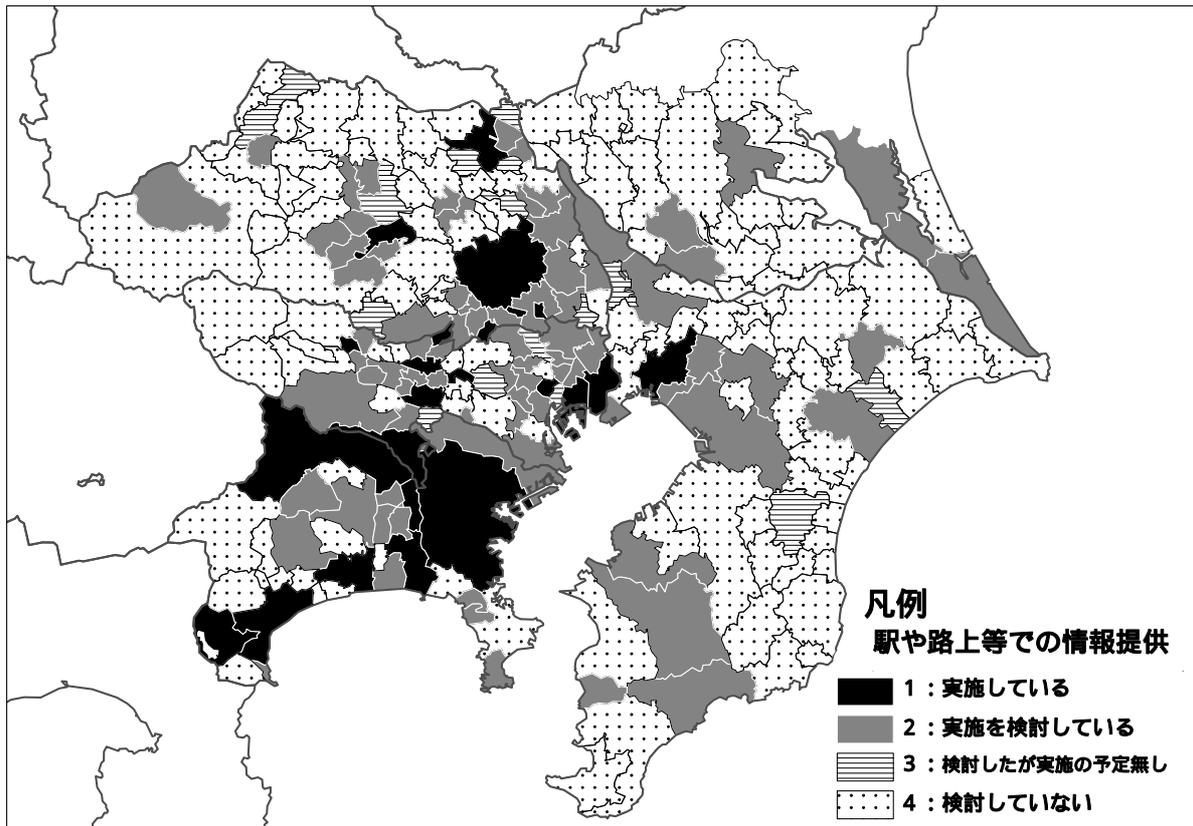
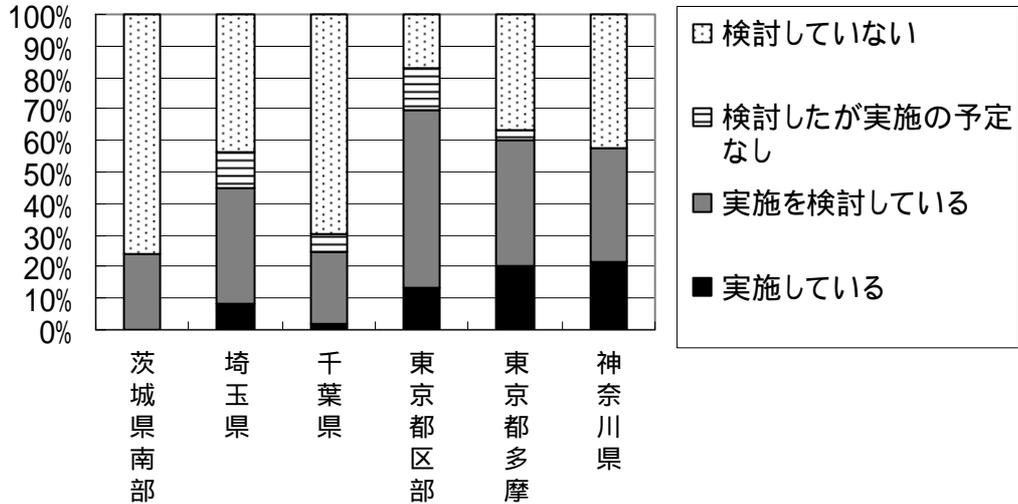


図 3 - 3 3 駅や路上等での情報提供実施状況 ( 1 ( 3 ) ア )

### (3) 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の内容

#### 4. 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報（被災情報、交通情報、休息場所情報など）提供

どのような情報を流す予定ですか。当てはまるもの全てに をつけて下さい。

|   |     |
|---|-----|
| 1. 「むやみに移動を開始しないで下さい」など移動を思いとどまらせる呼びかけ        | 回答欄 |
| 2. 「公園で休息をとることができます」など、帰宅困難者が近辺で利用可能な支援に関する情報 |     |
| 3. 「帰宅するときには に気を付けて下さい」といった帰宅する際の注意事項         |     |
| 4. 「帰宅には 道路を使って下さい」など帰宅路の選択に係る呼びかけ            |     |
| 5. 鉄道等公共交通機関の運行等の状況に関する情報                     |     |
| 6. 道路の被災状況や火災情報など帰宅路の状況に関する情報                 |     |
| 7. 帰宅途中で利用できる支援場所等に係る情報                       |     |
| 8. 内容については特に定めていない                            |     |
| 9. その他  |     |

## 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の内容

- ・ 駅や路上等で帰宅困難者に提供する情報の具体的内容については、「鉄道等公共交通機関の運行等の状況に関する情報」、「道路の被災状況や火災情報など帰宅路の状況に関する情報」が多い。「内容については特に定めていない」という回答も多い。

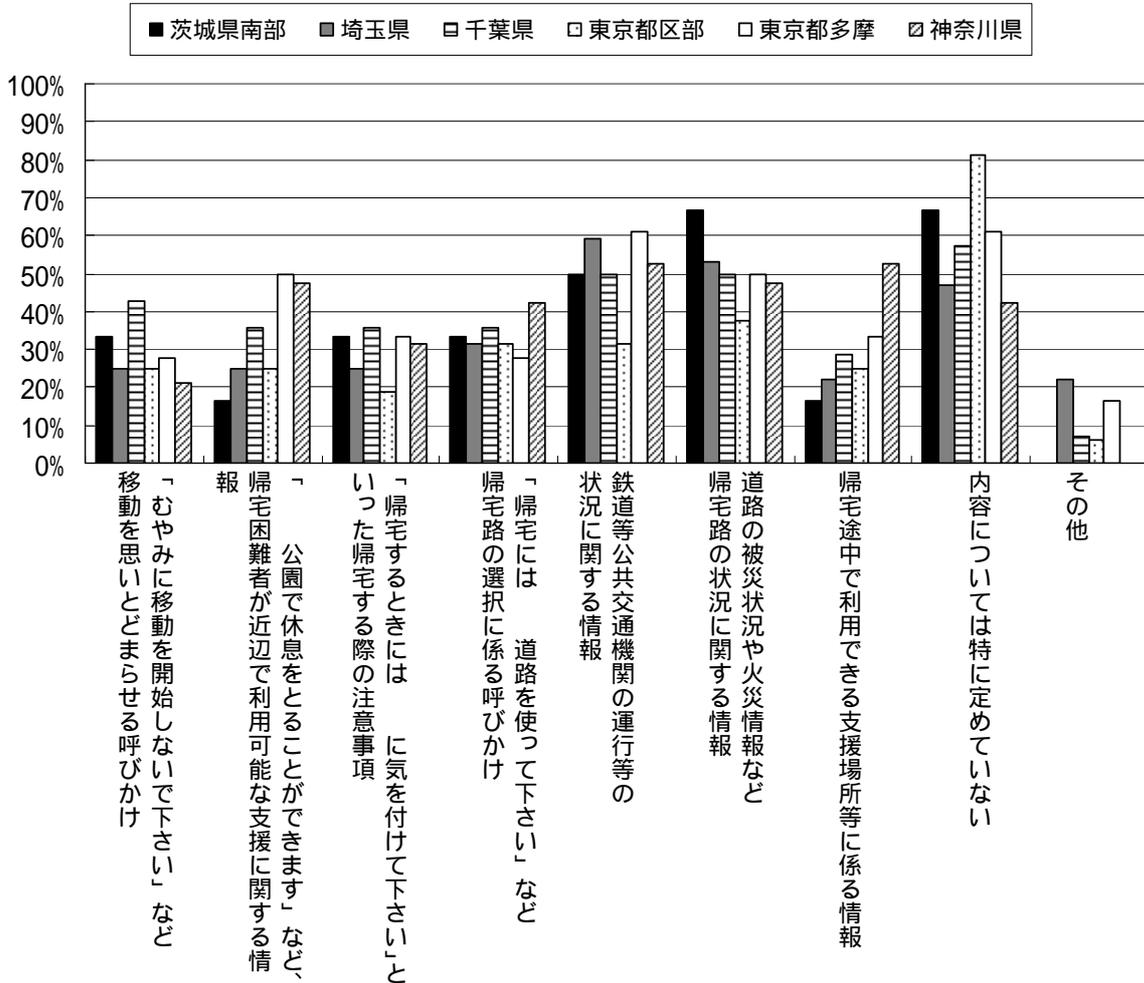


図 3 - 3 4 駅や路上等で提供する情報 ( 4 )

(母数は、「1.(3)ア対策の実施状況 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報(被災情報、交通情報、休息場所情報など)提供」において、「1.実施している」「2.実施を検討している」のいずれかを選択している市区町村)

(4) 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の地域防災計画への位置づけ

1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画に記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                          |                   |
|-----|--------------------------|-------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけている(記載している) | 2.地域防災計画には記載していない |
|-----|--------------------------|-------------------|

|  |     |
|--|-----|
|  | 回答欄 |
| 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報(被災情報、交通情報、休息場所情報など)提供 |     |

## 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の地域防災計画への位置づけ

・ 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報の提供を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で73%、東京都区部で61%、神奈川県で42%である。

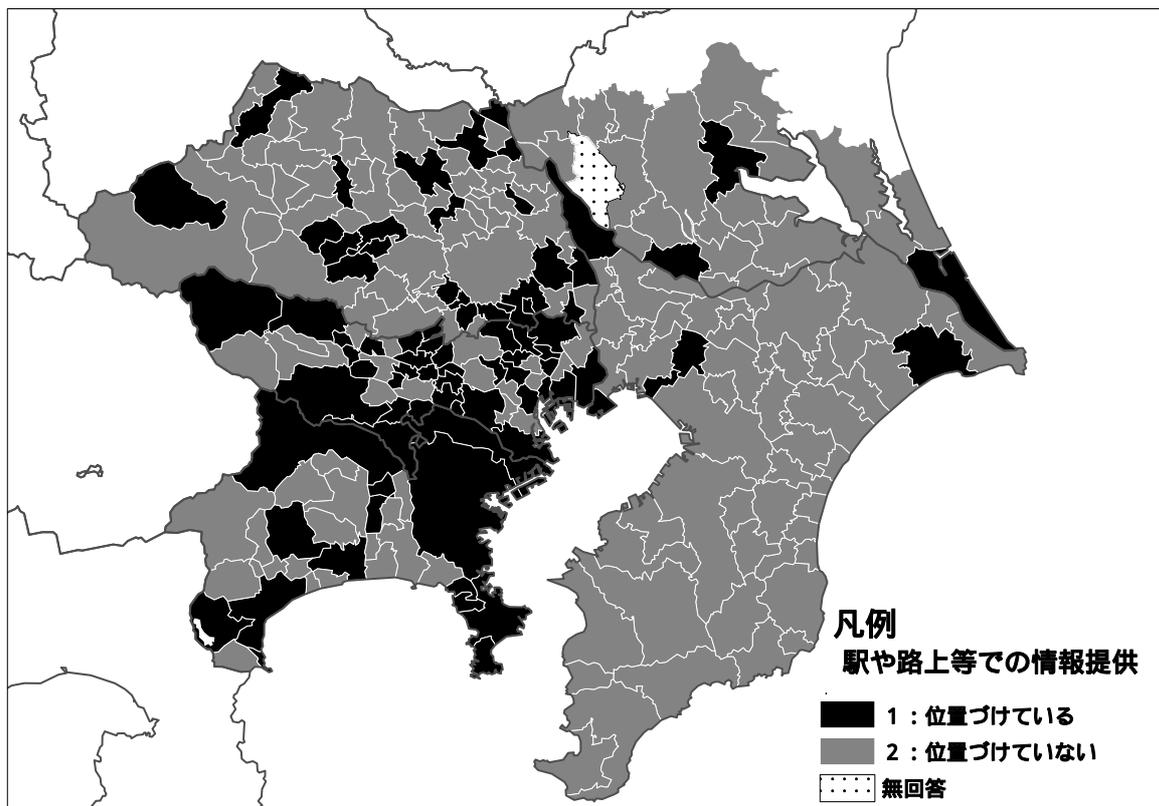
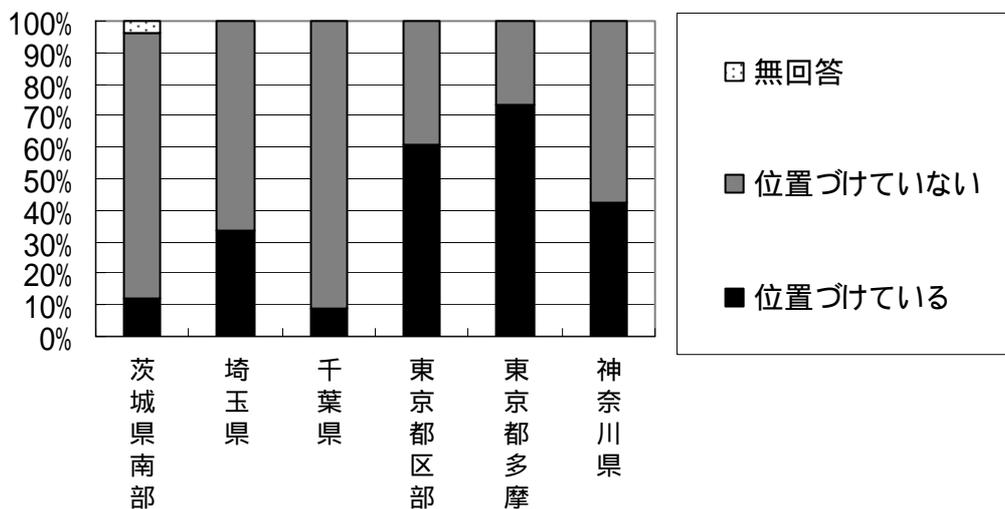


図 3 - 35 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報(被災情報、交通情報、休息場所情報など)提供の地域防災計画への位置づけ(1(3)ウ)

## (5) 駅等での帰宅困難者問題に対する自由回答

### 3. 帰宅困難者問題に関する課題等、工夫

帰宅困難者問題にあたり、心配ごとや現状での課題等がございましたら、ご記入下さい。他の市区町村の参考となるよう、何か工夫がございましたら、併せてご記入下さい。

また、関連文書等があれば、添付してください。

### 5. 帰宅困難者対策についての意見・要望等

首都直下地震時における帰宅困難者対策等について意見・要望等がございましたらご記入下さい。また、貴市区町村で、帰宅困難者対策でユニークな取り組みを実践されている学校、企業、団体などをご存知でしたら、ご教示ください。

## 駅等での帰宅困難者問題

帰宅困難者に関して以下のような課題、意見等が挙げられている。

- ・「当区では、ターミナル駅があり帰宅困難者は、都の被害想定で23万人が見込まれており、対策は急務である、帰宅困難者の食料・水は備蓄しておらず、避難所における備蓄も地域住民のためのものである。」
- ・「帰宅困難者が駅に集中し、周辺にある避難所に多数の人が避難してくることが予想される。その際、避難所を運営するうえで地域の住民との間で、トラブル等が発生することが懸念される。」
- ・「東海地震の警戒宣言が発せられた場合、私鉄の折り返し駅となっているため、その際の駅前滞留者の対応に苦慮すると思われる。」
- ・「各鉄道会社の駅での対応方法等、実践的な活動マニュアルを都と鉄道会社で作成していただきたい。さらに市区町村と駅との具体的な対応については、そのマニュアルに基づき決めていければと考える。」

## (6) 駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備

### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
|                                | 回答欄 |
| 駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等の準備 |     |

## 駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備状況

・ 駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等の準備を実施している市区町村の割合は、神奈川県で24%、東京都区部で13%である。

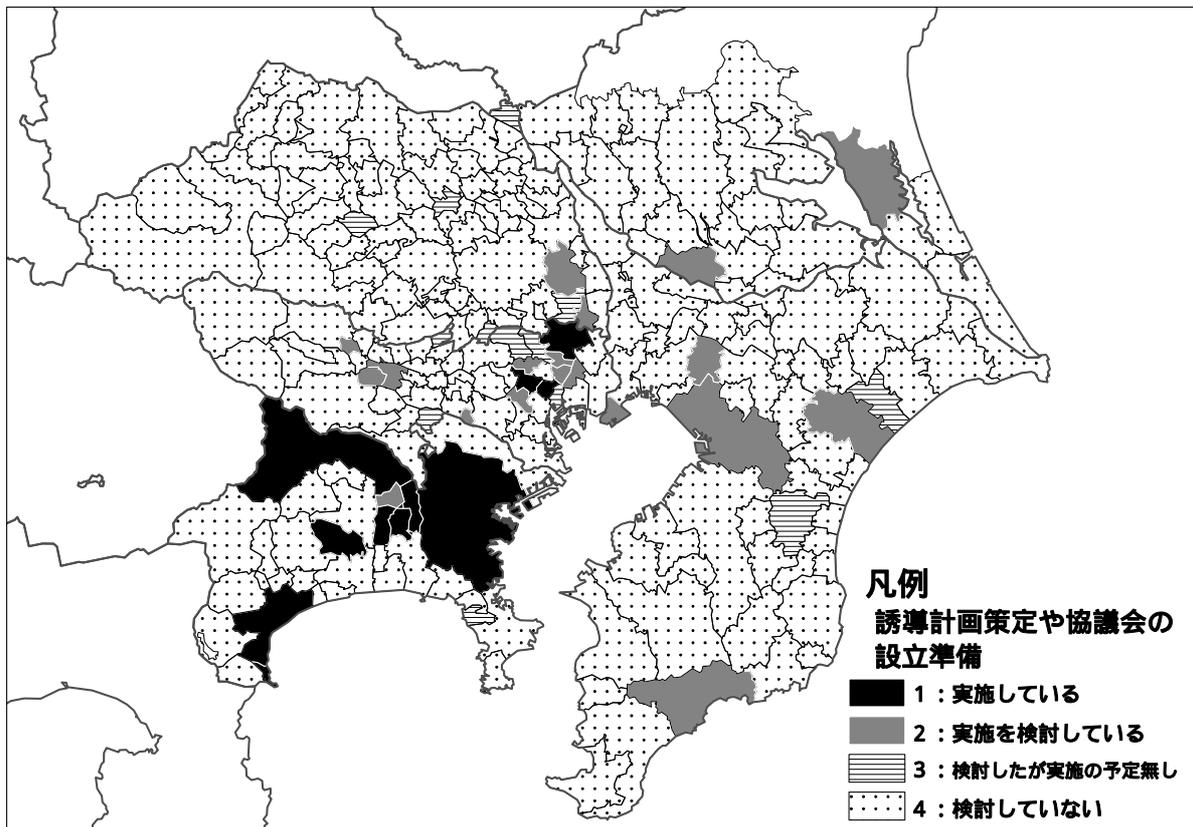
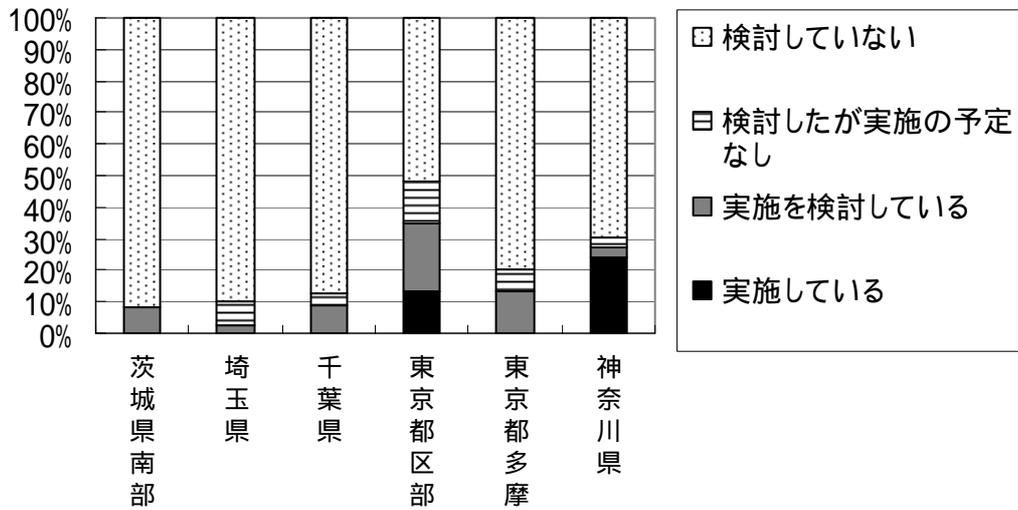


図 3 - 3 6 駅周辺での混乱防止のための誘導計画策定や協議会の設立等の準備状況 ( 1 ( 3 ) ア )

(7) 駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備の  
地域防災計画への位置づけ

1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                              |                   |
|-----|------------------------------|-------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけている<br>(記載している) | 2.地域防災計画には記載していない |
|-----|------------------------------|-------------------|

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
|                                | 回答欄 |
| 駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等の準備 |     |

### 駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備の地域防災計画への位置づけ

・ 駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で 17%、東京都区部で 13% である。その他では 1 割に満たない。

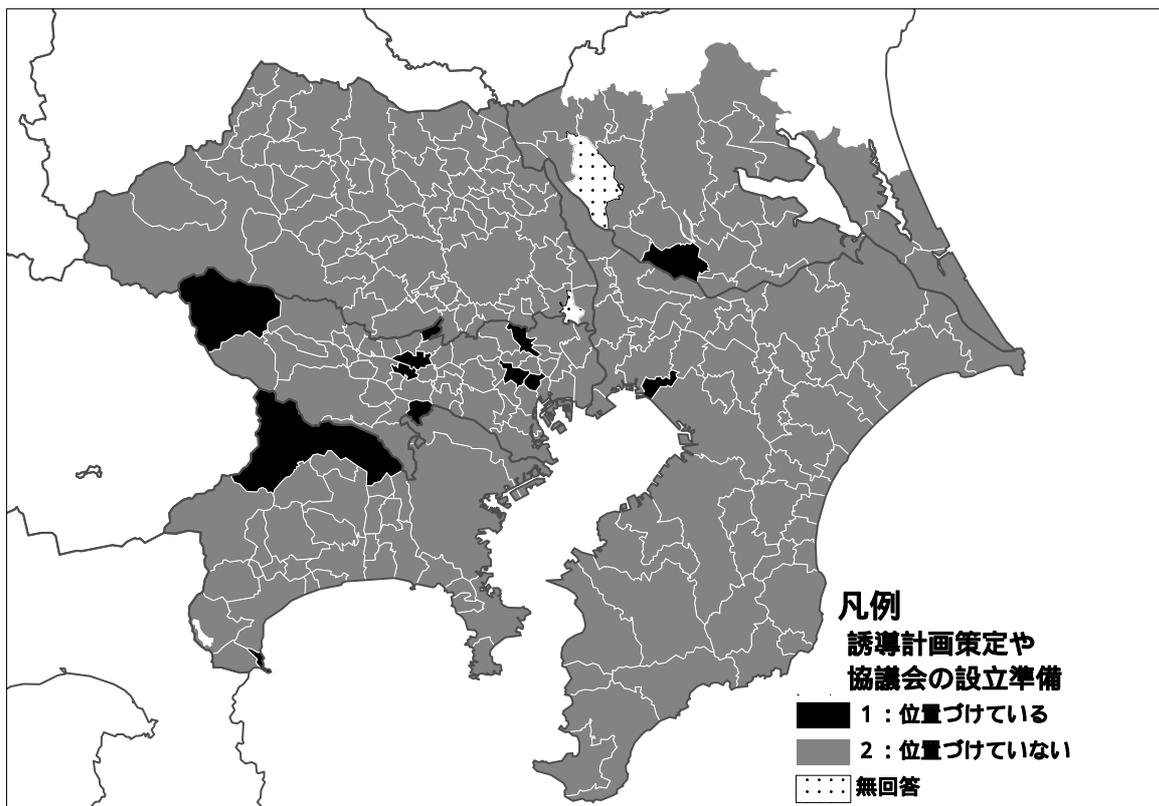
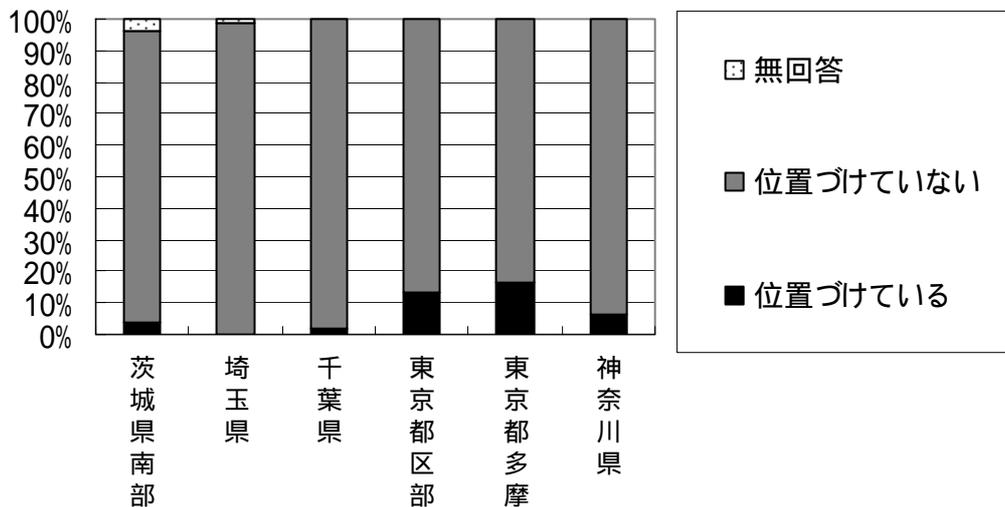


図 3 - 37 駅周辺での混乱防止のための誘導計画策定や協議会の設立等の準備の地域防災計画への位置づけ ( 1 ( 3 ) ウ )

## 3.7 代替交通機関の確保

### 3.7.1 これまでの専門調査会で提示された課題

- ・どこからどこへ、どれだけの代替交通輸送が必要となるのかということについての事前予測が非常に難しいこともあって、具体的な代替交通輸送の運用計画は策定されていない。
- ・有力な代替交通手段であるバス等は、現状では緊急通行車両扱いではないため、災害時において、通行証発行の手続きが迅速・円滑に進まない可能性がある。
- ・バス等の輸送能力では、一部の輸送の代替しかできない。

### 3.7.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項

#### (1) 公共交通機関等との連携

##### 3. 帰宅困難者問題に関する課題等、工夫

帰宅困難者問題にあたり、心配ごとや現状での課題等がございましたら、ご記入下さい。他の市区町村の参考となるよう、何か工夫がございましたら、併せてご記入下さい。

また、関連文書等があれば、添付してください。

##### 5. 帰宅困難者対策についての意見・要望等

首都直下地震時における帰宅困難者対策等について意見・要望等がございましたらご記入下さい。また、貴市区町村で、帰宅困難者対策でユニークな取り組みを実践されている学校、企業、団体などをご存知でしたら、ご教示ください。

#### 代替交通機関の確保

代替交通機関の確保については、複数の市区町村にまたがる問題であるため、個々の市区町村への照会では直接質問していないが、次のような課題・意見等が挙げられている。

- ・「帰宅困難者を町域外に移送することで対策が終了するものでなく、次の市町との連携や公共交通機関との連絡調整が必要であることから、連携・連絡調整の役割を県に担っていただきたい。」
- ・「大震災時に大量の帰宅困難者を輸送する手段はなく、徒歩帰宅を原則とするが、高齢者、病弱者など自力で遠距離を徒歩帰宅することが困難な人に対しては代替輸送手段を確保する。このため、応急対策活動との調整を図りながら、滞留者の移送のための代替輸送を検討する。」



## 3.8 帰宅断念者のボランティアとしての活用

### 3.8.1 これまでの専門調査会で提示された課題

- ・ボランティアとして、帰宅困難者のマンパワーを活用する余地が大きいものと考えられるが、その具体的な方策はほとんど定まっていない。

### 3.8.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項

#### (1) 帰宅断念者をボランティアとしての活用する方策の準備

##### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
|                               | 回答欄 |
| 帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を準備 |     |

## 帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の準備状況

- ・ 帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を準備しているのは1市区町村のみであり、その協定先は大学である。
- ・ 実施を検討しているものを含めると東京都区部で30%、東京都多摩で17%、その他では1割に満たない。

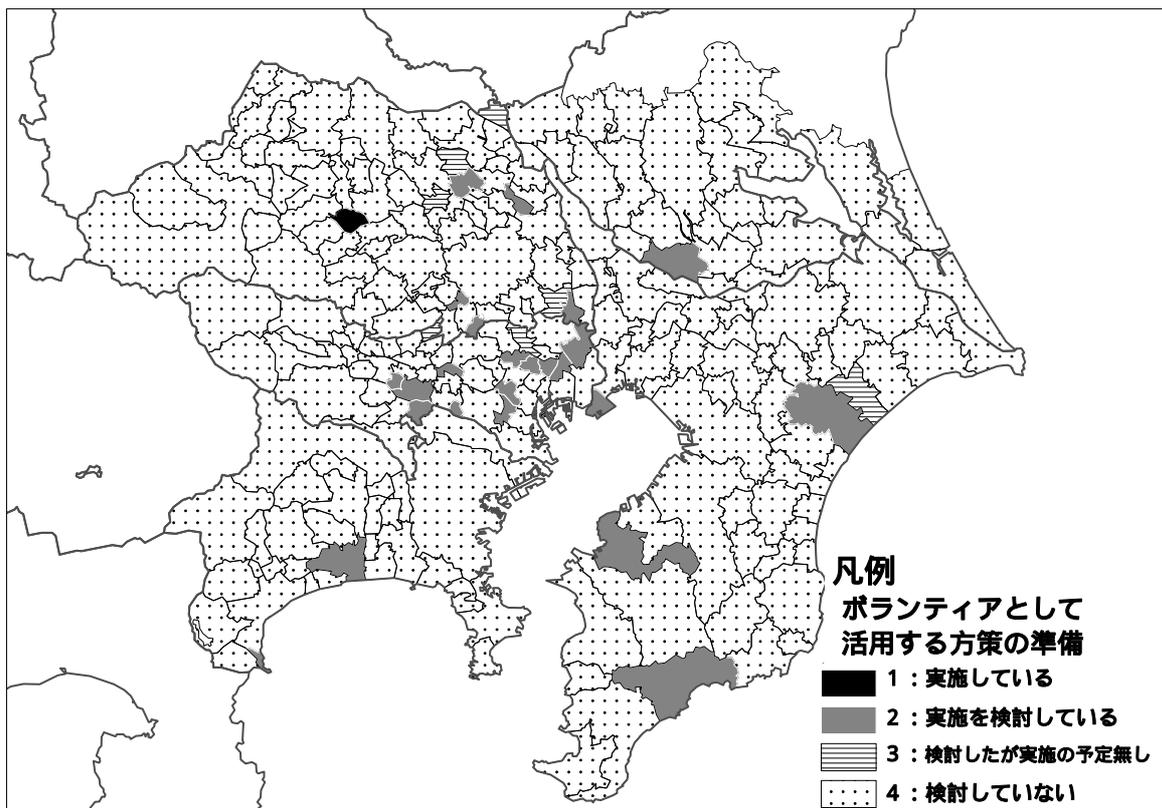
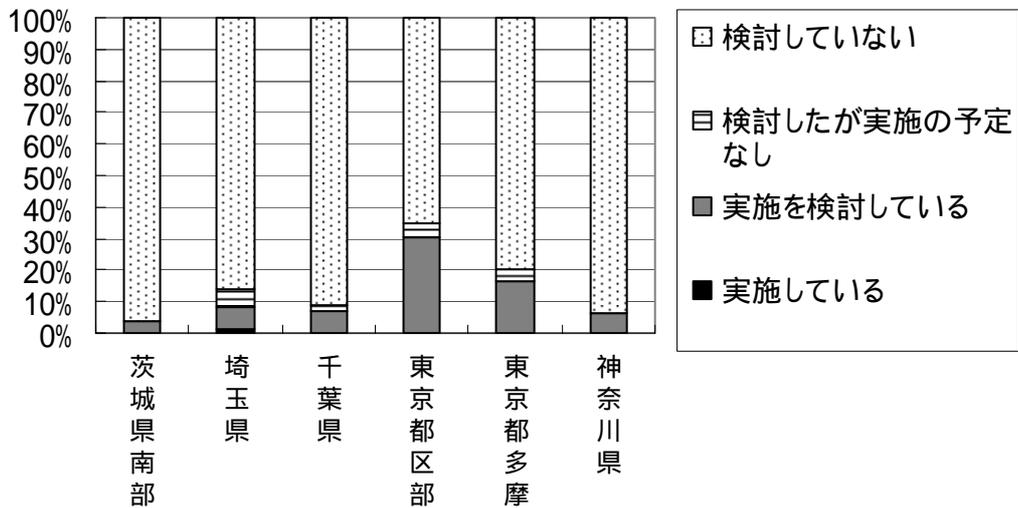


図 3 - 38 帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の準備状況

( 1 ( 3 ) ア )

## (2) 帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の地域防災計画への位置づけ

### 1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

| 選択肢                           | 1.地域防災計画に位置づけている<br>(記載している) | 2.地域防災計画には記載していない |
|-------------------------------|------------------------------|-------------------|
|                               |                              | 回答欄               |
| 帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を準備 |                              |                   |

## 帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の地域防災計画への位置づけ

・ 帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部・茨城県南部で4%、埼玉県で3%である。

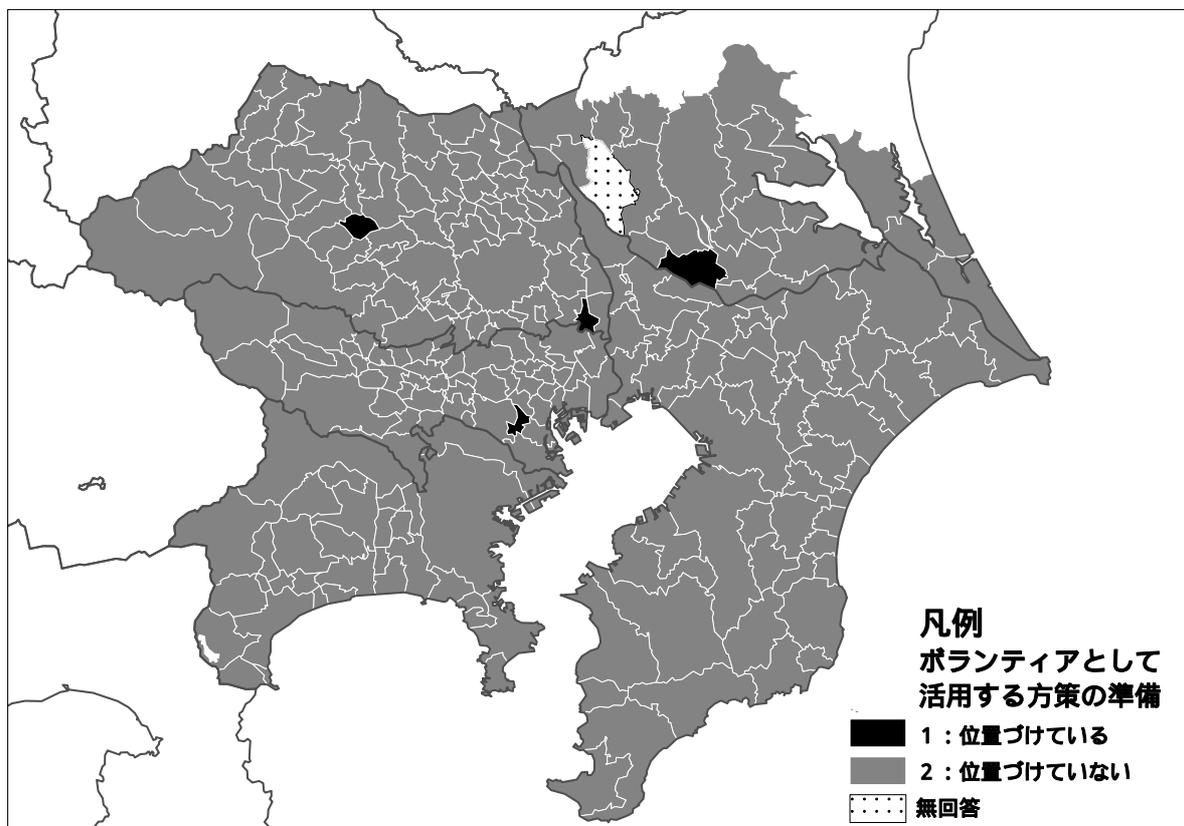
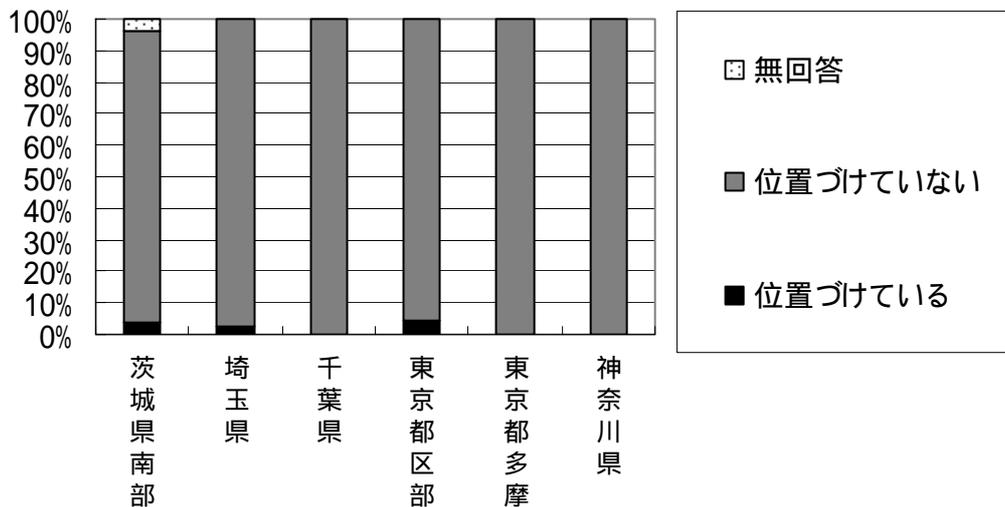


図 3 - 3 9 帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の地域防災計画への位置づけ(1(3)ウ)

### 3.9 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備

#### 3.9.1 これまでの専門調査会で提示された課題

- ・生徒・児童は、仮に鉄道等公共交通機関が再開しても、混乱期に帰宅することによって事故等に巻き込まれる可能性が高くなる懸念がある。
- ・身体障害者等が外出中に地震が発生した場合、健常者と比べて帰宅がより困難になる。
- ・他地方からの旅行者等は首都圏の地理に不案内、頼る先が少ない等により、より困難な状況におかれることになる。
- ・外国からの観光客などで日本語ができない人は、より困難な状況に置かれることになる。

#### 3.9.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項

##### (1) 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備

###### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|   |     |
|---|-----|
|   | 回答欄 |
| 帰宅困難者のうち、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要援護者に対して何らかの支援を準備 |     |

### 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備状況

- ・ 帰宅困難者の中の災害時要援護者への支援の準備を「実施している」のは、東京都区部で9%である。
- ・ 「実施を検討している」を含めると、東京都区部では43%、東京都多摩で37%、神奈川県で27%、埼玉県で24%である。

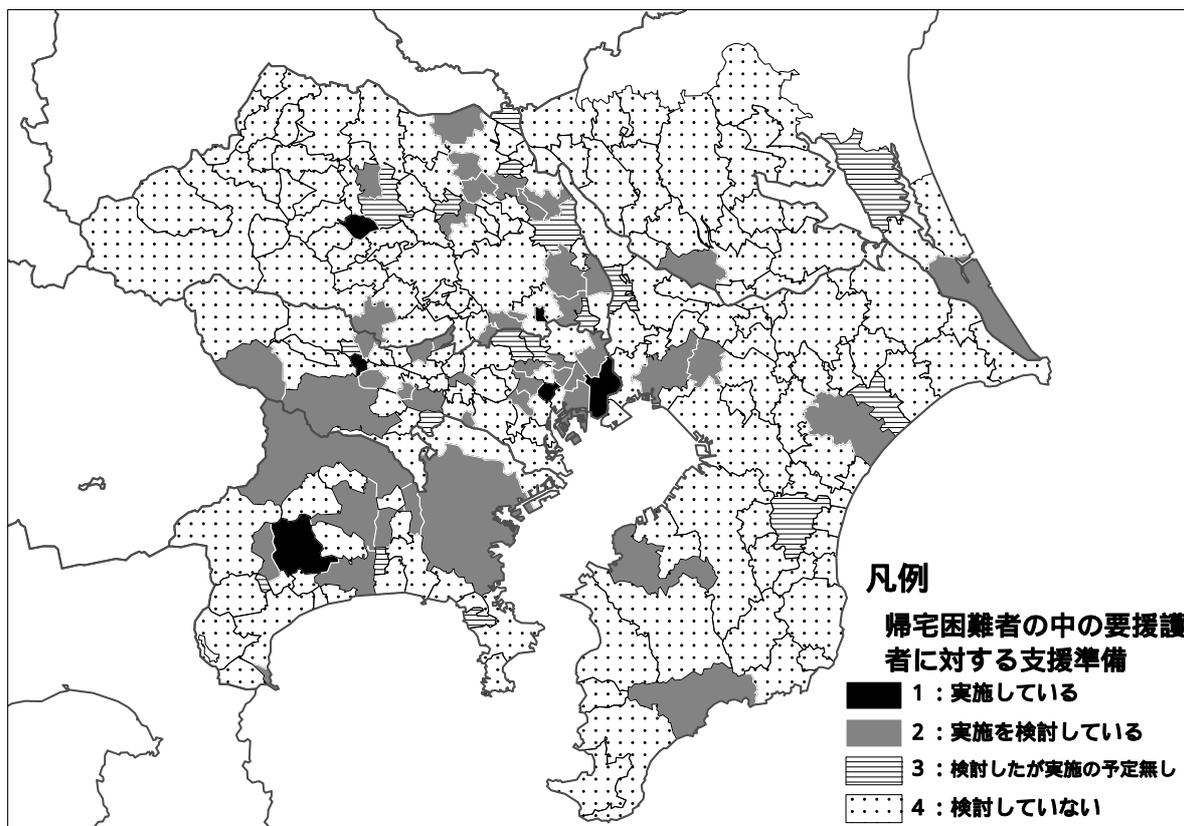
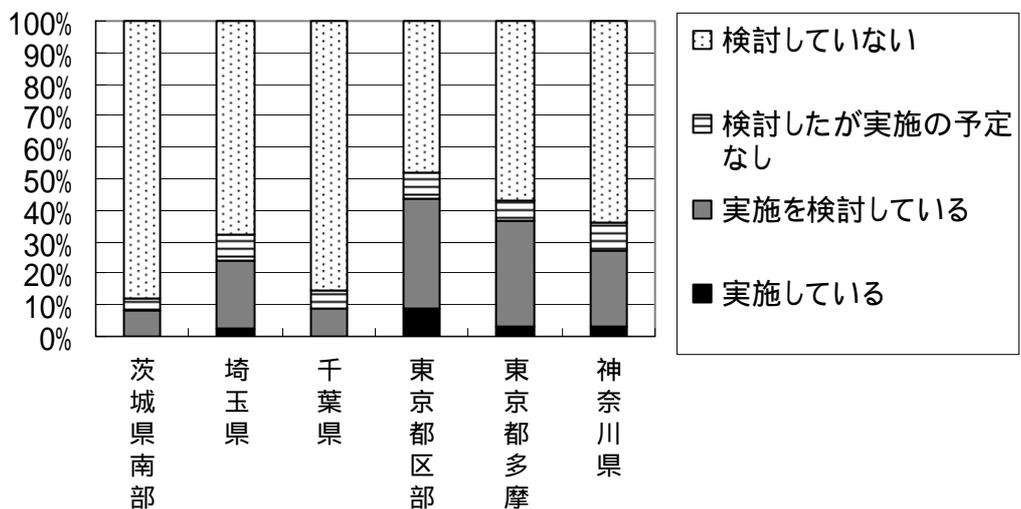


図 3 - 40 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備 (1(3)ア)

### 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の内容

- ・ 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の内容としてあげられているものは、「通訳ボランティア確保」、「福祉避難所」、「代替交通手段の提供」等である。

図 3 - 4 1 帰宅困難者のうち、災害時要援護者に対する支援

| 支援内容              | 自治体数 |
|-------------------|------|
| 通訳ボランティア確保        | 9    |
| 福祉避難所(2次避難所)準備    | 6    |
| 代替交通手段の提供         | 6    |
| 乳幼児への粉ミルク・紙おむつ等準備 | 4    |
| 救護所への受け入れ         | 3    |
| 障害者用トイレの備蓄        | 2    |
| 外国語による誘導標識の       | 2    |
| 医師等によるメンタルケアの実施   | 2    |
| 支援ボランティアの確保       | 2    |
| 高齢者への支援           | 1    |
| おかゆやスープの備蓄        | 1    |



(2) 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の地域防災計画への位置づけ

1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                          |                   |
|-----|--------------------------|-------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけている(記載している) | 2.地域防災計画には記載していない |
|-----|--------------------------|-------------------|

|   |     |
|---|-----|
|   | 回答欄 |
| 帰宅困難者のうち、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要援護者に対して何らかの支援を準備 |     |

## 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の地域防災計画への位置づけ

- ・ 帰宅困難者の中の災害時要援護者への支援の準備を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で 17%、埼玉県・神奈川県で 9%、茨城県南部で 8%である。東京都区部や千葉県ではそのような位置づけを行っている市区町村はない。

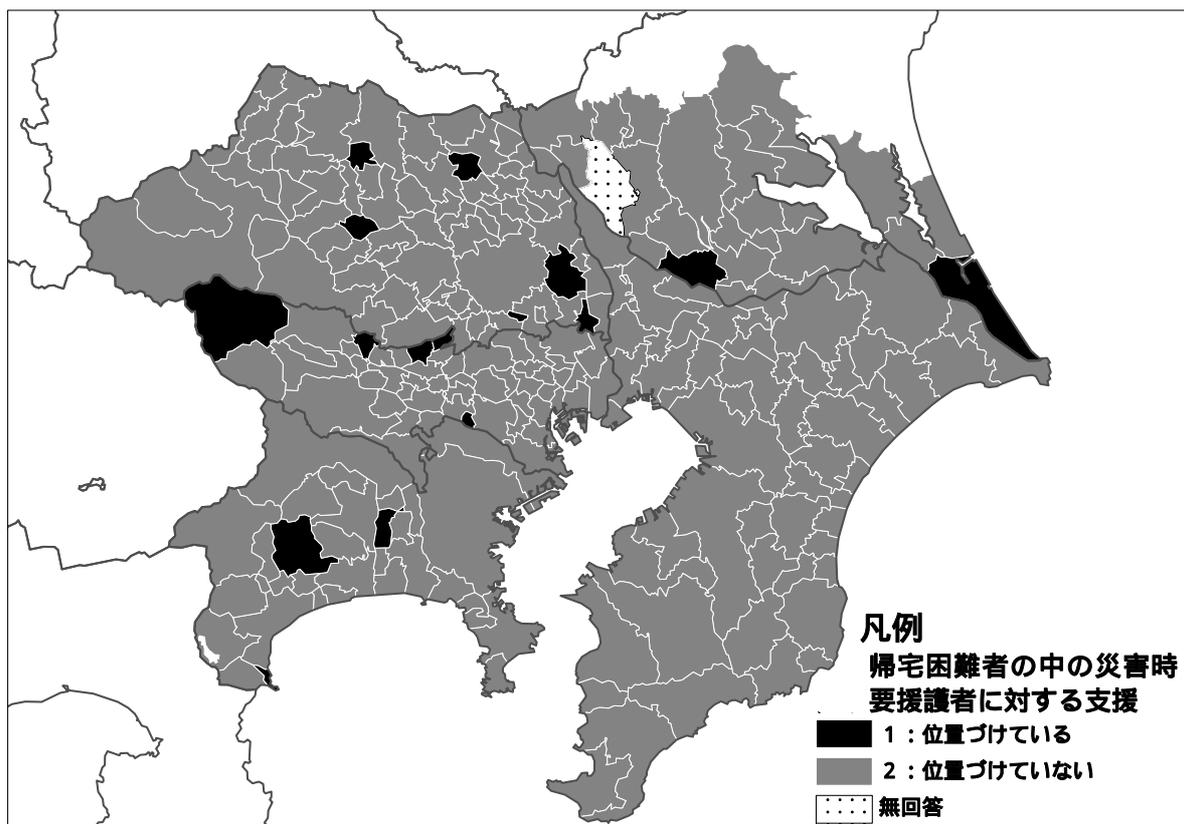
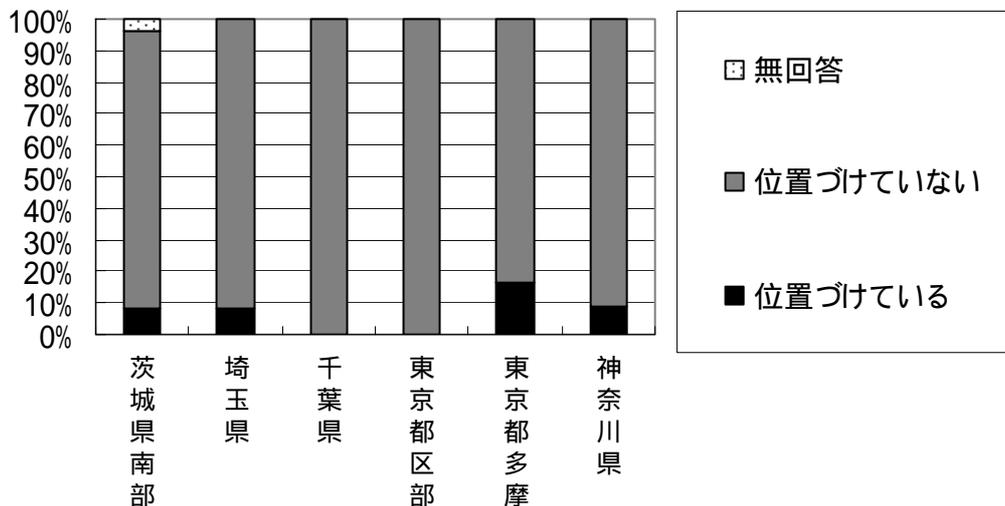


図 3 - 4 2 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の地域防災計画への位置づけ ( 1 ( 3 ) ウ )



## 4. 帰宅困難者及び帰宅者問題全般に関わる総合的な施策

### 4.1 これまでの専門調査会で提示された課題

本章は、総合的な今後の施策の方向性のみを示した章であるため、課題は挙げられてない。

施策の方向性として、「帰宅困難者及び帰宅者の心得の作成と周知」、「帰宅困難者及び帰宅者に対するワンストップ情報提供システムの構築」、「発災時の行動モデルの作成と周知」、「情報提供に関する新技術の活用」があげられている。

### 4.2 市区町村照会結果から把握・確認した事項

#### (1) 情報提供システムの構築

##### 3. 帰宅困難者問題に関する課題等、工夫

帰宅困難者問題にあたり、心配ごとや現状での課題等がございましたら、ご記入下さい。他の市区町村の参考となるよう、何か工夫がございましたら、併せてご記入下さい。

また、関連文書等があれば、添付してください。

##### 5. 帰宅困難者対策についての意見・要望等

首都直下地震時における帰宅困難者対策等について意見・要望等がございましたらご記入下さい。また、貴市区町村で、帰宅困難者対策でユニークな取り組みを実践されている学校、企業、団体などをご存知でしたら、ご教示ください。

#### 情報提供システムの構築

市区町村から次のような意見があり、関係機関の情報を集約し提供することの重要性が指摘されている。

- ・「各事業者、自治体、警察・消防等の把握情報をリアルタイムに提供するシステムが必要ではないかと考えています。区役所等の自治体においては、事実上広域情報の把握は困難であり、把握システムがないと現実に帰宅困難者への情報提供が出来ないので。」
- ・「隣接する都県と埼玉県の災害情報の相互提供を実施する必要性が求められるのではないか。」

## (2) 帰宅困難者心得の周知の実施

### 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
|                                 | 回答欄 |
| “帰宅困難者心得 十条”のような、帰宅困難者のための心得の周知 |     |

### 心得の例：東京都による帰宅困難者心得 10 か条

あわてず騒がず、状況確認  
 携帯ラジオをポケットにつくっておこう  
 帰宅地図  
 ロッカー開いたらスニーカー（防災グッズ）  
 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）  
 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）  
 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚  
 歩いて帰る訓練を  
 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）  
 声を掛け合い、助け合おう

## 帰宅困難者心得の周知の実施状況

- “帰宅困難者心得 カ条”のような、帰宅困難者のための心得を周知している市区町村の割合は、東京都区部で65%、東京都多摩で20%である。

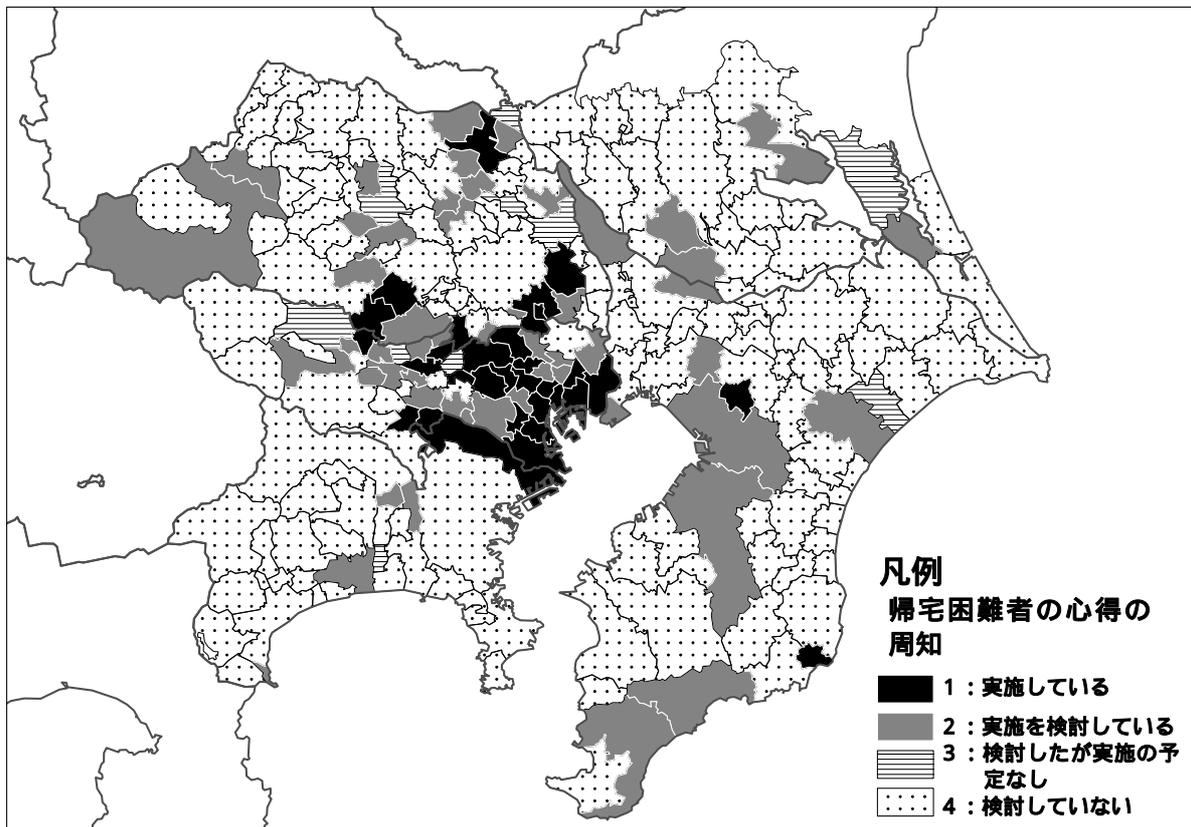
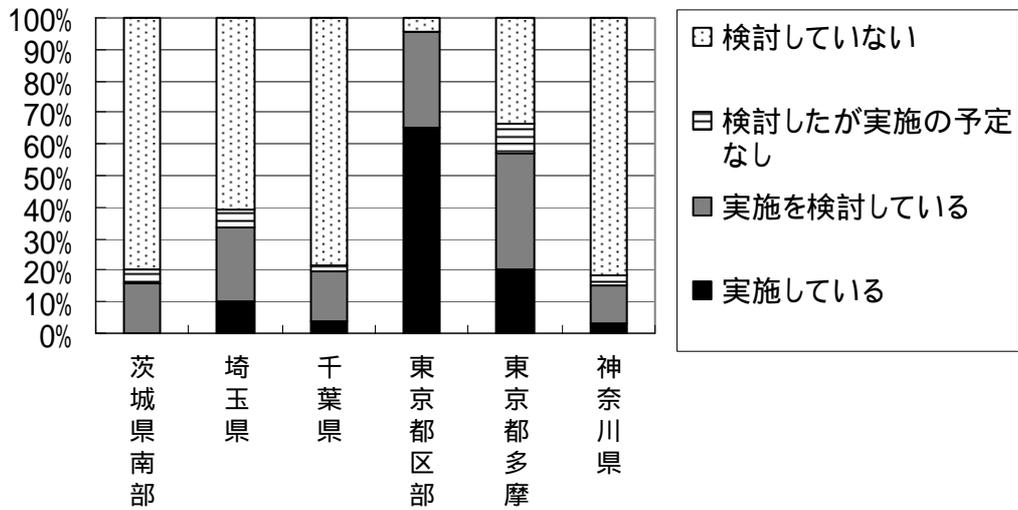


図 4 - 1 帰宅困難者心得に関する周知の実施状況 ( 1 ( 3 ) ア )

## (3) 帰宅困難者心得の周知の地域防災計画への位置づけ

## 1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                              |                       |
|-----|------------------------------|-----------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけ<br>ている(記載している) | 2.地域防災計画には記載してい<br>ない |
|-----|------------------------------|-----------------------|

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
|                                 | 回答欄 |
| “帰宅困難者心得 カ条”のような、帰宅困難者のための心得の周知 |     |

### 帰宅困難者心得の周知の地域防災計画への位置づけ

・ 帰宅困難者的心得の周知について、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では78%、東京都多摩では57%である。

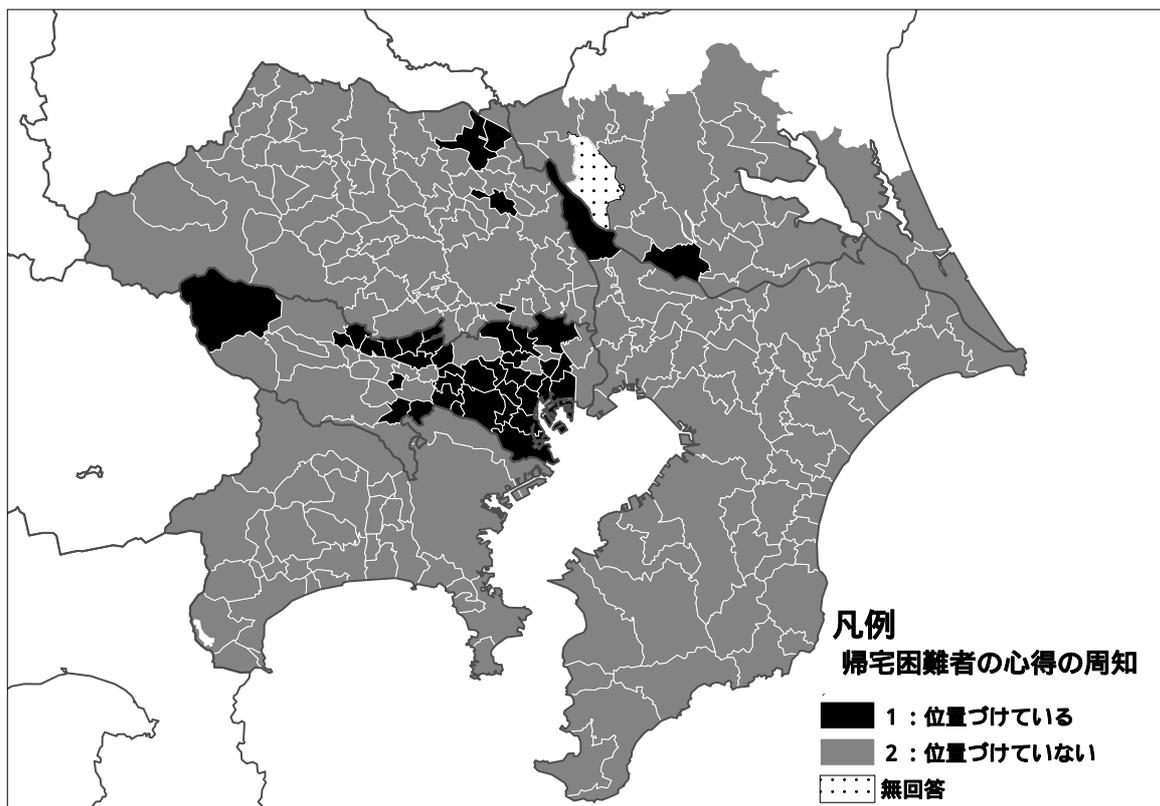
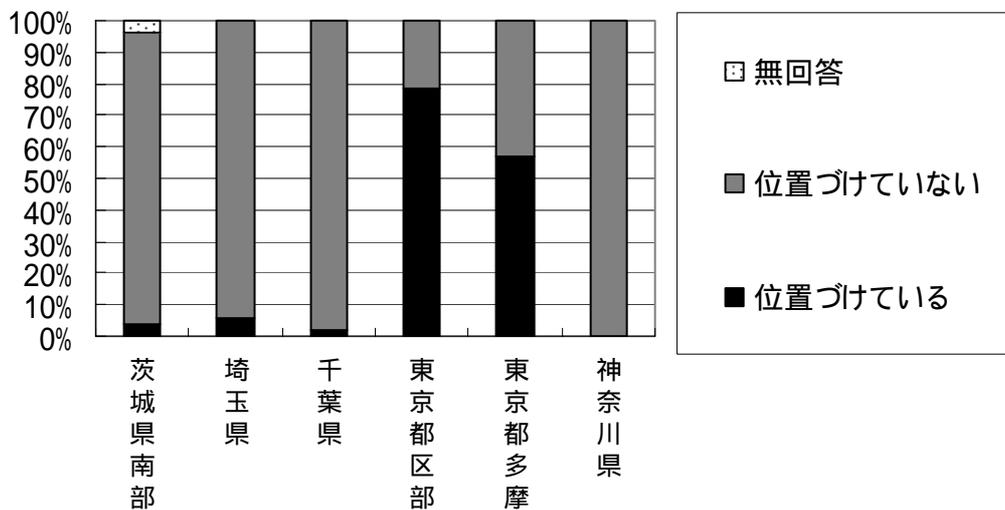


図 4 - 2 帰宅困難者心得の周知に関する地域防災計画への位置づけ (1(3)ウ)

## (4) 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の実施

## 1.(3)ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |          |             |                |           |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|
| 選択肢 | 1.実施している | 2.実施を検討している | 3.検討したが実施の予定なし | 4.検討していない |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------|

|                          |     |
|--------------------------|-----|
|                          | 回答欄 |
| 平時の防災訓練で、帰宅困難者も想定した訓練の実施 |     |

### 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の実施状況

- ・ 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練を実施している市区町村の割合は、東京都区部で30%、神奈川県で24%である。
- ・ 「実施を検討している」市区町村を含めると、東京都区部では61%、神奈川県で39%、東京都多摩で27%、埼玉県で24%である。

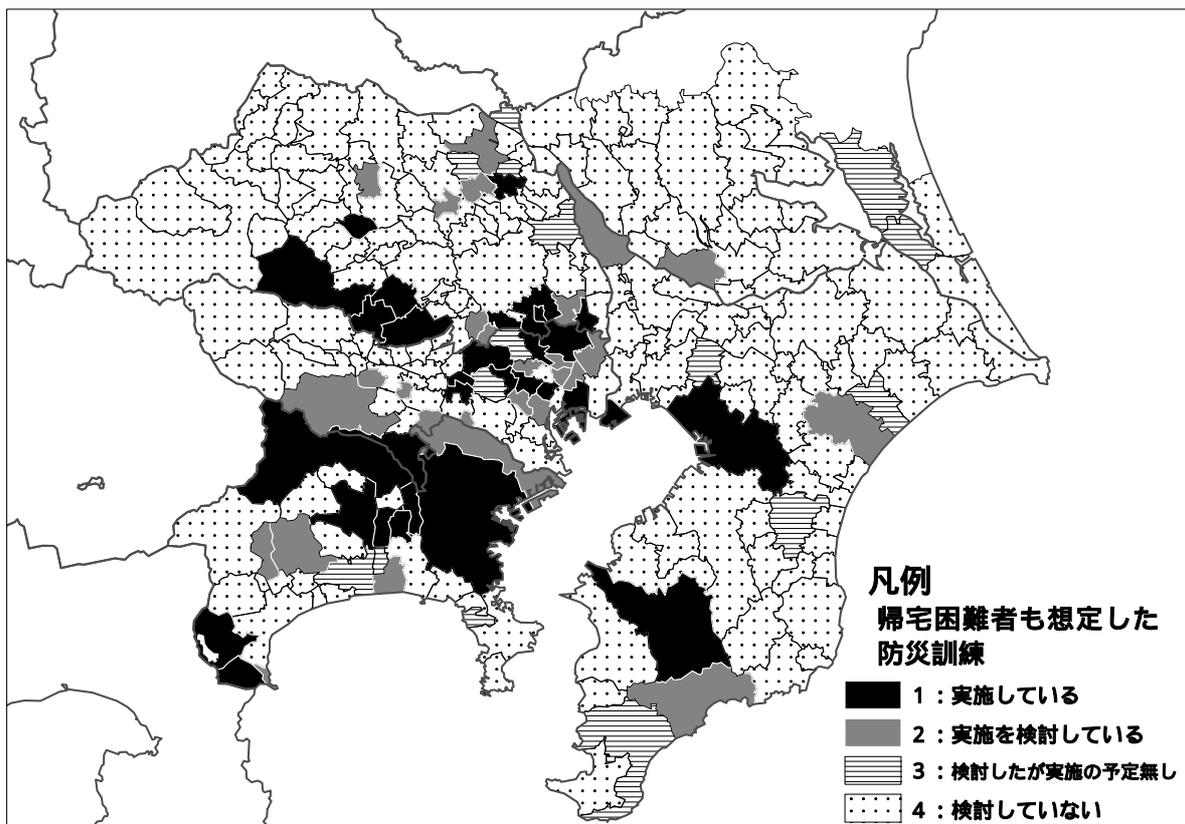
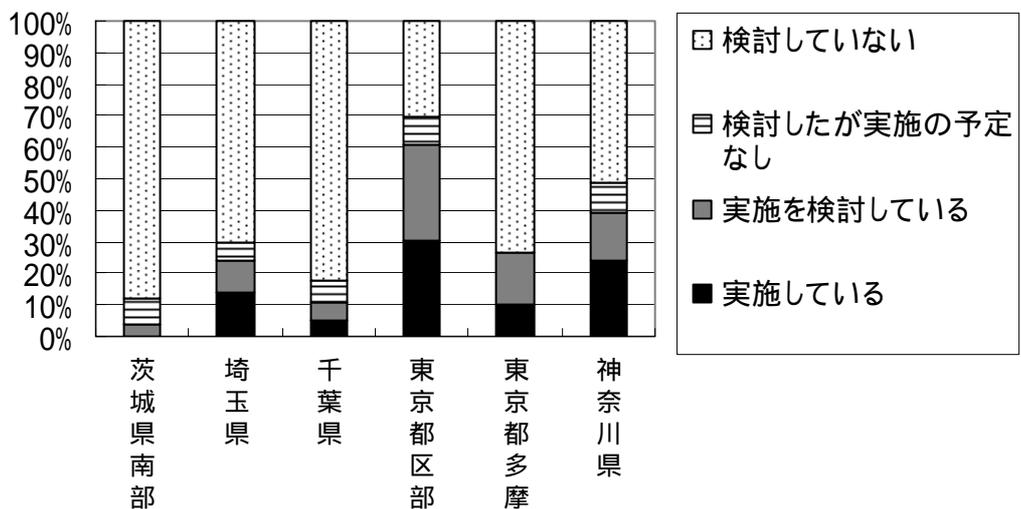


図 4 - 3 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の実施状況

( 1 ( 3 ) ア )

**( 5 ) 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の内容**

4. 帰宅困難者について、どのような内容の訓練でしたか。訓練実施に関する具体的な関係資料等があれば添付して下さい。

**訓練の内容**

- ・ 訓練内容として、徒歩帰宅訓練、一時収容場所までの誘導訓練、情報伝達訓練を挙げる自治体が多い。

**表 4 - 1 訓練の内容 ( 4 )**

| 訓練           | 自治体数 |
|--------------|------|
| 徒歩帰宅訓練       | 18   |
| 収容場所までの誘導訓練  | 8    |
| 情報伝達訓練       | 6    |
| 災害伝言ダイヤル体験利用 | 4    |
| 船舶・バスによる輸送訓練 | 4    |
| 防災組織との連携訓練   | 3    |
| 仮設トイレ組み立て    | 2    |
| 炊き出し         | 2    |
| 混乱防止対策訓練     | 2    |
| 避難所等での受け入れ訓練 | 2    |
| 帰宅者支援訓練      | 1    |
| 帰宅者支援図上訓練    | 1    |



(6) 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の地域防災計画への位置づけ

1.(3)ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

|     |                          |                   |
|-----|--------------------------|-------------------|
| 選択肢 | 1.地域防災計画に位置づけている(記載している) | 2.地域防災計画には記載していない |
|-----|--------------------------|-------------------|

|                          |     |
|--------------------------|-----|
|                          | 回答欄 |
| 平時の防災訓練で、帰宅困難者も想定した訓練の実施 |     |

## 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の地域防災計画への位置づけ

- ・ 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の実施を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部で 48%、東京都多摩で 37%である。その他の地域では 2 割に満たない。

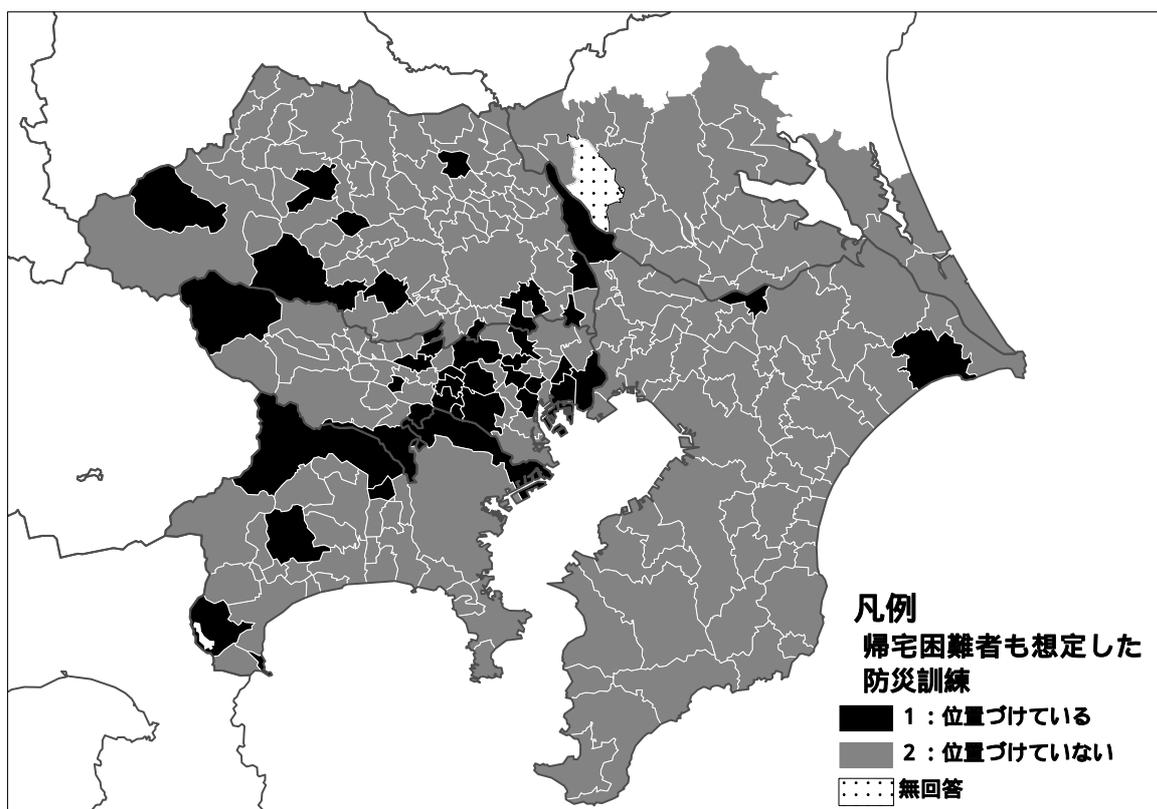
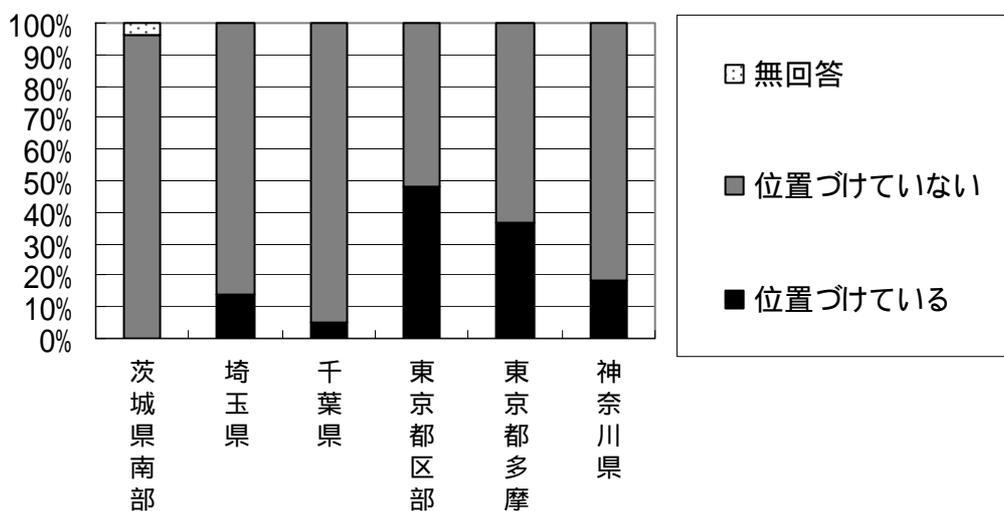


図 4 - 4 帰宅困難者も想定した訓練の実施の地域防災計画への位置づけ  
 ( 1 ( 3 ) ウ )

## (7) 帰宅困難者問題に関する課題、工夫、意見・要望等

### 3. 帰宅困難者問題に関する課題等、工夫

帰宅困難者問題にあたり、心配ごとや現状での課題等がございましたら、ご記入下さい。他の市区町村の参考となるよう、何か工夫がございましたら、併せてご記入下さい。

また、関連文書等があれば、添付してください。

### 5. 帰宅困難者対策についての意見・要望等

首都直下地震時における帰宅困難者対策等について意見・要望等がございましたらご記入下さい。また、貴市区町村で、帰宅困難者対策でユニークな取り組みを実践されている学校、企業、団体などをご存知でしたら、ご教示ください。

## 帰宅困難者問題に関する課題、工夫、意見・要望等

### 広域性に係る問題等

- ・ 「帰宅困難者対策については、一自治体のみにとどまらず、状況によっては県内のみならず県域を越えて広域連携の必要があることから、広域自治体である都道府県の積極的な関わりが重要であると思われる。」
- ・ 「帰宅困難者対策について、特に徒歩で帰宅する方々に対しては、各市区町村が連携するとともに、行政界を超えた広域的な支援が必要となるため、初動期から迅速に支援を行うことができるよう、体制を整備願います。」
- ・ 「帰宅困難者においては、広範囲での対応が必要になることが想定されるため、広域的な対応が不可欠と思われる。そのことから、都道府県が中心となった対応策をお願いしたい。」
- ・ 「大規模災害により町指定の避難所に避難住民及び帰宅困難者で一時収容しきれなかった場合、帰宅困難者を他市町へ移動してもらう場合の調整が不安である。」

### 財政上の問題等

- ・ 「市の予算内で帰宅困難者用の備蓄品まで用意するのは事実上不可能に近く、帰宅困難者用の備蓄品については、都県に計画的配備をして欲しい。」
- ・ 「国が企業や学校等へ帰宅困難者が出ないように積極的な取り組みを促すとともに、食糧等の備蓄に対する補助制度を設けるなどして、帰宅困難者対策の促進を図るべきである。」

### 状況が想定できないことの不明確さ

- ・ 「帰宅困難者については、市町村で人数を想定できないため、具体的な対策に取り組むことが難しいと考える。」
- ・ 「状況が想定できないため、備蓄や一時収容スペースが十分か判断付かない。」
- ・ 「徒歩帰宅の通過人数が具体的に把握できない。」

#### 実効性の確保に係る問題

- ・「地域防災計画には、いくつかの対応策が記載されているものの、全く実践的な備えが伴っていない。」

#### 応急対策上の優先度の問題

- ・「大規模災害により町指定の避難所に避難住民及び帰宅困難者で一時収容しきれなかった場合、避難住民と帰宅困難者の対応の優先順位の決め方。」
- ・「水・食料についてはどうしても優先順位が市内・帰宅困難者の順という風潮が考えられるが、その対応には管内の避難者、帰宅困難者双方の認識の捉え方について、双方から不満の声が上がるのが予想される。その対応が課題である。」

#### 準備・検討の不足の問題等

- ・「事業所の防災計画及びマニュアルの策定がすすんでいない。また、必要性に対する意識が希薄である。」
- ・「帰宅困難者対応を直接担当する部課が決まっていない。」

#### 非常時における対応力不足の問題

- ・「帰宅困難者が多数発生した場合、駅周辺での混乱や路上への滞留が予想されるが、それに対する誘導及び情報提供等の対応が、災害発生当初に人命救助を最優先している中で、どれほど可能か課題と考えている。」

#### 交通のボトルネックの問題

- ・「本市区町村は大河川に囲まれており、橋梁が崩落した場合には、市区町村内外への移動が困難になる。職住近接の特徴から、市区町村内では相当数の帰宅困難者は発生しないと考えられるが、都県境の自治体として都県への遠距離徒歩帰宅者が滞留する可能性は高い。舟運による帰宅困難者輸送などの方法も検討が必要である。」
- ・「当市区町村は、北、西側を全て河川で囲われております。よって、他都県との往来には国道、自動車道、JRを使用する以外、方法がございません。震災により、橋が全て崩壊した場合、他都県からの通勤、通学者が帰宅出来ずに、当市区町村で足止めになり、多数の帰宅断念者が発生するという事態が懸念されます。また、都県からの通勤、通学者が、対岸の市で同じ事態に遭遇することも懸念されます。当市区町村ではそれだけの帰宅断念者を一時保護する為の施設等がなく、計画を立てられません。よって、路上に溢れた帰宅断念者が暴徒化し、食糧の略奪行為等の発生も懸念されます。そういった場合、自衛隊による渡河橋等の架橋により状況を改善することが可能かと思われれます。この様な事態に陥った場合、国土交通省、土木事務所から自衛隊要請手段は構築されているのか、また、自衛隊による渡河橋等の架橋が可能か、可能なら地震発生後からどの程度で架橋できるのか、が懸案事項となっております。」

## 5. 帰宅困難者対策の実施状況と地域防災計画への位置づけ（全体集計）

### 5.1 帰宅困難者対策の実施状況

・ 帰宅困難者対策の実施状況を調査対象地域全体で集計すると、安否確認手段の周知が50%で最も高い。むやみに移動を開始しないことの周知、帰宅困難者心得の周知、水や食料の備蓄の推奨、公共施設や学校を一時収容のために確保、帰宅困難者も想定した訓練の実施が13～14%である。

■ 実施している ■ 実施を検討している □ 検討したが実施の予定なし □ 検討していない □ 無回答

家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制するため、災害用伝言ダイヤル等（災害用ブロードバンド伝言板、携帯電話の災害用伝言版サービス含む）の安否確認手段の周知  
一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知

“帰宅困難者心得 カ条”のような、帰宅困難者のための心得の周知

学校や企業にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨

ホール等の公共施設や学校（高校や国公立大学等）を帰宅断念者の一時収容用に確保

民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結

幹線道路沿い等の避難所（市区町村が設置する小中学校体育館等の屋内避難所）に、遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等を準備

遠距離徒歩帰宅者が通る幹線道路沿い等の市区町村施設において、水やトイレ等を提供

遠距離徒歩帰宅者に対する沿道等での支援について、民間事業者やボランティア団体等と協定等を締結

駅や路上等での帰宅困難者に資する情報（被災情報、交通情報、休息場所情報など）提供。

駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等の準備

平時の防災訓練で、帰宅困難者も想定した訓練の実施

帰宅困難者のうち、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要援護者に対して何らかの支援を準備

帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を準備

民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結

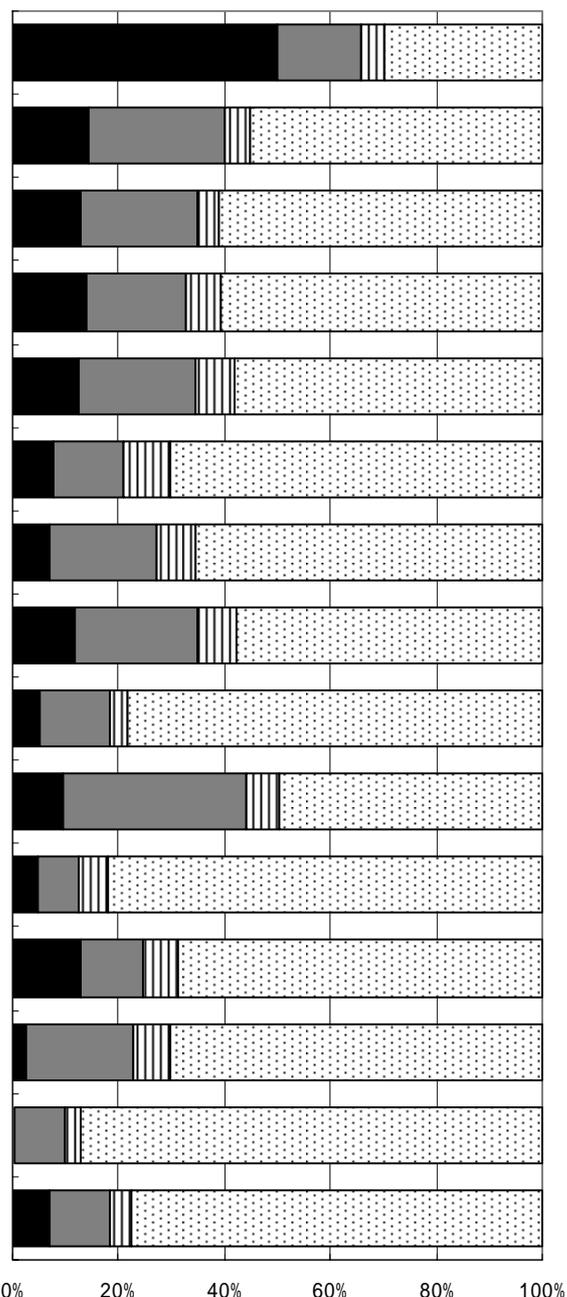


図 5 - 1 帰宅困難者対策の実施状況（1（3）ア～）

## 5.2 帰宅困難者対策の地域防災計画への位置づけ

・ 帰宅困難者対策の地域防災計画への位置づけの状況を、調査対象地域全体で集計すると、安否確認手段の周知が41%、駅や路上での情報提供が34%と比較的高いほか、水や食料の備蓄の推奨が25%、幹線道路沿いの市区町村施設で水やトイレを提供が20%である。

■ 位置づけている    ■ 位置づけていない    □ 無回答

家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制するため、災害用伝言ダイヤル等（災害用ブロードバンド伝言板、携帯電話の災害用伝言版サービス含む）の安否確認手段の周知  
一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知

“帰宅困難者心得 カ条”のような、帰宅困難者のための心得の周知

学校や企業にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨

ホール等の公共施設や学校（高校や国公私立大学等）を帰宅断念者の一時収容用に確保

民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結

幹線道路沿い等の避難所（市区町村が設置する小中学校体育館等の屋内避難所）に、遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等を準備

遠距離徒歩帰宅者が通る幹線道路沿い等の市区町村施設において、水やトイレ等を提供

遠距離徒歩帰宅者に対する沿道等での支援について、民間事業者やボランティア団体等と協定等を締結

駅や路上等での帰宅困難者に資する情報（被災情報、交通情報、休息場所情報など）提供。

駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等の準備

平時の防災訓練で、帰宅困難者も想定した訓練の実施

帰宅困難者のうち、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要援護者に対して何らかの支援を準備

帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を準備

民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結



図 5 - 2 地域防災計画への位置づけの状況（1（3）ウ ~ ）